

地域における給油所過疎対策への取組
に関する調査

結果報告書

令和2年4月

中国四国管区行政評価局

目次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	3
1 地域における給油所過疎を巡る状況	
(1) 国の給油所過疎対策への取組	3
(2) 中国地方における給油所数の推移	7
(3) SS 過疎地等の分布	8
2 関係機関における給油所過疎対策への取組状況	
(1) 国における取組状況等	31
(2) 県における取組状況等	41
(3) 市町村における取組状況等	45
(4) 地域住民の給油所過疎に関する意識	57
(5) 石油商業組合	60
(6) 全国農業協同組合連合会	63
(7) 調査結果の要点及び所見	65
3 給油所過疎地域における給油所存続の取組・課題	
(1) 給油所存続に向けた地域の取組	68
(2) 給油所存続に向けた共通的な取組	88
(3) 給油所存続に向け残された課題等	88

第1 調査の目的等

1 目的

近年、人口やガソリン需要の減少等により給油所（サービスステーション・SS）の経営環境が厳しくなり、農機具用の軽油、移動手段を持たない高齢者世帯の暖房用の灯油等の確保に支障を来す給油所過疎問題が全国的な課題となっている。

このような状況を踏まえ、経済産業省（資源エネルギー庁）は、平成27年3月、地方公共団体等に対して、SS過疎地（市町村内のSSが3か所以下の市町村）対策の必要性の周知や地域の実情に応じた対策の検討を行うためのSS過疎地対策協議会を設置するとともに、地方公共団体のリーダーシップの下で、各地域における課題の認識、目標の設定、課題解決に向けた計画の策定等のSS過疎地対策に取り組む一助とするため、検討に必要な手引きとしての「SS過疎地対策ハンドブック」を28年5月に策定するなどにより、SS過疎地問題の解決に向けた地元地方公共団体のリーダーシップの下での取組や関係機関の協力体制の構築を促している。

また、「国土強靱化年次計画2019」（令和元年6月11日国土強靱化推進本部決定）では、経済産業省が令和元年度に実施すべき事項として「自治体と連携し、SS過疎地対策計画の策定に取り組むとともに、SS維持の困難な地域に対応するため、保安規制の見直しも視野に入れ、新たな燃料供給体制の構築に取り組む。」としており、さらに、SS過疎地におけるSS過疎地対策計画の策定件数を目標として設定した上で、「SS過疎地対策」の推進を図っている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、地域における給油所過疎対策について、効果的で持続的な取組を促進する観点から、i) 給油所の登録情報を用いたSS過疎地等の分布状況等を表した地図の作成、ii) 行政機関等における給油所過疎対策への取組状況等の把握、iii) 今後給油所過疎対策に取り組もうとする地域や地方公共団体等の参考にしてもらうことを目的とした、地域の住民や団体等が一体となって給油所の存続に向けて取り組んでいる事例の把握等により、給油所過疎の実態及び課題を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

経済産業省中国経済産業局

(2) 関連調査等対象機関

島根県、岡山県及び広島県並びに3県内の20市町村^(※)、関係団体、事業者等

(※) 調査対象市町村名及びその選定理由は、次表のとおりである。

3 担当部局

総務省中国四国管区行政評価局

4 実施時期

令和元年7月～2年4月

< 附記 >

本調査の実施に当たっては、中国四国管区行政評価局管内の行政相談委員（433 名）^(※) に対し、調査対象として選定すべき給油所の情報や給油所を巡る地域の実情を把握するため情報の提供を依頼し、寄せられた情報を調査の実施の際に活用するなど、行政相談委員と協働して取り組んだ。

(※) 総務大臣が委嘱した民間有識者で、当局管内全ての市町村に配置され、国民の皆様から相談を受け付け、助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っており、国民の皆様の身近な相談相手となっています。

表 調査対象市町村名及びその選定理由

区 分		選定に当たって勘案した要素			
		SS 過疎地又は道路距離に応じた SS 過疎地に該当する市町村	旧市町村区域で給油所数が 3 か所以下となる区域が多数を占める市町村	給油所存続に取り組んでいる地域が存在する市町村	
市町村	島根県	浜田市			○
		美郷町		○	
		邑南町			※
		津和野町	○	○	※
	岡山県	津山市		○	○
		高梁市	○	○	○
		真庭市			※
		新庄村	○		
		鏡野町		○	○
		勝央町			○
		奈義町	○		
		西粟倉村	○		○
	広島県	久米南町	○		
		吉備中央町		○	
		三次市	○	○	
		庄原市	○		※
		東広島市			○
		廿日市市		○	
安芸高田市	安芸高田市			○	
	世羅町		○		

(注) 1 調査対象とする地方公共団体の選定に当たり、資源エネルギー庁が公表する SS 過疎地又は道路距離に応じた SS 過疎地への該当状況、旧市町村区域における給油所数が 3 か所以下となる区域の分布状況、給油所の存続に向けた取組状況等を勘案し、島根県、岡山県及び広島県の 3 県並びに 3 県内の 20 市町村を調査対象として選定した。

2 SS 過疎地は平成 30 年度末時点の情報、道路距離に応じた SS 過疎地は「SS 過疎地対策ハンドブック」（平成 29 年 5 月改定）に掲載されている情報（平成 28 年 11 月 14 日時点）である。

3 旧市町村区域で給油所数が 3 か所以下となる区域が多数を占める市町村は、合併した市町村において、①その域内の全ての旧市町村で給油所数が 3 か所以下となっている、②現在の市町村役場が置かれている旧市町村区域以外の全ての旧市町村で給油所数が 3 か所以下となっている、③給油所数が 0 か所の旧市町村が存在している市町村から選定した。

4 給油所存続に取り組んでいる地域のうち※を付した 4 市町は、上記 1 のとおり、給油所の存続に向けた取組状況等を勘案し調査対象として選定したが、調査の時点で、給油所の存続に向け取り組んでいる事例として確認できなかったため、市町のみを対象に調査した。なお、安芸高田市は、2 事例を調査した。

第2 調査結果

1 地域における給油所過疎を巡る状況

(1) 国の給油所過疎対策への取組

政府は、「国土強靱化政策大綱」（平成25年12月17日国土強靱化推進本部決定）において、石油製品に関し、「地域の安定供給に支障が生じかねないSS過疎地（市町村内の給油所が3か所以下の市町村）問題については、地域の実情に応じ、総合的な地域施策として、自治体等と一体となって検討する。」としており、「エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）においては、「地元自治体のリーダーシップの下、事業者や地域住民などの関係者が連携し、地域の実情に応じた石油製品流通網の維持策を検討する必要がある。」としている（図表1-1)-①及び図表1-1)-②参照）。

図表1-1)-① 国土強靱化政策大綱（平成25年12月17日国土強靱化推進本部決定）（抜粋）

(別紙3) 施策例 【個別施策分野】 4. エネルギー ○ 地域において石油製品供給の拠点となるSS・LPガス充填所の災害対応能力を強化する。また、 <u>地域の安定供給に支障が生じかねない「SS過疎地」問題については、地域の実情に応じ、総合的な地域施策として、自治体等と一体となって検討する。</u>

(注) 下線は当局が付した。

図表1-1)-② エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）（抜粋）

第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応 第2節 2030年に向けた政策対応 5 化石燃料の効率的・安定的な利用 (2) 石油産業・LPガス産業の事業基盤の再構築 ③ 石油・LPガスの最終供給体制の確保 消費者に対して石油製品の供給を行う下流部門では、石油製品の需要の減少が収益を圧迫する最大の要因の一つとなっている。自動車を始めとした燃料効率の大幅な改善の動きは、ガソリンを始めとする石油製品の需要減少に拍車をかける構造となっており、この結果、石油販売事業者などの経営環境は概して厳しい。 このような状況の中、近隣にサービスステーション（SS）がなくなり、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来す、いわゆる「SS過疎地問題」が全国的な課題となっている。 <u>地域に必要な燃料アクセスを確保するためには、地元自治体のリーダーシップの下、事業者や地域住民などの関係者が連携し、地域の実情に応じた石油製品流通網の維持策を検討する必要がある。</u> また、地理的に不利な条件にある離島における石油製品の供給体制についても地域の課題として取り組む。
--

(注) 下線は当局が付した。

また、「国土強靱化年次計画 2019」（令和元年 6 月 11 日国土強靱化推進本部決定）の分野別施策においても、経済産業省が令和元年度に実施すべき事項として「自治体と連携し、SS 過疎地対策計画の策定に取り組むとともに、SS 維持の困難な地域に対応するため、保安規制の見直しも視野に入れ、新たな燃料供給体制の構築に取り組む。」としている。その業績指標として、SS 過疎地自治体における SS 過疎地対策計画の策定件数(累積)を、全国 5 件（2018 年）から 50 件（2022 年）とする目標を掲げている（図表 1-(1)-③参照）。

図表 1-(1)-③ 国土強靱化年次計画 2019（令和元年 6 月 11 日国土強靱化推進本部決定）（抜粋）

第1章 2019年度（令和元年度）の国土強靱化の取組について

1 国土強靱化年次計画2019の策定及びこれに基づく施策の推進

(1) 国土強靱化年次計画策定の趣旨

昨年12月に基本計画が約5年ぶりに見直されるとともに、3か年緊急対策が策定され、国土強靱化は加速化・深化する第2段階に入った。

国土強靱化の取組を効果的・効率的に展開するためには、基本計画で定められた45の最悪の事態を回避するための施策群であるプログラムを不断に見直し、必要に応じて新しい施策等を追加するとともに、施策の進捗管理を徹底することが重要である。特に、3か年緊急対策は、特に緊急に実施すべき強靱化施策について、達成目標、実施内容、事業規模等を明示して策定されたものであり、その進捗状況や目標の達成度合い等を把握・管理することは、国土強靱化の取組を更に次の段階に進める上でも重要な土台となるものである。

このため、毎年度、おおむね向こう1年間に取り組むべき具体的施策を企画・計画（Plan）、優先順位を付けて計画的に実施（Do）、重要業績指標、ベンチマーク指標等を活用して結果を評価（Check）、その上で、進捗状況に応じた修正、必要な新規施策の追加等の改善（Action）を行い、次年度につなげるというPDCAサイクルを活用した国土強靱化の取組のスパイラルアップが必要である。

このため、基本計画第4章3(1)のとおり、年次計画を策定し、各プログラムの推進方針に進捗管理のための定量的な指標を加えた推進計画及び各プログラムの推進のために当該年度に取り組むべき主要施策等を示すとともに、3か年緊急対策についても、年次計画において、達成目標や事業規模を踏まえたフォローアップを行うこととする。

年次計画の策定に当たっては、国土強靱化の取組を広くわかりやすく伝える広報・普及啓発ツールとしての機能の強化・充実も併せて図ることとする。

(2) プログラム推進のための施策の充実・強化

基本計画の見直しの趣旨、「国土強靱化アクションプラン2018（平成30年6月国土強靱化推進本部決定）」以降の施策の進捗、新たに判明した災害の教訓、技術の進展等を踏まえ、各プログラムについて新しい施策を追加するなど施策の充実・強化を行い、第2章の各プログラムの推進方針に基づき同章の主要施策及び（別紙1）分野別施策一覧に取りまとめた406の施策に取り組む

プログラムの推進に当たっては、施策の重点化・優先順位付け、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意することとし、特に、国土強靱化に資する民間の投資や取組の促進、地方公共団体の取組への支援を通じた地方創生につながる地域の強靱化の推進、国土強靱化における国際貢献等については、以下を踏まえて推進する。

(3) 指標の充実によるPDCA の強化

基本計画の下、PDCAの強化の観点から、(別紙2)重要業績指標(KPI)一覧のとおり、施策及び各プログラムの進捗管理のための重要業績指標を計183指標(重複除く)設定し、それぞれの重要業績指標について、基準年度と現状値及び目標年度と目標値を設定する。

また、国土強靱化全般としての進捗状況の把握を図るためのベンチマーク指標を、8つの「事前に備えるべき目標」の達成への寄与度等を踏まえて、重要業績指標の中からハード施策34指標、ソフト施策25指標設定する。

重要業績指標等については、具体的な数値指標の設定に当たり、必要に応じて想定リスクの規模、対象範囲等を踏まえることとする。

第2章 各プログラムの推進方針、主要施策、重要業績指標等

2 45 の各プログラムの推進方針及びプログラム推進のための主要施策

■5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(推進方針)

- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス充てん所の災害対応力の強化を推進する。また、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策や燃料備蓄など需要家側の対策を推進する。

(主要施策)

【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けたSS過疎地対策の推進

(別紙1) 分野別施策一覧

4 エネルギー

施策名称	令和元年度に実施すべき事項	該当プログラム
【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けたSS過疎地対策の推進	<u>自治体と連携し、SS過疎地対策計画の策定に取り組むとともに、SS維持の困難な地域に対応するため、保安規制の見直しも視野に入れ、新たな燃料供給体制の構築に取り組む。</u>	2-1)5-2)6-1)8-5)

(別紙2) 重要業績指標(KPI)一覧

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

指標名	指標値(現況と目標)
【経産】SS過疎地自治体におけるSS過疎地対策計画策定件数(累積)	5件(2018) →50件(2022)

(注) 下線は当局が付した。

このほか、資源エネルギー庁が設置したSS過疎地対策協議会（後述2-(1)-ア参照）が平成28年5月に策定し、29年5月に改訂した「SS過疎地対策ハンドブック」において、SSは、最も身近なインフラ機能の一翼を担う存在であることを認識し、過疎地のSSを維持していくためには、SSの効率的な運営等による経営体質の強化、需要に応じた適正規模、適正配置、さらには、自治体がリーダーシップをとり、過疎地域で確保すべき給油所の目標数を設定し、早めの対策を行うことが肝要。そのためには、地元住民・石油業界・国も協力しつつ、地元のプレーヤーの協力体制の構築が有効としており、SS過疎地問題の解決に向け、地元自治体のリーダーシップの下での取組や関係機関の協力体制の構築を促している（図表1-(1)-④参照）。

図表1-(1)-④ SS過疎地対策ハンドブック（平成28年5月策定、29年5月改定。SS過疎地対策協議会）（抜粋）

はじめに

全国のカソリンスタンド（サービスステーション：SS）数は、カソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けています。これに伴い市町村内のSS数が3か所以下のSS過疎地市町村は、平成29年3月末時点で302市町村と、昨年度から14市町村増加しています。

近隣にSSがない地域では、自家用車や農業機械への給油や移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来す恐れがあることなど、いわゆる「SS過疎地問題」は、地域住民の生活環境の維持及び防災上の観点から、全国的な課題となっております。

SS過疎地においては、事業の採算が困難なケースが多く、SSの維持を石油元売会社や石油製品販売事業者による企業努力に求めるだけでは限界があり、今後更にSS過疎地が拡大し、多くの地域において石油製品の安定供給に支障が生じるおそれがあり、ひいては地域の衰退に繋がる懸念されます。

SSは、地域の燃料供給拠点として、最も身近なインフラ機能の一翼を担う存在であることを認識し、過疎地におけるSSを維持していくためには、需要は減少傾向が続くことを踏まえ、SSの効率的な運営等による経営体質の強化と、需要に応じた適正規模、適正配置が求められるとともに、地域の実態を踏まえ、将来を見据え、自治体がリーダーシップをとり、過疎地域で確保すべきSSの目標数を設定し、早めの対策を行うことが肝要です。

SS過疎地対策の先進事例をみると、自治体のリーダーシップのもとで、地元住民・石油業界・国も協力しつつ、地元のプレーヤーの協力体制を構築し、地域の現場のニーズに合致した対策をコーディネートしていくアプローチが有効です。

（注）下線は当局が付した。

(2) 中国地方における給油所数の推移

揮発油販売業を行おうとする者は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号。以下「品確法」という。）第 3 条に基づき、経済産業大臣の登録を受けなければならないとされているとともに、経済産業大臣は、同法第 5 条に基づき第 3 条の登録の申請があったときは、登録を拒否する場合を除き、給油所の所在地等の必要事項を揮発油販売事業者登録簿に登録することとされており、資源エネルギー庁は、当該登録情報に基づき、揮発油販売業者が営業する給油所を把握している（図表 1-(2)-①参照）。

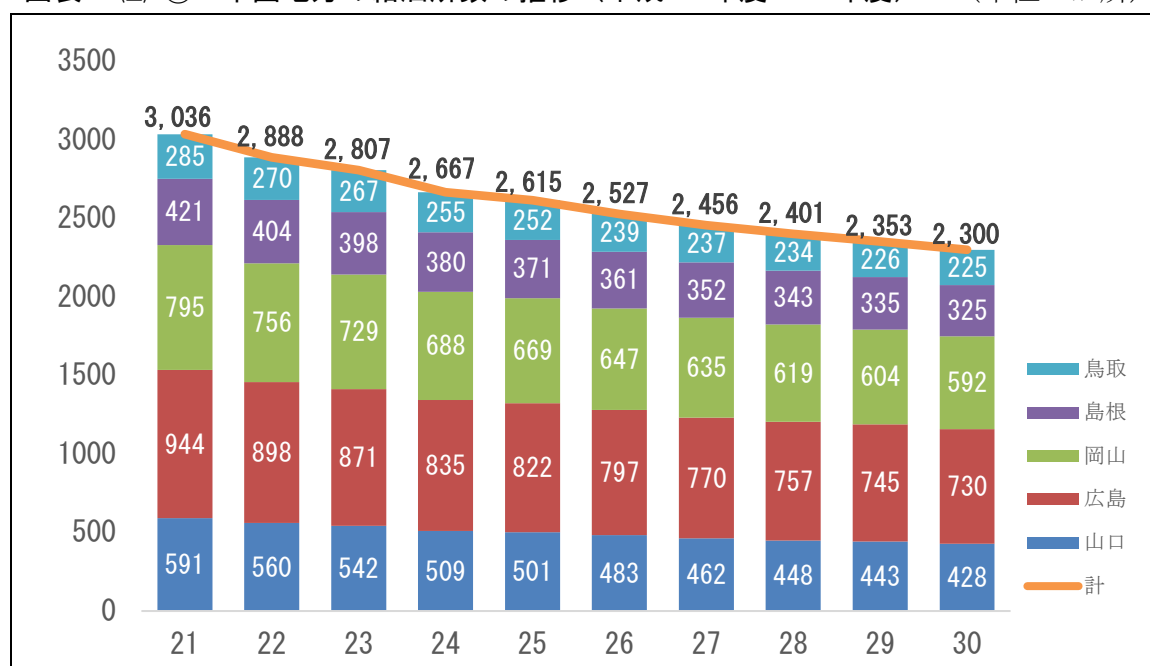
図表 1-(2)-① 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）（抜粋）

（揮発油販売業者の登録）	
<p>第三条 <u>揮発油販売業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。</u></p>	
（揮発油販売業者の登録及びその通知）	
<p>第五条 <u>経済産業大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を揮発油販売事業者登録簿に登録しなければならない。</u></p>	
<p>2 経済産業大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。</p>	

（注）下線は当局が付した。

資源エネルギー庁が把握している中国地方で営業する給油所数の推移をみると、図表 1-(2)-②のとおり、平成 21 年度末時点で 3,036 か所であったのに対し、30 年度末時点では 2,300 か所となっており、この 10 年間で 736 件（24.2%）減少している。

図表 1-(2)-② 中国地方の給油所数の推移（平成 21 年度～30 年度）（単位：か所）



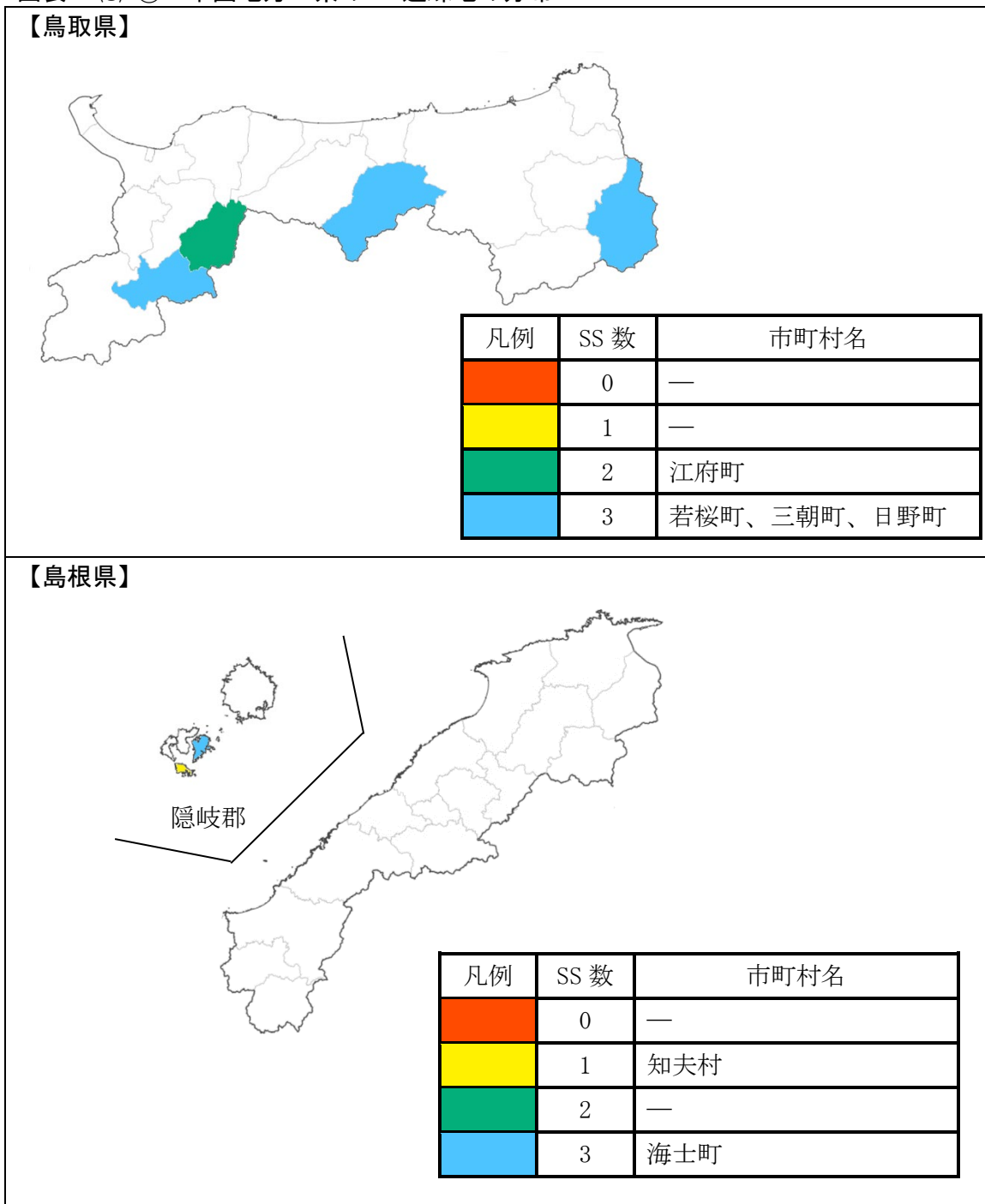
（注）資源エネルギー庁のホームページの情報に基づき、当局が作成した。

(3) SS 過疎地等の分布

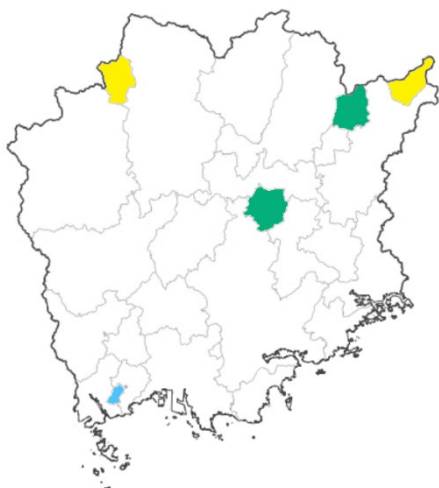
ア SS 過疎地

資源エネルギー庁は、市町村内の給油所が3か所以下の市町村を「SS 過疎地」と定義し、各年度末に該当市町村をホームページ上で公表している。平成30年度末の全国のSS 過疎地は325市町村となっている。このうち、中国地方では16町村（鳥取県4町、島根県2町村、岡山県5町村、広島県2町、山口県3町）がこれに該当している（図表1-(3)-①参照）。

図表1-(3)-① 中国地方5県のSS 過疎地の分布



【岡山県】



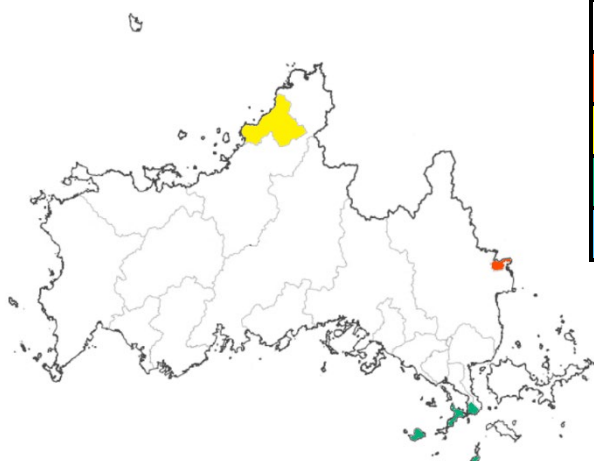
凡例	SS 数	市町村名
	0	—
	1	新庄村、西粟倉村
	2	奈義町、久米南町
	3	里庄町

【広島県】



凡例	SS 数	市町村名
	0	—
	1	—
	2	—
	3	熊野町、府中町

【山口県】



凡例	SS 数	市町村名
	0	和木町
	1	阿武町
	2	上関町
	3	—

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 本地図は、国土地理院の白地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成した。
 3 本表で表示する領域は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

イ 道路距離に応じた SS 過疎地

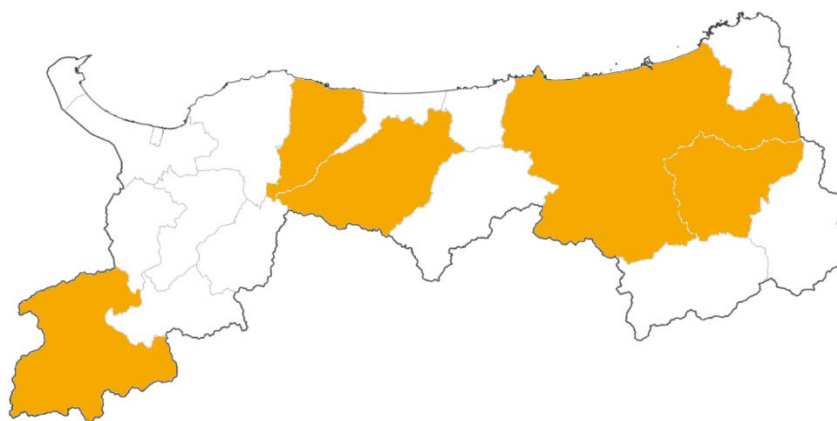
資源エネルギー庁は、前述の SS 過疎地とは別に、石油製品流通網把握システム^(※)を用いて、最寄りの SS までの道路距離が 15km 以上離れている住民が所在する地域を分析し、当該地域が存在する市町村名を「居住地から一定の道路距離圏内に SS が存在しない地域を含む市町村」として整理している（以下「道路距離に応じた SS 過疎地」という。）。

道路距離に応じた SS 過疎地は、資源エネルギー庁ホームページ上において、「SS 過疎地対策ハンドブック」中の資料として、平成 28 年 11 月 14 日時点の情報が公表されている。それによると、全国で 302 市町村が該当し、うち、中国地方においては、図表 1-(3)-②のとおり、24 市町（鳥取県 5 市町、島根県 7 市町、岡山県 3 市、広島県 6 市町、山口県 3 市）が該当している。

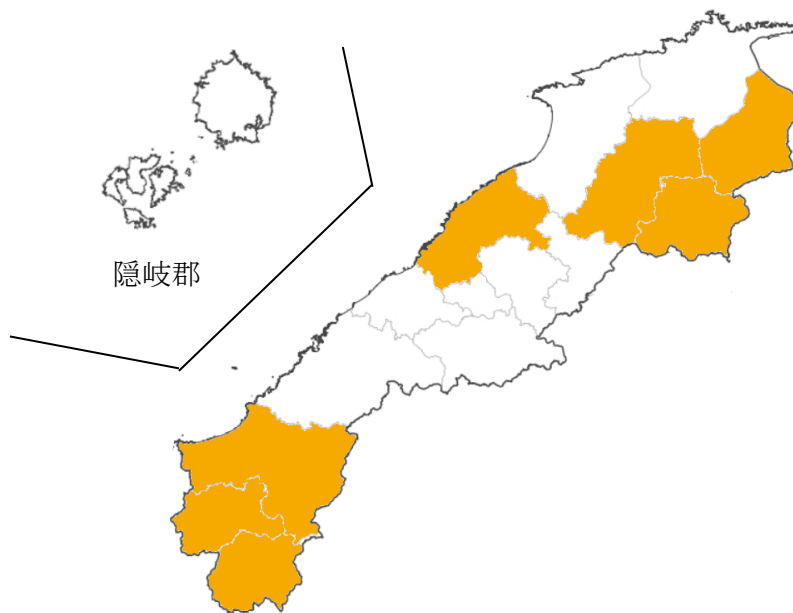
(※) 石油元売各社、全国農業協同組合連合会、石油連盟、全国石油商業組合連合会（各都道府県石油商業組合）及び経済産業省（資源エネルギー庁）により設置された SS 過疎地対策協議会が、SS 過疎について、GIS を活用した詳細な分析を行うため、平成 28 年度に構築・運用したシステム

図表 1-(3)-② 中国地方における道路距離に応じた SS 過疎地に該当する市町村

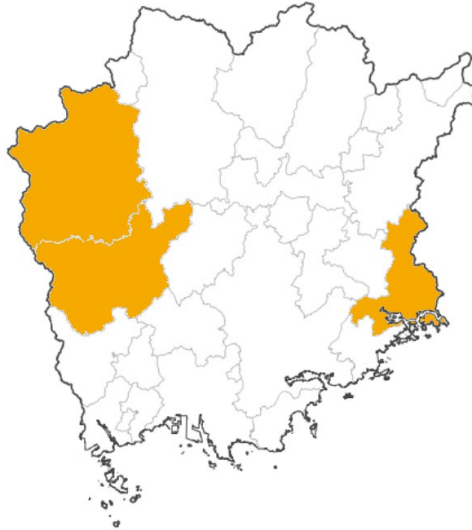
【鳥取県】 鳥取市、倉吉市、八頭町、琴浦町、日南町



【島根県】 益田市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、津和野町、吉賀町



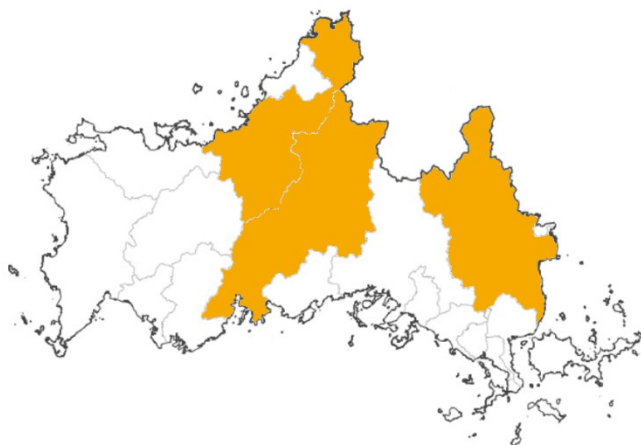
【岡山県】 高梁市、新見市、備前市



【広島県】 広島市、呉市、三次市、庄原市、安芸太田町、神石高原町



【山口県】 山口市、萩市、岩国市



- (注) 1 当局の調査結果による。
2 本地図は、国土地理院の白地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成した。
3 本表で表示する領域は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

ウ 過疎法の考え方を取り入れて SS 過疎地を考えた場合

前述アのとおり、平成 30 年度末時点の中国地方における SS 過疎地は 16 町村となっているが、その全てが、いわゆる「平成の合併」の時期に合併をしなかった町村となっている。もし仮に、合併以前の市町村単位でみた場合に給油所数が少なく（3 か所以下）、住民生活に影響が生じる懸念がある地域が存在する場合でも、合併後の市全体で 4 か所以上の給油所があれば、当該地域を含む合併後の市町村は当然 SS 過疎地に該当していないことになる。

また、SS 過疎地に該当している市町村であっても、近接する大都市部の給油所へのアクセスが良い場合や、将来的にも利便性の維持が期待できる場合等は、SS 過疎地に該当はしているものの、実際には、給油所過疎による差し迫った状況には至っていない可能性がある。

一方で、資源エネルギー庁が所管する給油所維持の取組等に係る補助事業（2019 年度過疎地等における石油製品の流通体制整備補助金。図表 1-(3)-③参照）では、補助の対象となる「給油所所在地」として、SS 過疎地や道路距離に応じた SS 過疎地に加え、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域^(※1)も対象としている。したがって、平成の合併前の市町村区域（以下「旧市町村区域^(※2)」という。）単位で過疎地域に該当すれば対象に含まれることになる。

(※1) 過疎地域は、過疎法第 2 条第 1 項で規定される人口要件及び財政力要件を満たす市町村のことを指す。ただし、過疎地域の市町村が合併した場合、新市町村のうち、総務省令・農林水産省令・国土交通省令に定める要件を満たすものは、同法第 33 条第 1 項において、過疎地域とみなすこととしている。また、新市町村が同法第 2 条第 1 項又は第 33 条第 1 項に該当しない場合、合併前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなすこととしている。（過疎地域の要件等については図表 1-(3)-④、中国 5 県において過疎地域に該当する市町村は図表 1-(3)-⑤をそれぞれ参照）

(※2) 平成の合併以前の中国地方全体の市町村数は 318（平成 11 年 3 月 31 日時点）

さらに、今回調査対象とした給油所の運営者から、過疎法や離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）では、現行の地方公共団体よりも細かい地域を範囲として施策の対象を定めており、給油所過疎対策に関しても同様の考え方を当てはめてはどうか、という意見も聞かれた。

これらを踏まえ、旧市町村区域単位での給油所過疎対策の必要性についても検討する余地があると考え、給油所数が 3 か所以下となる旧市町村区域を調べることとした^(※)。また、該当地域の分布状況を一覧できるように、集計結果を基に地図を作成することを試みた。

(※) なお、集計に当たっては、中国経済産業局が品確法に基づき保有する令和元年 6 月中旬時点の給油所の登録情報を用いた。

その結果、図表 1-(3)-⑥のとおり、鳥取県は 39 区域中 26 区域、島根県は 59 区域中 31 区域、岡山県は 78 区域中 46 区域、広島県は 86 区域中 43 区域、山口県は 56 区域中 29 区域が給油所数が 3 か所以下の旧市町村区域に該当し、中国地方全体では 318 区域中 175 区域（55.0%）が該当している。

さらに、給油所数が 3 か所以下の旧市町村区域であり、かつ、過疎地域に該当する区域では、過疎化・高齢化の進行、ガソリン等の販売量の減少や後継者不足等により、給油所の経営維持が困難となっていることが推測され、給油所過疎対策を検討する必要性

が高い区域であると考えられる。そこで、上記の補助事業が過疎法に基づく過疎地域を対象としていることも踏まえ、旧市町村区域単位で給油所数をみた場合に3か所以下となる区域で、かつ、過疎法に基づく過疎地域に該当する地域を調べ、それが一覧できる地図の作成を試みた。

その結果、図表 1-(3)-⑦のとおり、中国地方全体で318区域中130区域(40.9%)が該当している。

なお、道路距離に応じたSS過疎地に該当する市町村についても、過疎法の考え方を採用した同様の試みを検討したが、資源エネルギー庁が公表しているデータは、最寄りの給油所までの距離が15km以上となる地域が存在する市町村名のみで、当該地域の具体的な所在地は公表されておらず、当該地域が過疎地域に該当するか否かを調べることは困難であったため、断念した。もし仮に、道路距離に応じたSS過疎地についても同様の試みが可能であった場合、図表 1-(3)-⑦に示された区域に加えて、給油所過疎対策を検討する必要性が高いと考えられる区域がさらに増えるものと推測される。

図表 1-(3)-③ 2019 年度過疎地等における石油製品の流通体制整備補助金（単年度分）地下埋設物等関連工事用申請手引書（一般社団法人全国石油協会 2019 年 5 月）（抜粋）

1. 事業概要

「過疎地等における石油製品の流通体制整備事業」とは、過疎地等における石油製品の安全かつ効率的な安定供給体制の確保を目指すために、揮発油販売業者等が行う次の工事にかかる費用の一部を補助する事業であり、下記に基づき実施するものです。

2. 工事の種類

地下埋設物等関連工事

過疎地域での必要なインフラを確保するため事業者間の統合・集約に伴い既設の地下タンク・配管を撤去して二重殻タンク・樹脂製配管等に入れ換える工事及び移転により給油所を建設する工事

5. 補助金の額

①補助の対象となる項目

補助の対象となる項目は、専用見積書の見積り項目のうち、次の項目（専用見積書は網掛け部分の項目）となります。

ア) 地下埋設物等関連工事

③補助率

	企業規模	給油所所在地	補助率
地下埋設物等関連工事	中小企業等	過疎地域①	3/4
		過疎地域	2/3
	非中小企業等	過疎地域	1/4
	市町村	過疎地域①	10/10

〈過疎地域等の定義〉

過疎地域：以下のいずれかに該当する地域をいいます。

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域

- ・ 1 市町村内の給油所数が 3 カ所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域

過疎地域①：以下のいずれかに該当し、市町村が策定する総合計画等に石油製品の安定供給の維持・確保が位置付けられた地域をいいます。

- ・ 「過疎法」に基づく過疎地域
- ・ 1 市町村内の給油所数が 3 カ所以下又は道路距離に応じた給油所過疎の地域

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
過疎地域における補助率嵩上げに関して

Q1 なぜ、補助率の嵩上げに過疎地域自立促進市町村計画での位置付けが必要なのか？

A1 石油製品の安定供給に向けたインフラ確保は、エネルギー政策における重要な課題です。一方でそうしたインフラを支える SS が近年減少している要因の一つである地域の過疎化・高齢化は、無医村や小規模学校、公共交通の確保といった他の問題と同様に、地域政策としての側面を有しているといえます。

このため、市町村が、真に SS が当該過疎地域におけるインフラとして必要であると判断し、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）に基づく過疎地域自立促進市町村計画に位置付けていただける場合、国庫補助率の嵩上げを図ることとしました。

これにより、中小企業等の場合、通常の補助率が 2/3 であるところ、3/4 に、市町村が施設・土地の譲渡・買取りを経て所有した場合 10/10 となり、地下タンクの入換や簡易計量機の設置に向けて事業者や市町村の負担が大幅に軽減されることとなります。

（注）下線は当局が付した。

図表 1-(3)-④ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）（抜粋）

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（以下この項において「財政力指数」という。）で平成八年度から平成十年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四二以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合には、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値（以下「三十五年間人口減少率」という。）が〇・三以上であること。

ロ 三十五年間人口減少率が〇・二五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・二四以上であること。

ハ 三十五年間人口減少率が〇・二五以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一五以下であること。

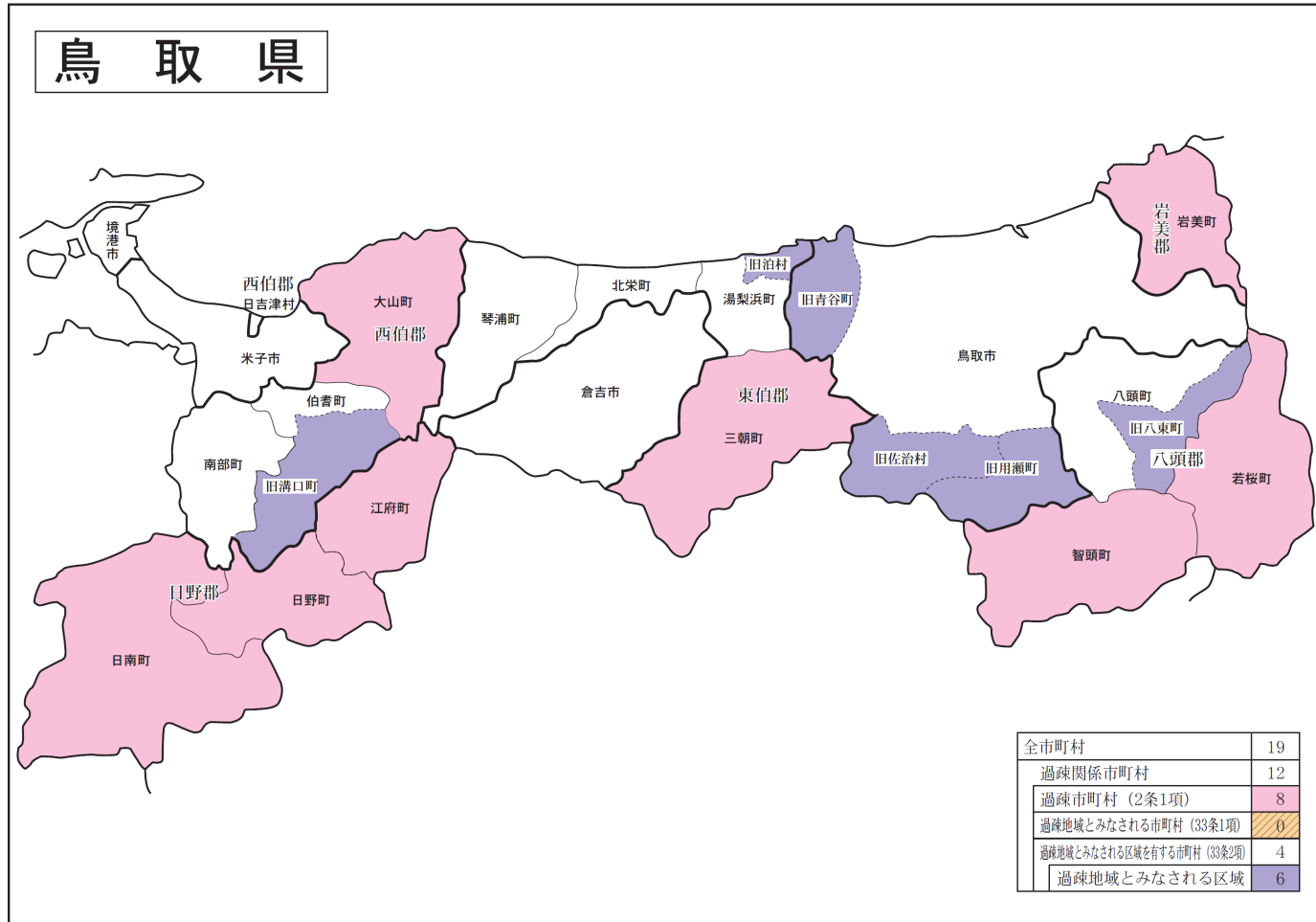
ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値が〇・一九以上であること。

（市町村の廃置分合等があった場合の特例）

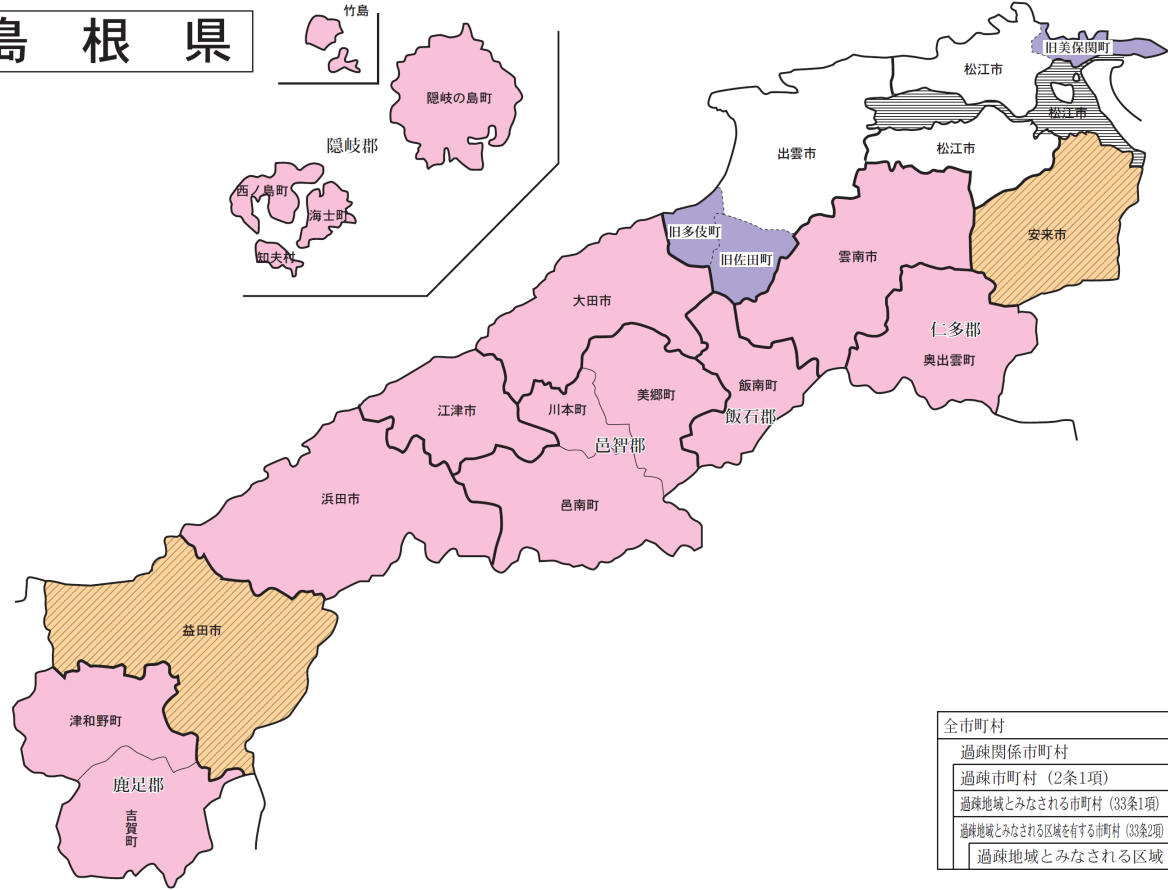
第三十三条 過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更があった場合には、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域で総務省令・農林水産省令・国土交通省令で定める基準に該当するものは、過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。

2 合併市町村（市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいい、過疎地域の市町村を除く。以下同じ。）のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下同じ。）に過疎地域の市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。）が含まれるものについては、当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

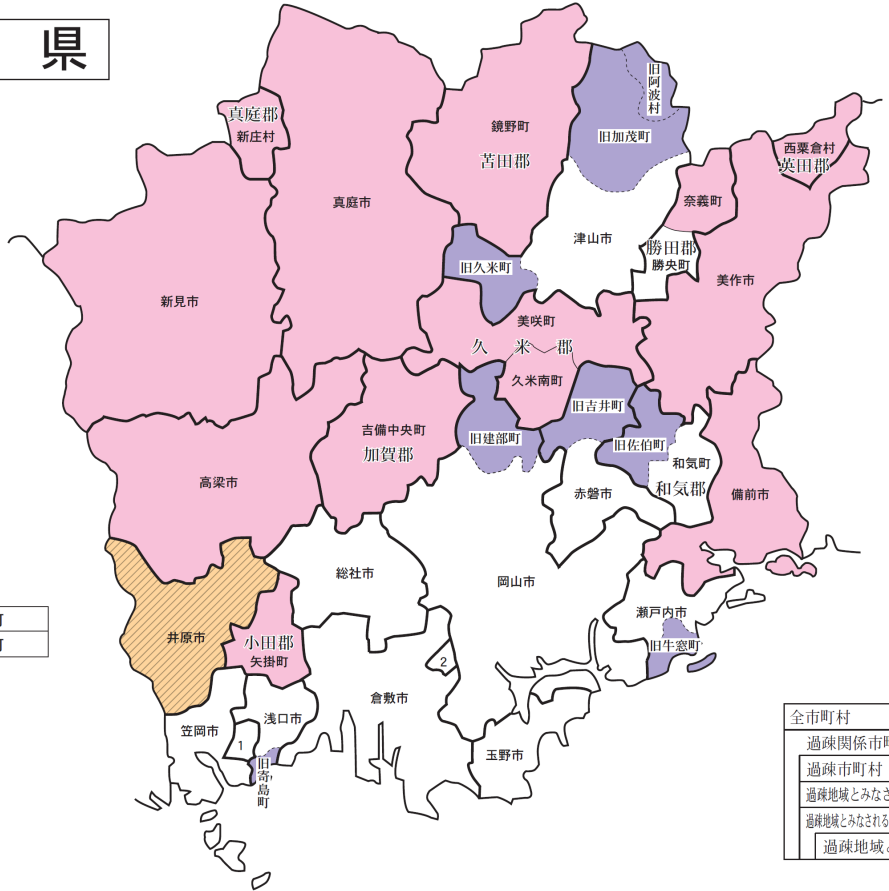
図表 1-(3)-⑤ 中国 5 県における過疎地域市町村



島根県



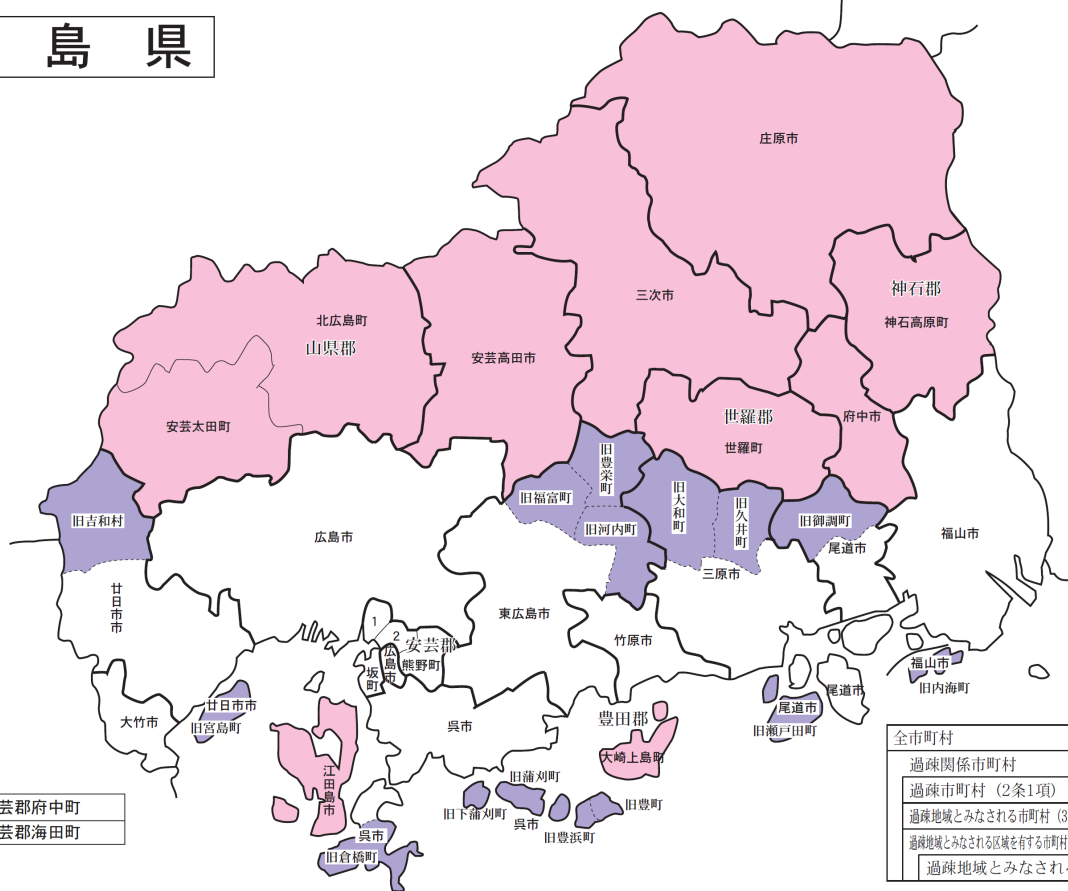
岡山県



1	浅口郡里庄町
2	都窪郡早島町

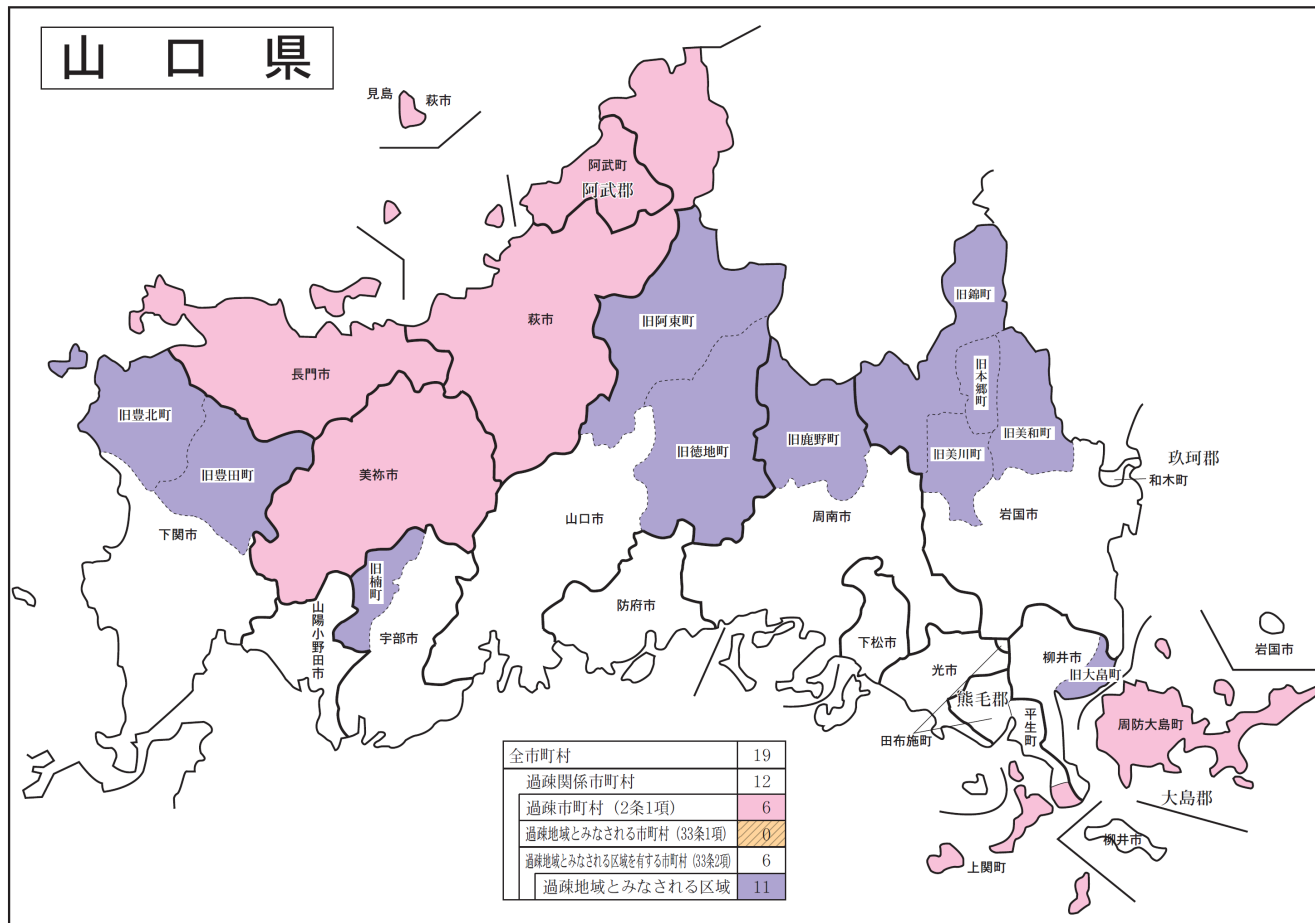
全市町村	27
過疎関係市町村	20
過疎市町村 (2条1項)	13
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	6
過疎地域とみなされる区域	8

広島県



1	安芸郡府中町
2	安芸郡海田町

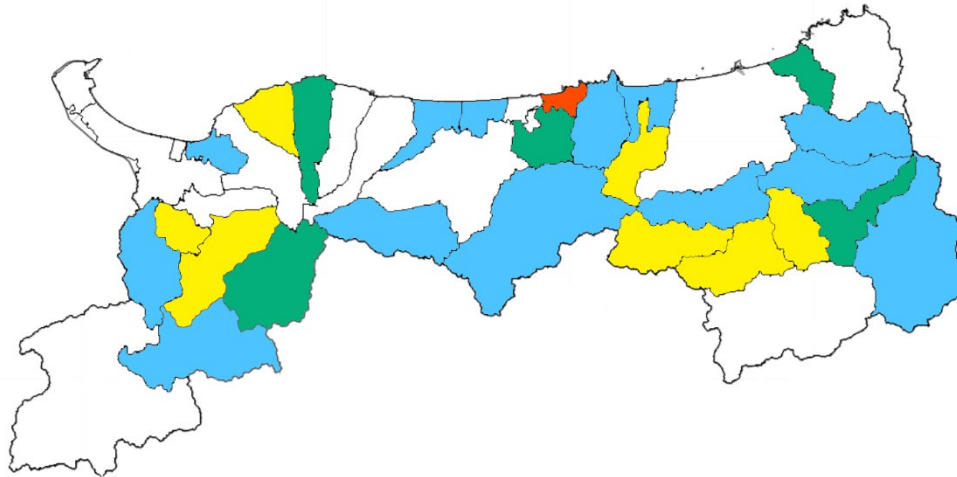
全市町村	23
過疎関係市町村	16
過疎市町村 (2条1項)	10
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	6
過疎地域とみなされる区域	15



(注) 「過疎関係市町村都道府県別分布図 (平成 29 年 4 月)」(総務省自治行政局過疎対策室) から抜粋

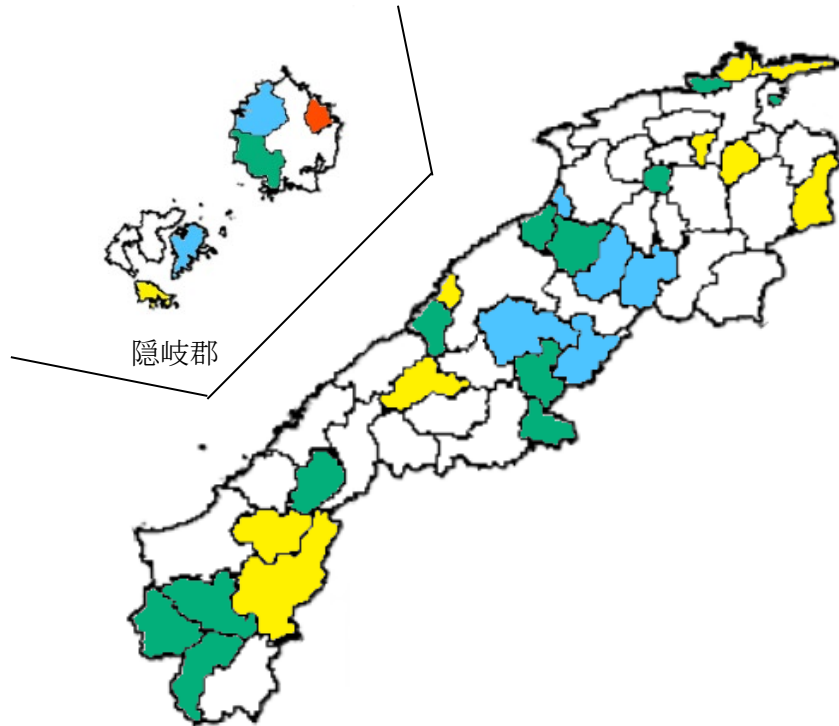
図表 1-(3)-⑥ 中国 5 県における平成の合併以前の市町村区域で給油所が 3 か所以下となる地域の分布状況

【鳥取県】



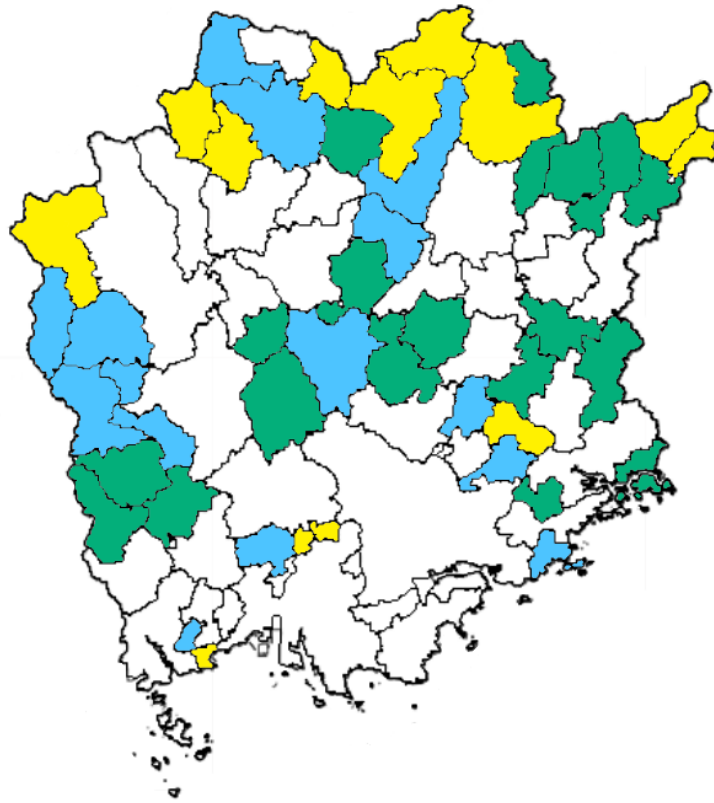
凡例	SS 数	旧市町村名
	0	泊村
	1	用瀬町、佐治村、鹿野町、船岡町、名和町、会見町、溝口町
	2	福部村、八東町、東郷町、中山町、江府町
	3	国府町、河原町、気高町、青谷町、淀江町、関金町、郡家町、北条町、大栄町、西伯町、若桜町、三朝町、日野町

【島根県】



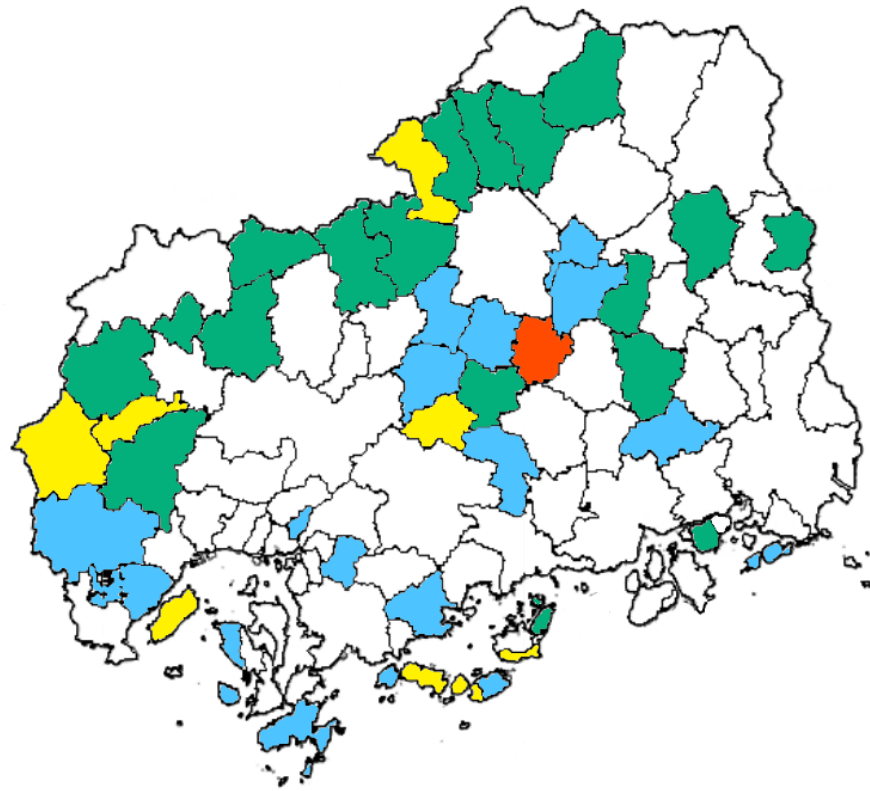
凡例	SS 数	旧市町村名
	0	布施村
	1	島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、美都町、匹見町、仁摩町、伯太町、桜江町、知夫村
	2	鹿島町、八束町、弥栄村、佐田町、多伎町、温泉津町、加茂町、大和村、羽須美村、津和野町、日原町、柿木村、都万村
	3	湖陵町、吉田村、掛合町、赤来町、邑智町、五箇村、海士町

【岡山県】



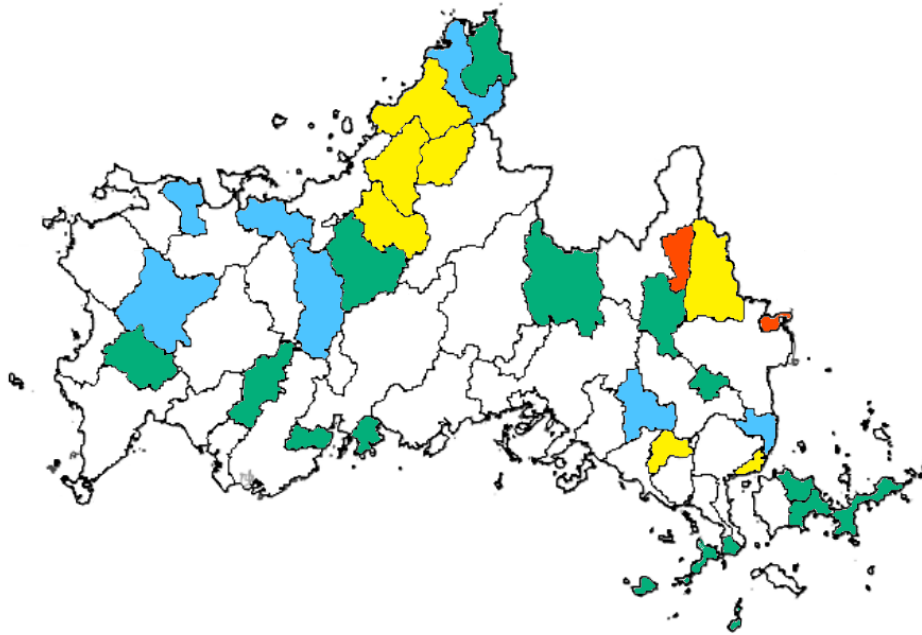
凡例	SS数	旧市町村名
	0	—
	1	加茂町、山手村、清音村、神郷町、熊山町、美甘村、中和村、東栗倉村、寄島町、奥津町、上齋原村、新庄村、西栗倉村
	2	建部町、阿波村、勝北町、美星町、芳井町、有漢町、川上町、日生町、吉永町、長船町、英田町、勝田町、大原町、佐伯町、富村、旭町、賀陽町、奈義町、久米南町
	3	瀬戸町、真備町、久米町、成羽町、備中町、哲多町、哲西町、牛窓町、赤坂町、湯原町、川上村、鏡野町、加茂川町、里庄町





【広島県】



凡例	SS 数	旧市町村名
	0	世羅西町
	1	蒲刈町、豊浜町、作木村、福富町、吉和村、宮島町、筒賀村、木江町、
	2	湯来町、向島町、甲奴町、君田村、布野村、口和町、比和町、豊栄町、美土里町、高宮町、戸河内町、大朝町、豊平町、東野町、甲山町、神石町、豊松村
	3	倉橋町、下蒲刈町、安浦町、豊町、御調町、内海町、吉舎町、三良坂町、三和町、河内町、大野町、佐伯町、甲田町、向原町、沖美町、府中町、熊野町

【山口県】

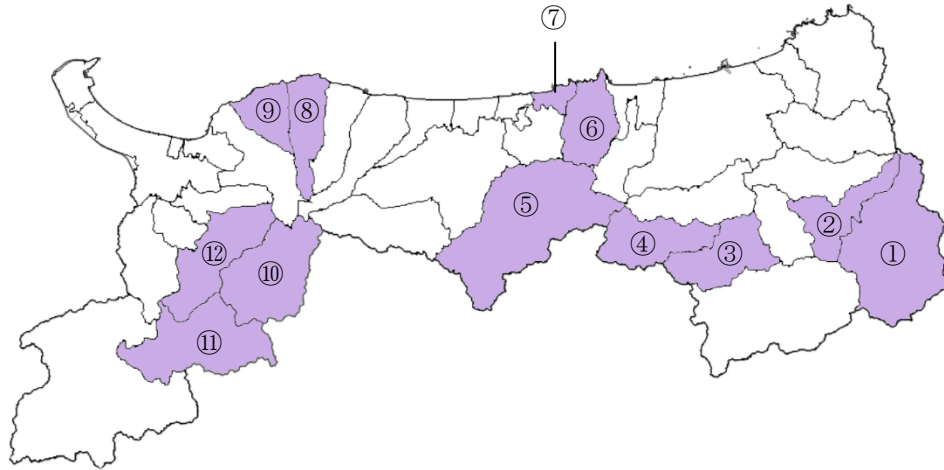


凡例	SS 数	旧市町村名
	0	本郷村、和木町
	1	川上村、むつみ村、福栄村、美和町、大和町、大島町、阿武町
	2	菊川町、楠町、秋穂町、阿知須町、田万川町、旭村、玖珂町、美川町、鹿野町、久賀町、東和町、橘町、上関町
	3	豊田町、須佐町、由宇町、三隅町、美東町、熊毛町、日置町

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 本地図は、国土地理院の白地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成した。
 3 本地図は、「地図による小地域分析 (jSTAT MAP)」を利用し、平成 12 年国勢調査実施日時点の区域に基づいて SS 数を集計して作成した。
 4 本地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

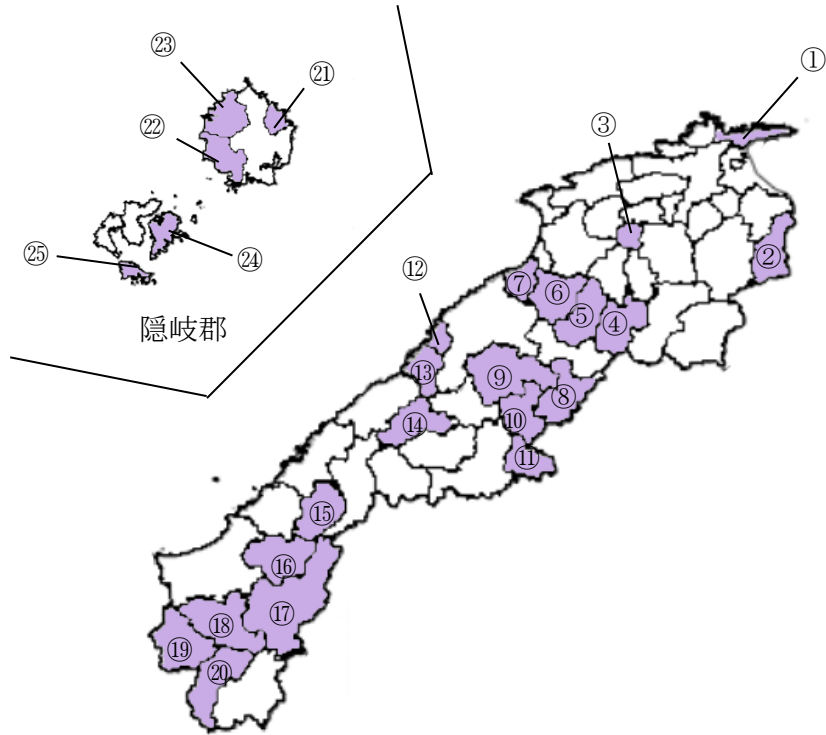
図表 1-(3)-⑦ 給油所数が3か所以下の旧市町村区域であり、かつ、過疎地域又は過疎地域の一部に該当する区域の分布状況

【鳥取県】



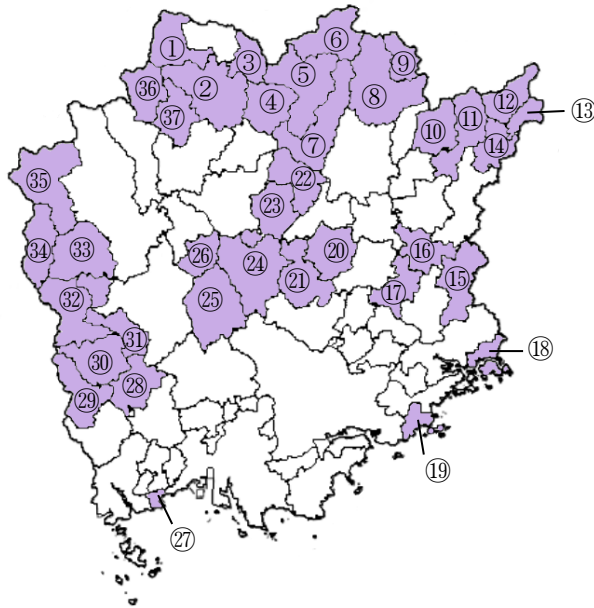
旧市町村名			
①	若桜町	⑦	泊村
②	八東町	⑧	中山町
③	用瀬町	⑨	名和町
④	佐治村	⑩	江府町
⑤	三朝町	⑪	日野町
⑥	青谷町	⑫	溝口町

【島根県】



旧市町村名			
①	美保関町	⑬	温泉津町
②	伯太町	⑭	桜江町
③	加茂町	⑮	弥栄村
④	吉田村	⑯	美都町
⑤	掛合町	⑰	匹見町
⑥	佐田町	⑱	日原町
⑦	多伎町	⑲	津和野町
⑧	赤来町	⑳	柿木村
⑨	邑智町	㉑	布施村
⑩	大和村	㉒	都万村
⑪	羽須美村	㉓	五箇村
⑫	仁摩町	㉔	海士町
		㉕	知夫村

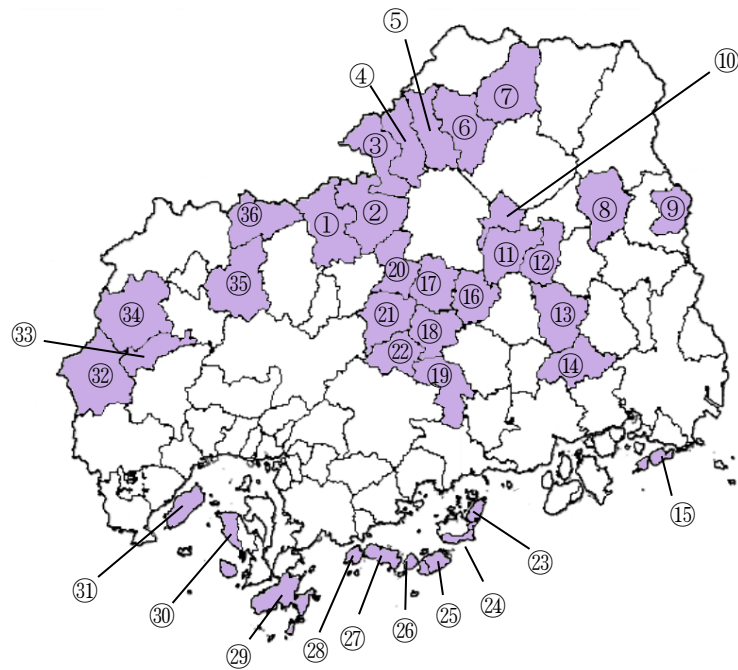
【岡山県】



旧市町村名

①	川上村	⑬	東栗倉村	⑳	賀陽町
②	湯原町	⑭	大原町	㉑	有漢町
③	中和村	⑮	吉永町	㉒	寄島町
④	富村	⑯	英田町	㉓	美星町
⑤	奥津町	⑰	佐伯町	㉔	芳井町
⑥	上齋原村	⑱	日生町	㉕	川上町
⑦	鏡野町	㉒	牛窓町	㉖	成羽町
⑧	加茂町	㉓	久米南町	㉗	備中町
⑨	阿波村	㉔	建部町	㉘	哲多町
⑩	奈義町	㉕	久米町	㉙	哲西町
⑪	勝田町	㉖	旭町	㉚	神郷町
⑫	西栗倉村	㉗	加茂川町	㉛	新庄村
				㉜	美甘村

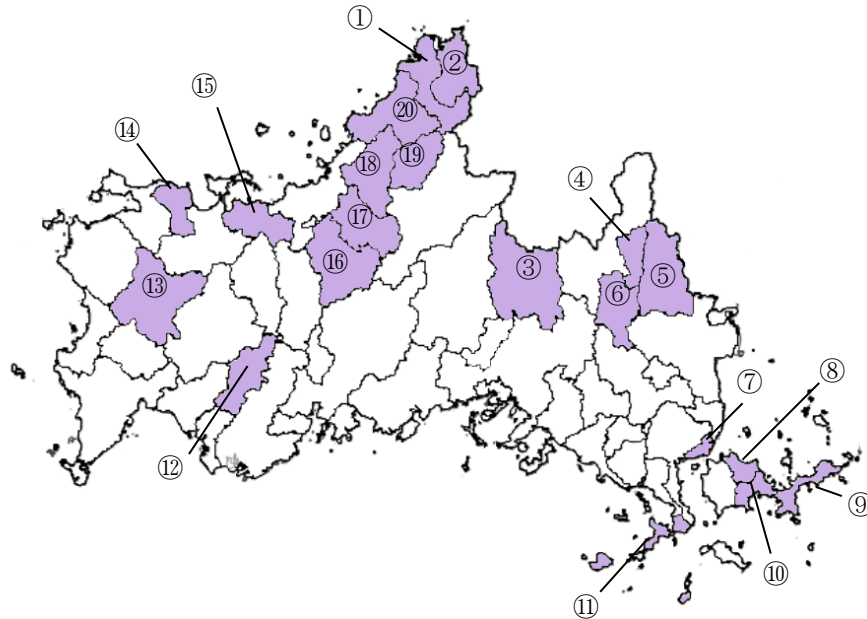
【広島県】



旧市町村名

①	美土里町	⑬	甲山町	⑳	豊町
②	高宮町	⑭	御調町	㉑	豊浜町
③	作木村	⑮	内海町	㉒	蒲刈町
④	布野村	⑯	世羅西町	㉓	下蒲刈町
⑤	君田村	⑰	三和町	㉔	倉橋町
⑥	口和町	⑱	豊栄町	㉕	沖美町
⑦	比和町	⑲	河内町	㉖	宮島町
⑧	神石町	㉑	甲田町	㉗	吉和村
⑨	豊松村	㉒	向原町	㉘	筒賀村
⑩	三良坂町	㉓	福富町	㉙	戸河内町
⑪	吉舎町	㉔	東野町	㉚	豊平町
⑫	甲奴町	㉕	木江町	㉛	大朝町

【山口県】



旧市町村名			
①	須佐町	⑪	上関町
②	田万川町	⑫	楠町
③	鹿野町	⑬	豊田町
④	本郷村	⑭	日置町
⑤	美和町	⑮	三隅町
⑥	美川町	⑯	旭村
⑦	大島町	⑰	川上村
⑧	久賀町	⑱	福栄村
⑨	東和町	⑲	むつみ村
⑩	橘町	⑳	阿武町

(注) 1 当局の調査結果による

2 本地図は、国土地理院の白地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成。

3 本地図は、「地図による小地域分析 (jSTAT MAP)」を利用し、平成 12 年国勢調査実施日時点の区域に基づいて SS 数を集計して作成。

4 本地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

2 関係機関における給油所過疎対策への取組状況

(1) 国における取組状況等

経済産業省（資源エネルギー庁）及び中国経済産業局における給油所過疎対策の主な取組状況は、次のとおりである（資源エネルギー庁ホームページ及び中国経済産業局の説明による。）。

ア 経済産業省（資源エネルギー庁）における取組状況

資源エネルギー庁は、地域における「SS 過疎地問題」への取組を検討するため、石油元売会社、石油連盟、全国石油商業組合連合会、全国農業協同組合連合会等を構成員とする「SS 過疎地対策協議会」を平成 27 年 3 月 3 日に設置している。

SS 過疎地対策協議会は、図表 2-(1)-①のとおり、平成 27 年 4 月から 29 年 5 月にかけて、延べ 4 回開催されている。

図表 2-(1)-① SS 過疎地対策協議会の開催状況

区分	年月日	主な協議事項等	構成員
第 1 回	平成 27 年 4 月 2 日	今後の SS 過疎地対策に係る当面の進め方等について関係者間で議論	・石油元売各社 ・全国農業協同組合連合会
第 2 回	平成 27 年 10 月 28 日	各メンバーのこれまでの取組状況を報告。具体的には、①燃料供給不安の解消に向け努力する自治体・地域住民等に向けた説明会の開催及び、相談窓口の設置、②地域の実情に応じた対策のコーディネート、③安全の確保を前提とした過疎地の SS の運営コスト低減策等についての検討等の取組について報告	・石油連盟 ・全国石油商業組合連合会（各都道府県石油商業組合） ・資源エネルギー庁
第 3 回	平成 28 年 5 月 31 日	SS 過疎地において地元の自治体のリーダーシップのもと、石油元売会社や、石油販売業者、国等が一体となって課題解決に取り組む一助となるよう、「SS 過疎地対策ハンドブック」を取りまとめるとともに、今後の対応について協議	（オブザーバー） ・内閣官房まち・ひと・しごと創生本部 ・総務省地域力創造グループ
第 4 回	平成 29 年 5 月 25 日	SS 過疎地の生活環境の維持に必要な燃料アクセス確保の観点から、地方自治体や石油販売業者、石油元売会社、国等が協力して計画的に対応していくための方策について協議	・消防庁 ・国土交通省国土政策局

（注）資源エネルギー庁ホームページを基に、当局が作成した。

これらの SS 過疎地対策協議会の開催結果を踏まえ、資源エネルギー庁は、図表 2-(1)-②のとおり、以下の「SS 過疎地対策」に取り組むことにより、地域が一体となった課題解決の検討・実践を促していくこととしている。

- ① SS 過疎地における SS 過疎地対策計画の策定を推進
 - ② SS 過疎地対策の検討に必要な情報を地方公共団体と共有
 - ③ SS 過疎地対策ハンドブック（改定版）を、SS 過疎地を抱える地域の関係者に周知
- なお、SS 過疎地対策協議会は、第 4 回を最後に、その後は開催されていない。

図表 2-(1)-② 「第 4 回 SS 過疎地対策協議会」開催結果報告（抜粋）

本日、第 4 回 SS 過疎地対策協議会を開催し、今後の SS 過疎地対策の方向性について議論しました。経済産業省は、全国の SS 過疎地の全 1,436 箇所の給油所にアンケート調査を行ったところ（うち 1,041 箇所から回答）、約 3 割の SS が廃業を検討又は事業継続の見通しが立っていないことが判明しました。会議では、廃業した SS を町営として再建する等の先進事例が紹介されたところ、こうした取組を進めるためには、地元の課題の早期発見・共有と、計画的な対策の実行が求められます。

今後は、SS 過疎地対策として、(1)市町村毎に SS の維持に係る目標策定とアクションプランの策定（SS 過疎地対策計画の策定）を促し、(2)前述のアンケート調査結果や地域の将来の燃料需要の見込み、居住地から最寄り SS までの道路距離分析情報等、SS 過疎地対策の検討に必要な情報を自治体と共有するとともに、(3)今般改訂した「SS 過疎地対策ハンドブック」を SS 過疎地を抱える地域の関係者に周知していくことにより、地域が一体となった課題解決の検討・実践を促していきます。

（注）資源エネルギー庁ホームページを基に、当局が作成した（下線部分は、当局による追記箇所）。

イ 中国経済産業局における取組状況

(7) 所掌事務

経済産業局が所掌する石油製品の安定供給関係の事務については、経済産業省設置法（平成 11 年法律第 99 号）第 10 条により、同法第 4 条第 49 号の「石油等の製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること」が分掌されているほか、経済産業局事務分掌規程（平成 13 年 1 月 6 日付け中国総第 1 号）の第 40 条第 1 号において「石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること」と規定されている。

中国経済産業局では、本事務を資源エネルギー環境部資源・燃料課が所管している。

(4) 給油所過疎対策への取組方針等

中国経済産業局は、給油所過疎対策について、平成 30 年度までは取組方針等の中で特に取り上げてはいなかったが、31 年度から資源エネルギー環境部資源・燃料課の業務目標において、「SS 過疎対策として、情報交換、意見交換、自治体の認識把握のため、関係自治体（市町村）を訪問する」こととしている（当該取組の実績は、後述(エ)-e 参照）。

(ウ) 給油所数の把握状況

揮発油販売業を行おうとする者は、品確法第 3 条に基づき経済産業大臣の登録を受けなければならないとされており、同大臣は同法第 5 条に基づき第 3 条の登録の申請があったときは、登録を拒否する場合を除き、給油所の所在地等の必要事項を揮発油販売業者登録簿に登録することとされている。

資源エネルギー庁では、品確法に基づく登録情報を全国一元的に管理するシステムを運用している。

中国経済産業局は、中国管内の揮発油販売事業者数や給油所数等について、当該システムにより把握しているとしており、令和元年 6 月中旬時点で当該システムに登録されている中国管内の揮発油販売事業者数は 1,069 事業者、給油所数は 2,301 か所とな

っている。

一方、中国管内の給油所数の推移について、中国経済産業局は、資源エネルギー庁が公表している都道府県別給油所数の推移データはあるが、より詳細な市町村別の給油所数の推移は不明であるとしている。

(I) 給油所過疎対策への取組状況

中国経済産業局における平成 26 年度以降の中国管内の地方公共団体に対する給油所過疎対策の取組状況を調査したところ、同局では次のような取組を行っているとしている。

a SS 過疎地対策説明会の開催

中国経済産業局は、次のとおり、平成 27 年度及び 28 年度に各 1 回「SS 過疎地対策説明会」を開催している。

- ① 平成 27 年度の SS 過疎地対策説明会は、図表 2-(1)-③のとおり、資源エネルギー庁等が作成した資料等により、地方公共団体向けの SS 過疎地対策に係る動向、課題、関連支援策等について説明している。

同説明会の開催案内は、中国管内の全県（5 県）及び全市町村（107 市町村）に対して行っているが、出席したのは 3 県と 10 市町となっている。

- ② 平成 28 年度の SS 過疎地対策説明会は、図表 2-(1)-④のとおり、資源エネルギー庁（SS 過疎地対策協議会）が作成した SS 過疎地対策ハンドブックにより、SS 過疎地問題に係る現状、取組事例、関連施策等について説明している。

同説明会の開催案内は、中国管内の全県（5 県）及び全市町村（107 市町村）に対して行っているが、出席したのは 4 県と 3 市町村となっている。

図表 2-(1)-③ SS 過疎地対策説明会(平成 27 年度開催)の概要

説明会名	SS 過疎地対策説明会	
年月日	平成 27 年 5 月 14 日 13:30～15:30	
開催目的	地方自治体向けの SS の過疎地対策に係る動向、課題、関連支援策等に係る説明会	
案内先	中国管内の各県・市町村の担当者	
出席者	県	3 県 鳥取県(地域振興部とっとり暮らし支援課) 島根県(地域振興部しまね暮らし推進課、西部県民センター地域振興課) 岡山県(県民生活部中山間・地域振興課)
	市町村	10 市町 島根県：2 市町(大田市、川本町) 岡山県：3 市町(真庭市、美作市、吉備中央町) 広島県：4 市町(庄原市、廿日市市、神石高原町、府中町) 山口県：1 市(下松市)
	団体	3 石油商業組合 (島根県石油商業組合、広島県石油商業組合、山口県石油商業組合)

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・SS 過疎地対策に係る動向等について（資源エネルギー庁石油流通課） ・SS 過疎地に係る実態調査の結果概要（石油連盟） ・質疑応答 ・その他
----	--

(注) 1 当局の調査結果による（中国経済産業局提出資料により作成）。

2 記載内容は、中国経済産業局提出資料（開催案内及び議事次第）の内容を抜粋したものである。

図表 2-(1)-④ SS 過疎地対策説明会（平成 28 年度開催）の概要

説明会名	SS 過疎地対策説明会	
年月日	平成 28 年 7 月 20 日 13:30～15:30	
開催目的	<p>資源エネルギー庁では、SS 過疎地において地元の自治体のリーダーシップのもと、石油元売会社や石油販売業者、国等が一体となって課題解決に取り組む一助となるよう、「SS 過疎地対策ハンドブック」を作成しましたので、本件の情報提供と共に、SS の過疎地問題に係る現状、取組事例、関連施策等に係る説明会を下記日程で実施します。</p> <p>本説明会を通じ、地域住民・自治体が一体となり、地域コミュニティに不可欠なインフラである SS の機能を維持するための取組をサポートしていきたいと考えております。</p>	
案内先	中国管内の各県・市町村の担当者	
出席者	県	<p>4 県</p> <p>島根県（地域振興部しまね暮らし推進課）、岡山県（県民生活部中山間・地域振興課）、広島県（中山間地域振興課）、山口県（中山間地域づくり推進課）</p>
	市町村	<p>3 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県：2 町村（吉備中央町、西粟倉村） ・広島県：1 市（呉市）
	団体	<ul style="list-style-type: none"> ・4 石油商業組合（鳥取県石油商業組合、島根県石油商業組合、岡山県石油商業組合、広島県石油商業組合） ・全国農業協同組合連合会燃料部中国石油事業所
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「SS 過疎地対策ハンドブック」について（資源エネルギー庁） ・質疑応答 ・その他 	

(注) 1 当局の調査結果による（中国経済産業局提出資料により作成）。

2 記載内容は、中国経済産業局提出資料（開催案内及び議事次第）の内容を抜粋したものである。

中国経済産業局は、平成 27 年度及び 28 年度に SS 過疎地対策説明会を開催した理由について、中国地方における給油所過疎対策の推進に当たり、資源エネルギー庁が開催した SS 過疎地対策協議会の内容を管内の地方公共団体等に周知することが必要な取組と考えたためとしている。

また、平成 29 年度以降に SS 過疎地対策説明会が開催されていないことについて、同局は、28 年度の同説明会において、同年 5 月に策定された SS 過疎地対策ハンドブックの配布及び説明を行っていることや、29 年 5 月以降、資源エネルギー庁の SS 過疎地対策協議会も開催されていないことなどを踏まえ、同じ内容の説明会を何度も開催する必要性は乏しいと考え、平成 29 年度以降は同説明会の開催に替え、以下 b 及び c に記載した管内の全市町村を対象とした「SS 過疎対策にかかるアンケート調査」や「中国地域 SS 過疎市町村等会議」の開催等の取組を行うこととしたとしている。

b SS 過疎対策にかかるアンケート調査の実施

中国経済産業局は、各市町村における給油所過疎に対する問題意識と取組状況を把握し今後の対策に活かしていくために、図表 2-(1)-⑤のとおり、平成 29 年度に、中国管内の全市町村（107 市町村）を対象として、SS 過疎対策にかかるアンケート調査を実施している。

アンケート調査結果については、今後の中国経済産業局としての給油所過疎対策への取組の参考としており、例えば、平成 29 年度に実施した中国地域 SS 過疎市町村等会議（後述 c 参照）に参加してもらう市町村の選定や 31 年度から実施している給油所過疎対策に関する情報交換、意見交換、自治体の認識把握のための訪問先とする市町村の選定などに活用している。

図表 2-(1)-⑤ SS 過疎対策に係るアンケート調査の概要

件名	SS 過疎対策にかかるアンケート調査
実施目的	各市町村における SS 過疎に対する問題意識と取組状況をお伺いし、今後の対策に活かしていくために実施。（依頼文書から抜粋）
実施方法	アンケート調査表を市町村に送付し、市町村が記入し中国経済産業局に返信
実施時期	平成 29 年 7 月 18 日（依頼文書発送）～29 年 8 月 2 日（回答提出期限）
アンケートの内容（概要）	各自治体における燃料供給の現状（燃料供給に支障が生じているまたは恐れがある地区の有無、支障の内容、支障の要因、自治体における対応策の検討状況、等）
対象機関	中国管内の全市町村（107 市町村） ⇒うち回答市町村 79（提出率 73.8%）
アンケート調査結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> 今後の中国経済産業局としての SS 過疎地対策への取組の参考とした。 平成 29 年度に実施した中国地域 SS 過疎市町村等会議の案内先の市町村選定の参考とした。同アンケート調査において、相談会への参加意向の質問に「参加する」と回答した 11 市町村に中国地

	<p>域 SS 過疎市町村等会議の案内状を送付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年度から、業務目標において「SS 過疎地対策として、情報交換、意見交換、自治体の認識把握のため、関係自治体（市町村）を訪問する」こととしており、そのための訪問先自治体の選定資料としている。
--	---

(注) 当局の調査結果による(中国経済産業局提出資料を基に作成)。

c 中国地域 SS 過疎市町村等会議の開催

中国経済産業局は、資源エネルギー庁が実施した「平成 28 年度 SS 過疎地実態調査」の結果の共有や先進的な取組事例の紹介、出席者による意見交換、個別相談の実施等を通じ、市町村が給油所過疎対策に向けた具体的な方策を検討するための参考としてもらうことを目的に、図表 2-(1)-⑥のとおり、中国地域 SS 過疎市町村等会議を平成 29 年度に開催している。

この会議への参加案内は、前述の SS 過疎対策にかかるアンケート調査における『当省主催の自治体向けの相談会を開催するとしたら、参加されますか。』という質問に対し『参加したい』と回答した 11 市町村及び山口市^(※) に対し行っており、このうち 7 市町村が同会議に参加している。

案内先をアンケートで参加意向を示した 11 市町村を中心に選定した理由について、中国経済産業局は、「本会議は、給油所過疎対策への問題意識のある市町村に集ってもらい、事例を取り上げて議論をしてもらうために開催したものである。給油所が少なくなっている市町村の中には、対応方策がわからないとするところもあり、ヒントにしてもらう意味もあって、給油所過疎対策への意識の高い市町村を対象にした」としている。

(※) 中国経済産業局は、山口県石油商業組合から、山口市において給油所の存続のための取組の検討が行われているとの情報提供があったため、11 市町村に加え、同市に対し案内を発送したと説明している。

図表 2-(1)-⑥ 中国地域 SS 過疎市町村等会議の開催状況

件名	中国地域 SS 過疎市町村等会議
年月日	平成 29 年 11 月 6 日 13:00~17:00
開催目的	SS 過疎地の実態に係る調査分析結果の共有や先進的な取組事例の紹介、出席者による意見交換のほか、個別相談の実施等を通じて市町村における方策を御検討いただく参考としていただくため。(開催案内文書から抜粋)
議題	<ol style="list-style-type: none"> SS 過疎地の現状、対策の必要性等について SS 過疎対策の先進事例の紹介 意見交換会（各市町村における現状、課題等のご紹介） 個別相談（希望者のみ）
参加機関	<ul style="list-style-type: none"> 7 市町村（益田市、美作市、新庄村、勝央町、西粟倉村、山口市、長門市） 5 石油商業組合（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県の各石

	油商業組合) ・JA 関係(全国農業協同組合連合会燃料部中国石油事務所)
主 催	中国経済産業局、全国石油商業組合連合会中国支部 ^(※) (※) 市町村への開催案内文書に「…、全国石油商業組合連合会中国支部及び当局の主催により、表記会議を開催…」とある。

(注) 当局の調査結果による(中国経済産業局提出資料等を基に作成)。

d 地方公共団体に対する情報提供

(a) 補助金情報(SS 過疎地対策検討支援事業補助金)

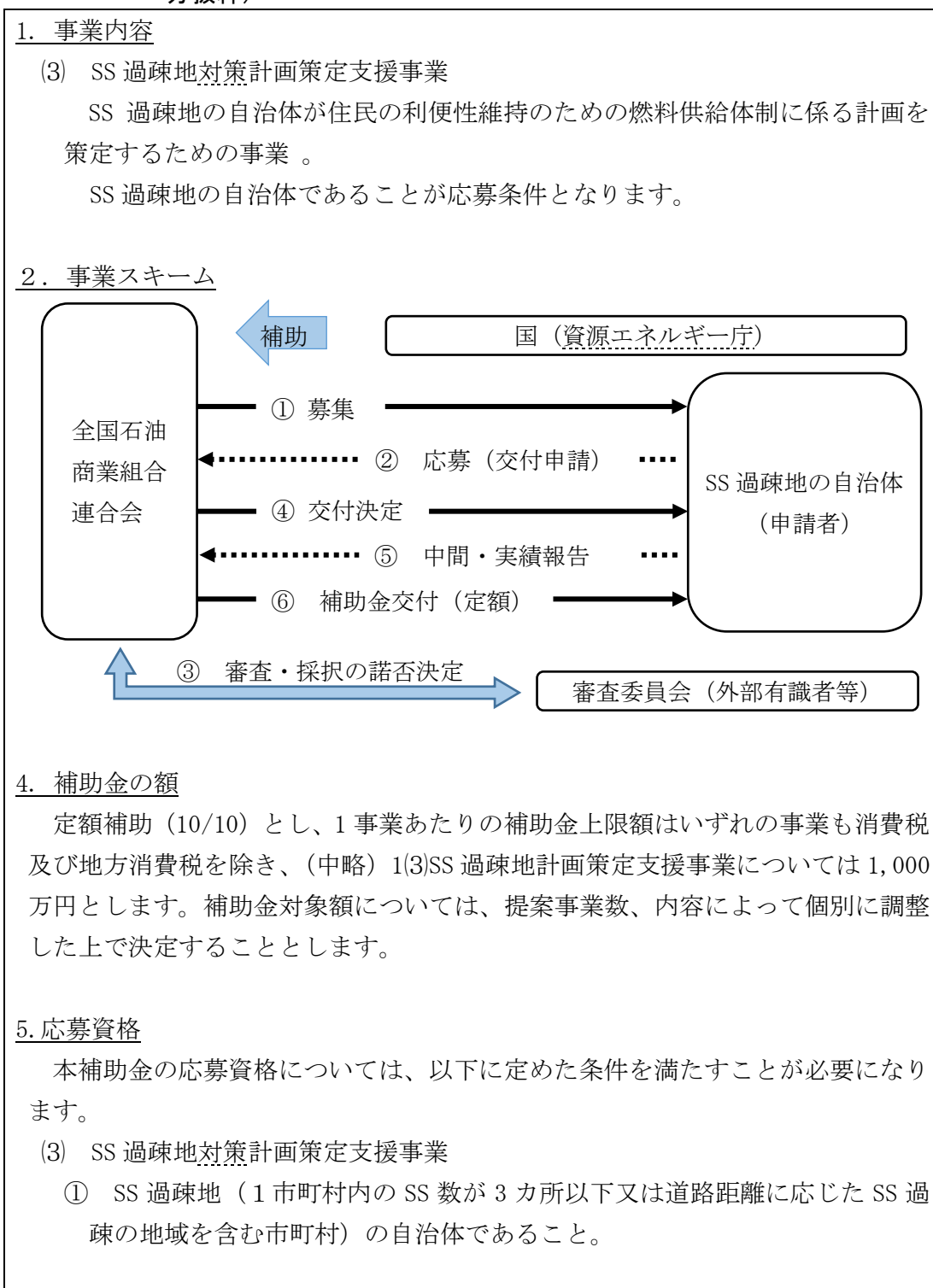
資源エネルギー庁では、平成 30 年度以降、市町村の SS 過疎地対策計画の策定を支援するための補助(SS 過疎地対策検討支援事業補助金。図表 2-(1)-⑦参照)を行っており、中国経済産業局では、機会に応じて、以下のような方法により、管内の市町村に対し、情報提供を行っている。

- ① 管内の全市町村の総務部門を対象に、SS 過疎地対策補助金の新設を案内する文書を郵送により送付(平成 30 年 5 月)
- ② 平成 29 年度に開催した中国地域 SS 過疎市町村等会議において補助金情報の提供を希望した市町村に対し、電子メールにより情報提供(平成 30 年度以降)
- ③ 中国経済産業局が紹介する補助金情報の一つとして、同局ホームページに情報を掲載するとともに、「中国経済産業局メールマガジン」^(※)により、配信を希望している市町村に対し、情報提供(令和元年度)

(※) 中国経済産業局の取組等について、配信希望者を対象に E メールにて同局から定期的に情報発信を行う取組。同局の説明によると、管内の市町村の大多数が配信を希望しているとしている。

また、令和元年度からは、中国 5 県の地域づくり担当部署にも、同補助金の公募開始や翌年度予算の概算要求の資料の提供、SS 過疎地対策ハンドブックについて紹介する電子メールを送付している。併せて、当該メールにおいて、各県に対し、機会に応じて市町村への制度活用の働きかけを行ってくれるよう依頼している。

図表 2-(1)-⑦ 平成 30 年度 SS 過疎地対策検討支援事業補助金 募集要項（関係部分抜粋）



(注) 1 経済産業省の資料を基に、当局が作成した。

2 点線部分は当局が修正した箇所である。

(b) SS 過疎地対策ハンドブック

中国経済産業局は、SS 過疎地対策ハンドブックは地方公共団体が給油所過疎対策を検討する際の参考になるものであるとしており、管内の地方公共団体に対して、以下のような方法により、同ハンドブックの周知を図っている。

① SS 過疎地対策説明会（平成 28 年 7 月 20 日開催）や中国地域 SS 過疎市町村

等会議（平成 29 年 11 月 6 日開催）の出席者へ配布

- ② 前述の管内の全市町村に発出した SS 過疎対策にかかるアンケート調査の依頼文（平成 29 年 7 月 18 日）や中国 5 県の地域づくり担当部署に発出した、SS 過疎地対策検討支援事業補助金の公募開始を紹介するメール（令和元年 6 月 24 日、同年 12 月 9 日）に、同ハンドブックの電子データが掲載されている資源エネルギー庁のホームページ URL を記載
- ③ 中国経済産業局ホームページ上の「SS 過疎地対策計画策定支援事業」の公募に関するページにおいて、参考情報として、資源エネルギー庁ホームページ上に掲載された「SS 過疎地対策ハンドブック」に直接リンクするショートカットを掲載
- ④ 前述の管内の全市町村に郵送した SS 過疎地対策補助金の新設を案内する文書（平成 30 年 5 月）において、資源エネルギー庁ホームページ上に掲載された「SS 過疎地対策ハンドブック」に直接リンク URL を掲載

e 市町村への訪問

中国経済産業局は、給油所過疎対策等に関する情報交換、意見交換、市町村の認識把握を目的に、市町村への訪問を平成 31 年度から実施している。

この訪問実績は、令和元年 12 月末現在で、雲南市、安来市及び出雲市の 3 市となっている。

中国経済産業局は、訪問する市町村の選定について、他の用務に付随して可能な範囲で実施することとしており、明確な選定基準があるわけではないが、島根県では後述(2)ーエに記載したとおり、給油所過疎対策に係る県独自の実態調査を実施しており、当該調査結果を踏まえた意見交換等が期待できることなどから、結果的に島根県内の市町村を訪問する機会が多くなったと説明している。加えて、雲南市については、平成 29 年度に開催した意見交換会への参加を同市が希望していたが、結果的に参加できていなかったことも選定理由の一つであるとしている。

ウ ホームページでの異なる「道路距離に応じた SS 過疎地情報」の公表

道路距離に応じた SS 過疎地に該当する市町村名については、前述 1-(3)-イのとおり、資源エネルギー庁のホームページ上で公表されている SS 過疎地対策ハンドブック（平成 29 年 5 月改定）の中に、平成 28 年 11 月 14 日時点の情報が掲載されており、今回の調査において中国経済産業局が当局のヒアリング時（令和元年 6 月）に提出した資料も、28 年 11 月 14 日時点の情報となっていた。

一方、東北経済産業局のホームページに掲載されている東北地域灯油懇談会資料（資源エネルギー庁（の職員）作成）^(※)をみると、平成 30 年 3 月 31 日時点の道路距離に応じた SS 過疎地に該当する市町村名が掲載されていた。

(※) 東北地域灯油懇談会（東北経済産業局、平成 30 年 11 月 20 日開催）の資料「石油流通業を取り巻く状況について」（平成 30 年 11 月 20 日、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課長作成）。

（東北経済産業局のホームページより）

このように、資源エネルギー庁と東北経済産業局のホームページで、異なる時点の情報が掲載されており、いずれが正しいものか判然としないが、中国経済産業局では、「資源エネルギー庁の正式な見解は不明であるが、当局としては、媒体の種類や掲載場所に

よらず、資源エネルギー庁のクレジットで公表された最新の内容のものがあるのであれば、それが最新版となると考えており、東北地域灯油懇談会の資料を当局は承知していないが、真に平成30年3月31日のデータであれば、SS過疎地対策ハンドブックに掲載されている28年11月14日時点の情報よりも新しいデータが公表されているということになる」としている。

前述の平成28年11月14日時点の道路距離に応じたSS過疎地に該当する中国地方5県の市町村と30年3月31日時点のそれを比較すると、図表2-(1)-⑧のとおり、該当市町村に変動がみられる（該当から外れたもの11市町、新たに該当したもの3市町）。

SS過疎地又は道路距離に応じたSS過疎地を含む市町村であることは、SS過疎地対策検討支援事業補助金のSS過疎地対策計画策定支援事業の応募資格にもなっており、市町村にとっては、SS過疎地等に該当するか否かについて正しい情報を得ることが大切になる。

しかし、後述のとおり、当局が調査した20市町村中、4市町村において、自らが道路距離に応じたSS過疎地であるか否かを把握していたが、いずれもSS過疎地対策ハンドブックに掲載された、平成28年11月14日付けの情報に基づいていた、うち1市は、30年3月31日時点の情報では道路距離に応じたSS過疎地に該当するにもかかわらず、同定義に該当しない28年11月14日時点の情報に基づいていたため、給油所過疎対策の検討に当たって、自らが道路距離に応じたSS過疎地に当たらないと誤認する状態となっていた。

図表2-(1)-⑧ 中国管内の道路距離に応じたSS過疎地に該当する市町村の比較

区分	平成28年11月14日時点	平成30年3月31日時点
鳥取県	<u>5</u> （鳥取市、倉吉市、八頭町、 <u>琴浦町、日南町</u> ）	<u>4</u> （鳥取市、倉吉市、八頭町、 <u>三朝町</u> ）
島根県	<u>7</u> （益田市、 <u>大田市、安来市、雲南市、奥出雲町</u> 、津和野町、吉賀町）	<u>4</u> （ <u>浜田市</u> 、益田市、津和野町、吉賀町）
岡山県	<u>3</u> （ <u>高梁市、新見市</u> 、備前市）	<u>1</u> （備前市）
広島県	<u>6</u> （広島市、 <u>呉市、三次市、庄原市、安芸太田町、神石高原町</u> ）	<u>3</u> （広島市、三次市、庄原市）
山口県	<u>3</u> （山口市、萩市、岩国市）	<u>4</u> （山口市、萩市、岩国市、 <u>周防大島町</u> ）
計	<u>24</u> 市町	<u>16</u> 市町

(注) 1 「平成28年11月14日時点」は、中国経済産業局提出資料（SS過疎地対策ハンドブック）に基づき、当局が作成した。

2 「平成30年3月31日時点」は、東北経済産業局の資料に基づき当局が作成した。

3 下線部は、平成28年11月14日時点と30年3月31日時点の相違箇所である。

(2) 県における取組状況等

調査対象とした島根県、岡山県、広島県（以下「調査対象3県」という。）における給油所過疎対策への取組状況等は、以下のとおりである。

ア 給油所過疎対策に関する体制、業務内容等

調査対象3県における給油所過疎対策に取り組むための体制をみると、給油所過疎対策に特化した体制を整備しているところはなく、また、事務分掌規程等で給油所過疎対策に関する規定を設けているところもない。

イ 各種計画等への給油所過疎対策の位置付け

調査対象3県は、いずれも各種計画・指針等（過疎対策関係や地域振興関係の計画・指針等を含む。）に給油所過疎対策を位置付けていない。

その理由は、いずれも「給油所過疎が、県の計画に位置付けが必要なほど顕在化していないため」としている。

ウ 給油所過疎対策への取組状況

調査対象3県では、前述のとおり、給油所過疎対策に特化した体制や業務規定はなく、県の計画・指針等にも位置付けておらず、給油所過疎対策に特化した取組も行っていない。

エ 給油所過疎対策に関する分析（島根県の中山間地域ガソリンスタンド実態調査）

調査対象3県では、給油所過疎対策に特化した取組は行われていないが、給油所過疎対策に関連する取組として、島根県では「小さな拠点づくり」^(※)の中で給油所を生活機能の要素の一つとして位置付け、平成25年度と30年度に、図表2-(2)-①のとおり中山間地域と県境エリアにおける給油所の実態調査を実施している。

(※) 島根県では、「島根県中山間地域活性化基本条例」（平成11年島根県条例第24号）第4条に基づき策定した「島根県中山間地域活性化計画（平成28年度（2016）～令和元年度（2019））」（平成28年5月策定）において中山間地域における「小さな拠点づくり」を進めていくこととしている。同県は、公民館エリア（旧小学校区）を基本とし、住民同士の話し合いを通じて、地域運営（生活機能、生活交通、地域産業）の仕組みづくりに取り組んでいくことを中山間地域における「小さな拠点づくり」と呼ぶこととしており、ガソリンや灯油の入手手段の確保も生活機能の確保に含まれるとしている。

調査結果には、中山間地域等を中心として給油所が減少している状況と今後も同様の傾向が継続することを指摘する分析結果が示されている。島根県は、本調査結果を県内の市町村に情報提供するとともに、必要に応じて、地域に出向き、本調査結果の説明を行っているとしている。

図表2-(2)-① 島根県の中山間地域ガソリンスタンド実態調査（平成25年度調査及び30年度調査）の概要

区分	平成25年度調査	平成30年度調査
目的	近年の給油取扱所の減少により、特に中山間地域における住民生活への影響が懸念されることから、中山間地域に所在する給	平成25年度調査を踏まえ、5年間の変化や現在の経営状況等を調査し、今後の見通し等の分析を実施

	油取扱所の実態を把握し、地域住民に今後与える影響等の分析を実施	
実施期間	平成 25 年 9 月～26 年 3 月	平成 30 年 11 月～31 年 3 月
調査方法	<p>【事前アンケート調査】</p> <p>県内の中山間地域及び県境隣接地域（県境から約 5km。隣接県の地域も含む）に所在する給油取扱所 248 か所を対象とし、191 か所から回答</p> <p>【ヒアリング（面談）調査】</p> <p>都市部等（給油取扱所が集中する地域含む）を除いた地域に所在する県内の給油取扱所を対象（156 か所）</p>	<p>県内の中山間地域及び県境隣接地域（県境から約 5km）に所在するガソリンスタンド等（ホームセンター等も含む）258 か所を対象に、アンケート調査を実施</p>
調査事項	<p>給油取扱所の開設年、地下貯蔵タンクの設置年、販売形態、石油製品販売以外の事業、給油取扱所の 5km 圏域内の人口、給油取扱所の 5km 圏域内の従業員数、5km 圏域内の競合給油取扱所の数、隣接する給油取扱所までの距離、平均的な売上比率、給油取扱所の商圈範囲、石油製品の配達範囲、配達事業の現状と今後の動向、売上に占める割合が一番多い顧客層、前年度の事業収支、直近 5 年間の収益動向、経営者の年齢、後継者の有無、地下貯蔵タンクの更新意向、事業の継続意向、事業継続に当たっての懸念事項</p>	<p>事業全体の収支、石油製品販売事業の収支、灯油の配達範囲、石油製品販売以外の事業の状況、経営者の年齢、後継者の有無、事業の継続意向、事業継続に当たっての懸念事項等</p>
調査結果の分析	<p>【空白地区】</p> <p>公民館等の範囲の地区（公民館エリア）内に、給油取扱所がない「空白地区」は、県内の中山間地域（全 227 地区）のうち、調査時点で 112 地区ある。</p> <p>事業の継続意向から、5 年後までに 10 か所、15 年後には 34 か所の給油取扱所が閉鎖される可能性が示されており、このことによって、5 年後までに空白地区が 3 地区、15 年後では 17 地区増えるという結果</p> <p>【影響地区】</p> <p>事業の継続意向に基づき、さらに分析したところ、空白地区の周辺地域からも給油取扱所がなくなり、影響が生じると思われる地区（公民館エリア）は、「調査時点：23 地区」、「5 年後：24 地区」、「15 年後：34 地区」に推移するという結果</p>	<p>【ガソリンスタンドがない地区の見通し】</p> <p>公民館エリアのうち ガソリンスタンドがない地区は、平成 25 年度調査では中山間地域全体の 227 地区のうち 112 地区であったが、今回の調査では全 236 地区のうち 124 地区に増加</p> <p>概ね 10 年後には 20 か所のガソリンスタンドが事業を「継続していない」と回答しており、この 20 か所が廃業すると新たに 11 地区増え、135 地区となる見込み</p> <p>調査事項「事業継続の想定」で記載の 10 か所が廃業すると、さらに 3 地区が増加する想定</p>

(注) 島根県資料「平成 25 年度中山間地域生活支援実態調査（中山間地域ガソリンスタンド実態調査）」及び「平成 30 年度中山間地域ガソリンスタンド等実態調査結果」を基に、当局が作成した。

オ 給油所過疎の現状に関する認識と今後の取組方針

当局の調査時点においては、調査対象 3 県による給油所過疎対策に特化した取組は行われていなかった。このため、3 県に対し、給油所過疎の現況に対する認識と今後の取組方針について調査したところ、図表 2-(2)-②のとおり、各県内における給油所過疎の現状認識として、市町村や地域住民等からの給油所過疎に関する相談もないなど、調査時点

では給油所過疎は問題として顕在化していないとしており、このため、今後も給油所過疎対策に特化した取組を行う方針はないとしている。

図表 2-(2)-② 調査対象 3 県における給油所の現状に関する認識と今後の取組方針

区分	内容
島根県	<p>(島根県地域振興部しまね暮らし推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度に実施した調査結果から、中山間地域におけるガソリンスタンドの状況は引き続き厳しく、地域での灯油やガソリンなどの燃油の入手手段の確保が課題となっていると認識している。 ・ 県としては、住民の皆さんがこのことを課題として認識し、地域での話し合いにより課題解決の取組が進むよう、市町村とともに促していく。 ・ また、地域の団体がガソリンスタンドを承継して運営している事例や、各戸に灯油の配達を行っている事例などの取組事例を紹介するとともに、ガソリンスタンドの確保等に当たり活用可能な支援制度について、市町村や地域に周知していく。
岡山県	<p>(岡山県県民生活部中山間・地域振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県における小さな拠点づくりの中で給油所の存続が課題として上がれば、当該地域の話し合いに参加したり、他地域の情報を提供したりするなど伴走型の支援をしているが、県内市町村の給油所の集計や分析などはしておらず、給油所過疎対策としての取組は特に行っていない。 <p>給油所が不足しているといった市町村や住民等からの相談もない。県内の旧神郷町（新見市と合併）に一つあった給油所が本年 6 月頃に廃止され、当該地域の給油所は 0 か所となったが、地域住民への灯油の配達などを含めて困っているという話は聞かない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給油所過疎対策への取組については、地域のことについては市町村がメインでやっていくべきであり、その上で、国や県がバックアップするのが理想ではないか。県としては、国と市町村の間に立ち、市町村をバックアップしていく。
広島県	<p>(広島県地域政策局中山間地域振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給油所過疎対策としての取組や検討は特段行っておらず、給油所がどこでどれだけ減少しているかなども把握していない。 <p>これは、市町村から給油所過疎に関することの相談・協議がなく、県に対する給油所過疎に関する施策（補助金制度の創設等）の要望もないためである。また、住民から給油所過疎に関する相談があれば、中山間地域振興課のサポートデスクで受け付けることになるが、年間約 150 件の相談を受け付ける中で、給油所過疎に関する相談受付実績は 0 件である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県は、中山間地域の振興に当たって、総合的な取組を進めていく

	<p>ための基本計画である「広島県中山間地域振興計画」（計画期間：平成27年度～32年度）を策定しているが、本計画には給油所過疎に関することは位置付けていない。また、本計画の見直しに当たっても、生活環境の持続に必要な支援を掲げていくことになるが「給油所過疎」に特化した取組を行う方針はない見込みである。</p>
--	---

(注) 当局の調査結果による。

(3) 市町村における取組状況等

調査対象とした 20 市町村における給油所過疎対策への取組状況等は、以下のとおりである。

ア 給油所過疎対策に関する体制、業務内容等

調査対象 20 市町村において、給油所過疎対策を所掌する組織や担当者を配置している市町村はなく、事務分掌規程等で給油所過疎対策に関する規定を設けている市町村もない。

この主な理由は、給油所過疎対策に関する住民等からの苦情・相談がなく、恒常的な業務としての対策が必要になるほど問題が顕在化していないためであるとしている。

イ 市町村における SS 過疎地対策の実施状況

前述したとおり、資源エネルギー庁は、SS 過疎地対策として、「①SS 過疎地における SS 過疎地対策計画の策定を推進すること、②SS 過疎地対策の検討に必要な情報を自治体と共有すること、③SS 過疎地対策ハンドブック（改定版）を SS 過疎地を抱える地域の関係者に周知すること」としており、「国土強靱化年次計画 2019」（令和元年 6 月 11 日国土強靱化推進本部決定）においては、SS 過疎地又は道路距離に応じた SS 過疎地に該当する市町村において、SS 過疎地対策計画を策定することが目標に掲げられている。

これらの SS 過疎地対策に関する調査対象市町村における対応状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。

(7) SS 過疎地対策計画の策定状況

調査対象 20 市町村のうち、SS 過疎地対策計画の策定が推進されている SS 過疎地（平成 31 年 3 月 31 日時点）又は道路距離に応じた SS 過疎地（平成 28 年 11 月 14 日時点）に該当する市町村は 8 市町村である。当該 8 市町村の中に SS 過疎地対策計画を策定している市町村はなく、SS 過疎地対策計画の存在を把握していたのも 1 村（西粟倉村）のみで、他の 19 市町村は SS 過疎地対策計画の存在すら把握していなかった。

計画の存在を把握していた西粟倉村は、その理由について、村内唯一の給油所が廃止の危機に陥った際に、対応策を検討している途上で SS 過疎地対策計画のことを把握したとしている。

SS 過疎地対策計画の策定を推進するための中国経済産業局から管内の市町村に対する周知状況をみると、前述の 2-(1)-イ-(エ)に記載しているような SS 過疎地対策検討支援事業補助金についての情報提供を行っているが、調査対象市町村のほとんどにおいて SS 過疎地対策計画の存在を把握していない状況となっていた。

(イ) SS 過疎地対策ハンドブックの把握状況

調査対象 20 市町村における、SS 過疎地対策ハンドブックの把握状況をみたところ、図表 2-(3)-①のとおり、「SS 過疎地対策ハンドブックを読んだことがある又は知っている」としたのは 4 市町村で、「SS 過疎地対策ハンドブックを知らない」としたのは 16 市町村となっている。

このうち、「SS 過疎地対策ハンドブックを読んだことがある又は知っている」とした 4 市町村について、どのような経緯で同ハンドブックを知ったのか調査したところ、三次市は、市議会で SS 過疎地対策に関する質問があり、その際の準備で確認したとして

おり、勝央町は、平成 29 年度に開催された中国地域 SS 過疎市町村等会議の前後で入手したとしている。一方、浜田市及び西粟倉村は、詳細は不明であるとしており、同ハンドブックの存在は把握しているものの、どのようにして知ったのかわからない状況となっている。

図表 2-(3)-① SS 過疎地対策ハンドブックの把握状況

区分	該当市町村
① SS 過疎地対策ハンドブックを読んだことがある又は知っている	4 (浜田市、勝央町、西粟倉村、三次市)
② SS 過疎地対策ハンドブックを知らない	16 (美郷町、邑南町、津和野町、津山市、高梁市、真庭市、新庄村、鏡野町、奈義町、久米南町、吉備中央町、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、世羅町)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「今回の当局の調査を契機に知った」と回答した市町村は、②に分類した。

同ハンドブックは、資源エネルギー庁のホームページ上で確認することができるほか、中国経済産業局は、平成 28 年度に開催した SS 過疎地対策説明会及び 29 年度に開催した中国地域 SS 過疎市町村等会議に参加した 9 市町村^(※)に配布している。

また、前述 2-(1)-イのとおり、同局は、令和元年度に、SS 過疎地対策に関する補助事業についてのメールでの情報提供を中国 5 県の地域づくり担当部署経由で各市町村に対して行っており、その際、同ハンドブックの URL を当該メールに記載している。

しかし、調査対象 20 市町村で、SS 過疎地対策説明会、中国地域 SS 過疎市町村等会議に参加した 4 町村(新庄村、勝央町、西粟倉村、吉備中央町)のうちの 2 町村(新庄村、吉備中央町)を含め、16 市町村が SS 過疎地対策ハンドブックを知らないと回答しており、調査対象市町村においては、当局が調査を実施した時点において、同ハンドブックの存在や内容が十分に認識されていない状況がみられた。

(※) 平成 28 年度の SS 過疎地対策説明会に参加した 3 市町村(吉備中央町、西粟倉村、呉市)及び 29 年度に開催した中国地域 SS 過疎市町村等会議に参加した 7 市町村(益田市、美作市、新庄村、勝央町、西粟倉村、山口市、長門市)に配布しており、西粟倉村は両会議に参加している。

(ウ) SS 過疎地の把握状況

調査対象 20 市町村における、自市町村が SS 過疎地に該当しているか否かの把握状況をみると、図表 2-(3)-②のとおり、「該当することを知っている」としたのは 1 村、「該当しないことを知っている」としたのは 4 市町であり、「該当するか否か知らない」としたのは 15 市町村となっている。

なお、「該当するか否か知らない」とした 15 市町村のうち、SS 過疎地に該当しているのは 3 町村(新庄村、奈義町、久米南町)となっている。

図表 2-(3)-② 自市町村が SS 過疎地に該当しているか否かの把握状況

区分	該当市町村
① 該当している	1 (西粟倉村)
② 該当しないことを知っている	4 (浜田市、邑南町、勝央町、三次市)
③ 該当するか否か知らない	15 (美郷町、津和野町、津山市、高梁市、真庭市、新庄村、鏡野町、奈義町、久米南町、吉備中央町、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、世羅町)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 当局の調査を契機にインターネット検索等で自市町村が SS 過疎地であるか否かを初めて把握したものは、③に分類した。

SS 過疎地の最新の情報は、資源エネルギー庁のホームページ上に掲載されているが、中国経済産業局から管内の市町村に対し、当該情報に関する周知は特段行われていない。

(イ) 道路距離に応じた SS 過疎地の把握状況

調査対象 20 市町村における、自市町村が道路距離に応じた SS 過疎地に該当しているか否かの把握状況^(※)をみると、図表 2-(3)-③のとおり、「該当している」としたのは 1 市、「該当しないことを知っている」としたのは 3 市町村であり、「該当するか否か知らない」としたのは 16 市町村となっている。

なお、「該当するか否か知らない」とした 16 市町村のうち、SS 過疎地対策ハンドブックに掲載されている平成 28 年 11 月 14 日時点の道路距離に応じた SS 過疎地に該当するのは 3 市町（津和野町、高梁市、庄原市）となっている。

(※) 項目 2-(1)-ウに記載したとおり、道路距離に応じた SS 過疎地の最新の情報は、SS 過疎地対策ハンドブックに掲載されている平成 28 年 11 月 14 日時点の情報と、東北経済産業局ホームページ上の会議資料に掲載されている 30 年 3 月 31 日時点の情報があるが、当局の調査では、同ハンドブックに掲載されている情報を市町村が認識できる最新の情報とみなし、28 年 11 月 14 日時点の道路距離に応じた SS 過疎地への該当状況について把握しているかを調査した。

図表 2-(3)-③ 自市町村が道路距離に応じた SS 過疎地に該当するか否かの把握状況

区分	該当市町村
① 該当している	1 (三次市)
② 該当しないことを知っている	3 (浜田市、勝央町、西粟倉村)
③ 該当するか否か知らない	16 (美郷町、邑南町、津和野町、津山市、高梁市、真庭市、新庄村、鏡野町、奈義町、久米南町、吉備中央町、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、世羅町)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 当局の調査を契機にインターネット検索等で自市町村が道路距離に応じた SS 過疎地であるか否かを初めて把握したものは、③に分類した。

道路距離に応じた SS 過疎地の情報は、前述の SS 過疎地対策ハンドブックに掲載されており、中国経済産業局では、前述のとおり、管内の地方公共団体に対し、SS 過疎地対策計画の策定支援に係る補助事業の周知と併せて、同ハンドブックの周知を行っているものの、結果として調査対象市町村の多くが調査時点において SS 過疎地への該当状況を把握していない状況がみられた。

ウ 市町村における給油所過疎対策の実施状況

調査対象 20 市町村において、資源エネルギー庁等が推進する SS 過疎地対策とは別に、各市町村が独自に実施している給油所過疎対策の実施状況について調査したところ、以下のような状況がみられた。

(7) 給油所過疎対策への取組状況

調査対象 20 市町村における給油所過疎対策の取組状況をみると、図表 2-(3)-④のとおり、「実施している」としたのは 3 市町村、「実施していないが検討している」としたのは 2 市、「実施も検討もしていない」としたのは 15 市町村となっている。

図表 2-(3)-④ 給油所過疎対策の実施状況等

区分	該当市町村
① 実施している	3 (津山市、勝央町、西粟倉村)
② 実施していないが検討している	2 (浜田市、廿日市市)
③ 実施も検討もしていない	15 (美郷町、邑南町、津和野町、高梁市、真庭市、新庄村、鏡野町、奈義町、久米南町、吉備中央町、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、世羅町)

(注) 当局の調査結果による。

このうち、「実施している」とした 3 市町村における給油所過疎対策の具体的な実施内容をみると、図表 2-(3)-⑤のとおりである。

図表 2-(3)-⑤ 3 市町村における給油所過疎対策の実施内容

区分	実施内容
津山市	平成 25 年 4 月、津山市阿波地域で唯一の給油所が撤退を表明したため、津山市阿波地域の住民 (166 人) が出資して平成 26 年 3 月に「合同会社あば村」を設立し、同給油所を引き継いで経営している。このような中で、津山市は、過疎地域自立促進市町村計画に給油所過疎対策を位置付け、地域の協議会への参加や、予算化して阿波地域の給油所に対して補助を実施
勝央町	JA 勝英が運営していた食料品を扱う生活店舗と併設する給油所を閉鎖することになったため、地域住民が中心となり運営組織 (一般社団法人よしの) を立ち上げ、給油所を維持している。この運営組織の立ち上げと給油所の維持等に関して、町が住民アンケートや地域の協

	議会への参加、給油所・店舗の買取・改修と法人への貸与による財政的な支援を実施
西粟倉村	西粟倉村内で唯一の給油所が撤退を表明したため、同給油所を村で購入した。令和元年度については、JAに施設を無償貸与し運営を任せているが、2年度からの外部委託（指定管理）による運営を目途に手続等を実施中

(注) 当局の調査結果による。

また、「実施していないが検討している」とした2市における給油所過疎対策の検討内容についてみると、図表2-(3)-⑥のとおりである。

図表2-(3)-⑥ 2市における給油所過疎対策の検討内容

区分	検討内容
浜田市	浜田市では「中山間地域支援プロジェクトチーム」を立ち上げ、政策企画課を中心に関係部局で中山間地域対策（買物弱者、移動手段の確保等）について検討しているところであり、この中で給油所も含めて検討することとしている。
廿日市市	廿日市市の旧吉和村で小さな拠点づくりの取組を開始する前に、商店、民営給油所、福祉団体、観光施設の代表等に各分野の現状・課題や今後の活動等に対する調査を実施した。

(注) 当局の調査結果による。

さらに、「実施も検討もしていない」とした15市町村において、その理由について調査したところ、①給油所過疎に関係する住民からの相談・苦情が出ていないなど、問題が顕在化していないこと、②現在の給油所で市民生活に影響は出しておらず、緊急を要する課題とは認識していないことを挙げている。

(イ) 給油所過疎対策の各種計画等への位置付け

調査対象20市町村において、SS過疎地対策計画を策定している市町村はみられなかったが、市町村の各種計画や指針等への給油所過疎対策や石油製品の確保に関する事項の位置付け状況を調査したところ、図表2-(3)-⑦のとおり、「位置付けている」としたのは2市、「位置付けていない」としたのは18市町村となっている。

図表2-(3)-⑦ 給油所過疎等に関する事項の各種計画・指針等への位置付け状況

区分	該当市町村
① 位置付けている	2 (津山市、廿日市市)
② 位置付けていない	18 (浜田市、美郷町、邑南町、津和野町、高梁市、真庭市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、吉備中央町、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、世羅町)

(注) 当局の調査結果による。

位置付けているとした 2 市（津山市及び廿日市市）は、過疎法第 6 条に基づく過疎地域自立促進市町村計画^(※)に位置付け、図表 2-(3)-⑧及び図表 2-(3)-⑨のとおり、津山市は、阿波地域での住民出資の合同会社による給油所の自主運営の取組への支援を含め、過疎地域での石油燃料の安定供給の維持・確保を図っていくと規定しており、廿日市市は、吉和・宮島地域には給油所が各 1 か所であることを踏まえて、給油所の維持に取り組むと規定している。

(※) 過疎地域の市町村が、都道府県の定める自立促進方針に基づき、市町村議会の議決を経て、①地域の自立促進の基本的方針に関する事項、②農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項、③ 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項、④生活環境の整備に関する事項、⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項、⑥医療の確保に関する事項、⑦教育の振興に関する事項、⑧地域文化の振興等に関する事項、⑨集落の整備に関する事項、⑩その他、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項について定める計画

図表 2-(3)-⑧ 津山市過疎地域自立促進市町村計画(平成 28 年度～32 年度)(抜粋)

9 集落の整備

(2) 集落機能の維持

① 現況と問題点

また、過疎地域においては、地下タンク貯蔵の改修の義務化を受け、ガソリンスタンドが廃業する状況が多く生まれており、燃料過疎地問題が発生している。今後、地域の持続的な運営を可能にするためには、地域再生拠点（小さな拠点）の施設整備や公共サービスの民間委託などの仕組みづくりが必要となってくる。

② その対策

現在、阿波地域では住民出資の合同会社を設立し、ガソリンスタンドを自主運営する取組などを実施しており、これらの取組への支援も含め、過疎地域での石油燃料の安定供給の維持・確保を図っていく。

(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	小さな拠点整備・運営事業（阿波 GS 地下タンク改修事業）により、住民出資の合同会社を設立し、ガソリンスタンドを自主運営している阿波地域の取組を支援し、石油燃料の安定供給の維持・確保を図る。	津山市	旧阿波村

(注) 当局の調査結果による(津山市過疎地域自立促進市町村計画(平成 28 年度～32 年度)に基づき当局が関係部分を抜粋し作成した。)

図表 2-(3)-⑨ 廿日市市過疎地域自立促進計画(平成 28 年度～32 年度)(抜粋)

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

カ 地域生活インフラの維持・確保

また、自動車の燃料だけではなく、日常生活に欠かせない灯油購入など、地域の燃料供給拠点である給油所は、吉和・宮島地域には各 1 箇所という現状にあります。

これら地域生活を支える重要なインフラの維持・確保に努めていく必要があります。

(2) その対策

カ 地域生活インフラの維持・確保

- 給油所は、自動車や暖房用等の燃料だけではなく 災害時等における燃料供給拠点であることを踏まえ、地域における石油製品の安定供給を確保するため、給油所の維持に取り組みます。

(注) 当局の調査結果による(廿日市市過疎地域自立促進計画 (平成 28 年度～32 年度)に基づき当局が関係部分を抜粋し作成)。

また、過疎地域自立促進市町村計画に給油所過疎対策を位置付けた理由について調査したところ、両市は図表 2-(3)-⑩のとおり説明している。

図表 2-(3)-⑩ 給油所過疎対策等を各種計画等に位置付けている理由

区分	理由
津山市	過疎地域自立促進市町村計画に給油所過疎対策を事業として位置付けたことで、阿波地域での住民出資による合同会社が自主運営している給油所に油面計の設置や店舗改修等に必要な予算を確保することができたと認識している。
廿日市市	過疎地域自立促進計画を策定した平成 27 年頃は SS 過疎地対策が話題となっていた時期であったこともあり、市としても給油所過疎対策への意識があったので本計画に盛り込んでいる。本計画に基づく具体的な施策は今のところ検討しておらず、取組も特に行っていないが、将来的には対策の実施が必要になるものと考えている。

(注) 当局の調査結果による。

一方、市町村の各種計画・指針等に給油所過疎対策や石油製品の確保に関する事項を位置付けていない 18 市町村は、その理由について、図表 2-(3)-⑪のとおり説明しており、総じて、給油所過疎が問題として顕在化しておらず、緊急を要する課題として認識していないことを挙げている。

なお、今回調査対象とした SS 過疎地である 4 町村及び道路距離に応じた SS 過疎地である 4 市町は、いずれも各種計画・指針等に給油所過疎や石油製品の確保に関する事項を位置付けていなかった。

図表 2-(3)-⑪ 給油所過疎対策等を各種計画等に位置付けていない理由

- ・ 全市的な問題として顕著になっていないため(浜田市)
- ・ 今のところ住民からの相談・苦情がないため(美郷町、邑南町、津和野町)
- ・ 住民から相談もなく、緊急を要する課題と認識していない (高梁市、真庭市、新庄村、鏡野町、奈義町、久米南町、吉備中央町)
- ・ 町内には給油所が多数あり、緊急を要する課題とは認識していないため (勝央町)
- ・ 村内に給油所は 1 か所しかなく、廃止か継続かの選択くらいしか内容がないので

はないかと思われ、計画までは未策定（西粟倉村）

- ・ 必要最低限の給油所は維持されており、市民生活に直接影響を及ぼす状況ではないと認識（三次市）
- ・ 現時点では、市民からの相談もなく対策をとるべき問題として顕在化していない（庄原市）
- ・ 住民からの相談・要望もなく、議会でも議論されていないため、市町として取り組むべき政策として認識していない（東広島市、安芸高田市、世羅町）

(注) 1 当局の調査結果による。

2 一重下線はSS過疎地、二重下線は道路距離に応じたSS過疎地に該当する市町村である。

エ 給油所過疎に関する現状認識と今後の取組の推進

調査対象 20 市町村の自市町村における給油所過疎の現状等の認識状況、対策の実施状況、今後の対策の必要性、対策を実施するに当たっての課題、意見要望等について調査したところ、以下のような状況がみられた。

(7) 給油所の経営状況及び将来的な事業継続意思の把握状況

調査対象 20 市町村において、自市町村内の給油所の経営状況や将来的な事業継続の意思に関する把握状況を調査したところ、図表 2-(3)-⑫のとおり、これらの状況等を把握しているとしたのは 2 村のみで、18 市町村は把握していないとしている。

このうち、経営状況及び将来的な事業継続意思について把握していると回答している 2 村は、いずれも村内の給油所が 1 か所みの村で、給油所数が 1 か所となったことを受けて、これらの情報を把握したとしている。

なお、把握していないとする 18 市町村には、全く情報を把握していない市町村と他の業務の関連等で部分的な情報程度の把握にとどまっている市町村が含まれるが、いずれの市町村においても、把握していない理由については、給油所過疎対策を専担とした組織を置いておらず、これらの情報を定期的かつ網羅的に把握する体制が整っていないためとしている。

図表 2-(3)-⑫ 自市町村内の給油所の経営状況及び将来的な事業継続の意思の把握状況

区分		該当市町村
経営状況	① 把握している	2（新庄村、西粟倉村）
	② 把握していない	18（浜田市、美郷町、邑南町、津和野町、津山市、高梁市、真庭市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、吉備中央町、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、世羅町）
将来的な事業継続の意思	① 把握している	2（新庄村、西粟倉村）
	② 把握していない	18（浜田市、美郷町、邑南町、津和野町、津山市、高梁市、真庭市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、吉備中央町、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、世羅町）

(注) 当局の調査結果による。

(イ) 給油所過疎が住民生活等に及ぼす支障についての認識

調査対象 20 市町村において、給油所の減少が住民生活等に及ぼす支障について調査したところ、11 市町が既に支障が生じている又は支障が生じるおそれがあるとしており、うち、10 市町から想定される具体的な支障例について回答を得た。

その内容をみると、図表 2-(3)-⑬のとおり、灯油等の配達が確保できなくなるというものと、地域の衰退につながるというものであった。

図表 2-(3)-⑬ 支障の具体的な内容調べ

支障の具体的な内容	該当市町村
灯油等の配達が確保できなくなるおそれ	9 (浜田市、美郷町、津和野町、津山市、高梁市、真庭市、鏡野町、吉備中央町、庄原市)
地域の衰退につながるおそれ	2 (浜田市、東広島市)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 支障の具体的な内容を複数挙げた浜田市はそれぞれに計上。また、支障は発生するとしつつもその具体的な内容は不明とした廿日市市は、本表に計上していない。

(ウ) 将来における給油所過疎対策の必要性に関する認識

調査対象 20 市町村に対し、10 年先を見据えた給油所過疎対策の必要性等、長期的な石油製品（ガソリン、灯油、軽油等）の供給体制の維持に関してどのように認識しているかを調査したところ、図表 2-(3)-⑭のとおり、16 市町村が、何らかの対応や検討が必要な問題として認識しているとしている。

16 市町村のうち、既に対応を実施していると回答した 3 市町村を除く 13 市町村は、「問題として認識しつつあるが、行政として対策や施策は検討していない」又は「特に問題として認識していないが、地域として対策を講じるべきか検討する必要がある」と回答しており、回答状況を踏まえると、給油所過疎対策について、多くの市町村が、まだ喫緊の課題とまでは認識していないものの、中長期的な対策の必要性については十分に認識しているものと考えられる。

図表 2-(3)-⑭ 長期的（10 年程度）な石油製品（ガソリン、灯油、軽油等）の供給体制の維持に関する認識

区分	該当市町村
何らかの対応が必要な問題として認識している	16 (浜田市、美郷町、邑南町、津和野町、津山市、高梁市、真庭市、新庄村、鏡野町、勝央町、西粟倉村、吉備中央町、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市)
・ 重要な問題として認識しており、行政として何らかの対策や施策を実施している	3 (津山市、勝央町、西粟倉村)
・ 問題として認識しつつあるが、行政として対策や施策は検討していない	11 (浜田市、美郷町、邑南町、津和野町、新庄村、鏡野町、吉備中央町、庄原

	市、東広島市、廿日市市、安芸高田市)
・ 特に問題として認識していないが、地域として対策を講じるべきか検討する必要がある	2 (高梁市、真庭市)
特に問題として認識していない	4 (奈義町、久米南町、三次市、世羅町)

(注) 当局の調査結果による。

また、このうち、何らかの対応が必要な問題として認識しているとした16市町村において、対策を実施・検討する上での課題や困りごとについて調査したところ、特に困っていないとした1村(西粟倉村)を除き、他の15市町村は図表2-(3)-⑮のとおり、今後の対策の検討等に当たって、何らかの課題や迷いを持っている状況がみられた。

なお、これらの15市町村のうち、6市町村(真庭市、新庄村、勝央町、吉備中央町、庄原市及び廿日市市)が、中国経済産業局が平成27年度以降に開催した会議又は意見交換会に出席している。

図表2-(3)-⑮ 石油製品の供給体制の維持のための対策を実施・検討する上での課題等

区分	該当市町村
① どのような対策をとったらよいのか分からない	8 (浜田市、美郷町、邑南町、津和野町、高梁市、鏡野町、吉備中央町、庄原市)
② 給油所過疎対策に関する計画について、どのような内容としたらよいのか分からない	6 (浜田市、美郷町、津和野町、真庭市、鏡野町、吉備中央町)
③ 民間の給油所の存続支援や廃止対策について、行政としてどこまで介入してよいものか判断に迷う	10 (浜田市、美郷町、津和野町、津山市、真庭市、新庄村、鏡野町、吉備中央町、東広島市、安芸高田市)
④ その他	4 (邑南町、鏡野町、勝央町、廿日市市) <ul style="list-style-type: none"> ・ 給油事業所や住民の困窮状況が把握できていない(邑南町) ・ 地下タンクの経年劣化による油漏れ及び給油所の廃止(勝央町) ・ エネルギー問題は国が実施すべきであり自治体はどう関与すべきか分からない(鏡野町) ・ 現状では課題が顕在化していないため、検討の方向性が定まっていない(廿日市市)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 課題や困り事が複数ある場合、それぞれの区分に計上している。

(I) 給油所過疎対策の検討等に当たっての要望等

前述(ウ)のとおり、多くの市町村が今後の給油所過疎対策の検討等を行うに当たっての課題等を有していることが確認できたことから、その課題を解決しつつ検討等を進めるに当たっての要望等を調査対象 20 市町村から聴取したところ、図表 2-(3)-⑯のとおり、給油所過疎に関する情報の提供や意見交換の場の設定を希望する意見が多く聞かれた。

図表 2-(3)-⑯ 市町村における給油所過疎対策の検討等に当たっての要望等

区分	意見内容
浜田市	例えば、地域協議会などを作って給油所を運営していくことは、相当大変なことだと思う。給油所過疎地になることを防ぐ方策、つまり「今ある給油所を残す」という方策について検討し、その方策が示されれば良いと思う。
美郷町	集落で給油所経営を行う場合の経営に関する支援に関する情報があるとよい。
邑南町	給油所過疎対策に関する説明会や情報提供があればよいと思う。理由は、町行政として給油所過疎に対する危機感がないと思う。給油所過疎による支障の実例を見せてもらえれば、「早めに手を打たねば」という危機感が醸成される。
津和野町	住民から石油製品の確保が不便であるというような声は出ておらず、当町として対策を打つまでには至っていないので、今のところ国への要望は特にない。ただし、今後、給油所過疎について検討していきましようということになった場合、国からの情報等を参考にしたいという気持ちはある。
津山市	給油所過疎に関する意見交換会、研修会、会議等には、市民からのニーズがあれば参加したいが、会場が広島開催だと、地域や議員からのニーズがないのに、旅費をかけてまで参加することは、財政的に難しい。
高梁市	現状は住民が困っている状況にないため、給油所過疎に関する情報提供等の場への参加希望は特にない。
真庭市	市として給油所過疎に関する情報を収集するには限界があるため、情報が共有できるような場があれば紹介してほしい。
新庄村	他の自治体もそれぞれ悩みを抱えていると思うので、参加して話を聞いてみたい。補助メニューの情報があまり入ってこないなので、情報があれば村のお金を使わずとも給油所が維持できるのではないかと。開催場所は、近い方がいい。
鏡野町	東京のような遠方での会議等に参加することは難しいが、近場であれば参加したい。
奈義町	意見交換等ができる場があれば、地元民（区長）にも周知して参加したい。現状では、意見交換の場が無いし、給油所過疎対策についてどこに相談していいかわからない。

久米南町	緊急性がない問題なので対応が後回しになりがちである上、情報も共有できていないため、情報共有や意見交換等をする場が県単位であれば良いと思う。
吉備中央町	給油所の問題は目の前に迫っており、当町と近い状況の自治体の事例を紹介してもらえるなどのメリットがあれば参加したい。
三次市	国が取り組むべき政策であると号令をかけるのであればともかく、現時点では担当部局も決まっていないため、会議についてはそこまでニーズはない。 給油所は民業であるので、行政がどのような基準によりどのような理屈により補助を行っていくべきなのかなど、行政が現段階で何ができるのかわからない。
庄原市	会議等が開催され情報提供がされることは有意義だとは思いますが、庄原市としては現状、軽油・灯油等の配送網が網羅されているため、給油所過疎について取組を講ずるべきに段階に至っていない。
東広島市	情報提供だけでもしてもらえば非常に助かる。広島市や岡山市での開催なら参加することは可能。それ以外の地域は予算状況によって参加を検討することになる。
廿日市市	広島県内で開催されるのであれば、参加したいと考える。
安芸高田市	当市としては話し合いするまでの認識や取組が深まっておらず、まずは必要な情報を入手したいと考えており、各種情報の周知等の場として会議を設けてもらえるなら有効と考える。
世羅町	給油所過疎に関する情報提供や意見交換のような会議もよいとは思いますが、世羅町としてはそこに参加して議論する段階にはなく、まず何よりも情報が欲しい状況である。国の制度等にどのようなものがあって、町内の給油所がどのような状況になっているか（届出年月日やタンクの更新時期等）などの基礎的資料を整理して提供してもらえるような仕組みがあれば非常に助かる。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 2 町村(勝央町及び西栗倉村)からは明確な意見が聞かれなかったため、記載していない。

(4) 地域住民の給油所過疎に関する意識

給油所過疎対策を推進するに当たって重要なことは、地域住民の意向を反映したものであることである。そのため、今回の調査では、給油所過疎について地域住民がどのような意識を有しているか把握することとし、市町村調査の一環として、調査対象市町村経由で、当該市町村に居住する住民に対する調査を実施した。

ア 調査対象とした住民

調査対象とした住民は、給油所から遠距離にあるとみられる地区の自治会長等を中心とし、各市町村に原則2人を選定してもらうよう依頼した。

調査対象とする住民は、各市町村2人ずつを基本として協力を依頼し、17市町村は各2人、1市は1人、1市は3人、1町は4人の計42人の住民を対象に調査を実施した（以下、調査対象とした住民の方を「調査対象住民」という。）。

イ 石油製品の購入方法

調査対象住民に対し、現状における石油製品（ガソリン、軽油、灯油、混合油）の購入方法について調査したところ、以下のとおりの回答があった。

(7) ガソリン

調査対象住民の乗用車のガソリンの購入方法は、近隣の給油所で購入していると回答した人が42人中30人と最も多く、次いで、多少遠くても安い給油所で給油していると回答した人が9人であった。

その他の3人からは、「買い物やレジャーで出かけたときに給油」、「特に決めておらず、出先で給油」、「車は多少遠くても安い給油所、バイクは近隣の給油所」との回答が得られた。

(イ) 軽油

調査対象住民の農機具用の軽油の購入方法は、給油所で購入し自分で運搬していると回答した人が42人中30人、配送サービスを利用して購入していると回答した人が3人であった。

その他の9人は、軽油は購入していないとのことであった。

(ウ) 灯油

調査対象住民の暖房用の灯油の購入方法は、給油所やホームセンターで購入し、自分で運搬していると回答した人が42人中22人、配送サービスを利用して購入していると回答した人が20人であった。

(エ) 混合油

調査対象住民の農機具用の混合油の購入方法は、給油所に来店して購入していると回答した人が42人中31人と最も多く、次いで、ガソリン等を購入し、自分で調合していると回答した人が6人、ホームセンターで購入していると回答した人が1人であった。

その他4人は、混合油は購入していないとのことであった。

(オ) 軽油及び灯油の配達状況

調査対象住民の居住地の近隣における軽油や灯油の配送サービスの提供状況について調査したところ、配送サービスが提供されていると回答した人が42人中38人、配

送サービスが提供されていないと回答した人が4人であった。

ウ 居住地域近隣の給油所数の増減についての認識

調査対象住民に対し、居住地の近隣で営業している給油所数について、以前（過去10年程度）と比較してどのような状況になっているか調査したところ、以前と比較して減少したと回答した人が42人中34人、増減はないと回答した人が8人だった。

エ 近隣の給油所の利便性等に関する意識

調査対象住民に対し、居住地の近隣で営業している給油所について、その営業場所や営業内容等に関し不便に感じることはないかなどの認識について調査したところ、不便を感じると回答した人が42人中28人、現状では不便を感じないが、将来的には不安があると回答した人が5人、特に不便は感じないと回答した人が9人であった。

また、不便を感じると回答した28人から、不便と感じる具体的な内容について調査（複数回答可）したところ、以下のような回答が得られた。

- ① 給油所までの距離が遠い、時間がかかる：17人
- ② 他の地域の給油所よりも値段が高い：13人
- ③ 軽油又は灯油の配送サービスが提供されていない：3人
- ④ その他^(※)：3人

(※) その他の回答内容は、「扱っている油種が限定的である（ハイオクがない）」、「日曜日が定休日」、「灯油の配送料に8円/リットルとられる」

(7) 不便と感じる給油所までの距離、所要時間

前述の給油所までの距離が遠い、時間がかかると回答した17人に対し、自宅から最寄りの給油所までのおおよその距離と所要時間について調査したところ、以下のとおり、16人から回答があった。

(最寄りの給油所までの距離)

- ① 15km以上：5人
- ② 10km以上、15km未満：7人
- ③ 10km未満：4人

(最寄りの給油所までの所要時間)

- ① 片道20分以上：7人
- ② 片道10分以上、20分未満：8人
- ③ 片道10分未満：1人

(イ) 配送サービスがないことにより感じる不便

前述の軽油又は灯油の配送サービスが提供されていないことが不便と回答した3人のうちの1人は、高齢者の多い地域であり、免許返納者も多く、灯油等の配達をしてくれる給油所がなくなると困るとしている。また、当該住民の居住地は、項目1において当局が分析した旧市町村区域単位でみた場合に給油所数が3か所以下となる区域に該当しており、さらには給油所数が0になっている地域でもある。このように給油所もなく配送サービスも提供されていないような地域の住民にとっては、給油所過疎の問題は喫緊の課題と考えられる。

オ 近隣のガソリンスタンドが閉鎖した場合の支障

調査対象住民に対し、居住地の近隣で営業している給油所が閉鎖した場合、日常生活においてどの程度の不便を感じるか、その認識について調査したところ、以下のような回答が得られた。

- ① 相当不便になってしまう：28人
- ② 多少不便になってしまう：7人
- ③ 特に変化はない：4人
- ④ わからない：3人

また、相当不便になってしまう又は多少不便になってしまうと回答した35人に対し、不便の具体的な内容について調査したところ、ガソリン等の調達に係る手間（距離・時間）やコストの増加を懸念する旨の回答をした人が26人、配達サービスが存続されるかを懸念する旨の回答をした人が10人、その他、「タイヤ交換やオイル交換等整備に不便を感じる」、「自家用車以外の交通手段がないため、毎日の通勤通学に支障をきたす」、「給湯、暖房用の灯油が確保できなくなる」との回答がそれぞれ1人からあった（複数回答あり。）。

(5) 石油商業組合

石油商業組合は、全国石油商業組合連合会の構成員として各都道府県に設立されている団体で、給油所を経営する事業者が加入し、同事業者の健全な発達と消費者利益の保護を目的とした各種活動を行っている。

今回の調査に当たって、石油商業組合から、中国地方 5 県における給油所過疎の実情、給油所の存続に向けた取組により事業者や地域住民等が給油所を運営している事例等の把握を行った。

ア 石油商業組合の組織及び加盟する給油所数

中国地方 5 県の石油商業組合に加入する事業者の給油所数等は、図表 2-(5)-①のとおりであり、7、8 割程度の給油所が加入している。

なお、JA グループの運営する給油所（以下「JASS」という。）は、一部を除いて石油商業組合には加入していない。

図表 2-(5)-① 中国地方 5 県の石油商業組合の加入事業者数

組合名	組合加入給油所数	登録給油所数	組合加入率
鳥取県石油商業組合	150	224	67.0%
島根県石油商業組合	266	325	69.5%
岡山県石油商業組合	458	590	77.6%
広島県石油商業組合	598	731	81.8%
山口県石油商業組合	352	431	81.7%

(注) 1 当局の調査結果による。

2 組合加入給油所数は平成 31 年 3 月 31 日時点の数である。

3 登録給油所数は令和元年 6 月中旬時点で品確法登録システムに登録されている給油所数である。

イ 石油商業組合の取組内容

(7) 石油商業組合の業務

各県の石油商業組合は、石油製品販売業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行うことを目的として、各県内において石油製品の販売の事業を営む者や事業場又は店舗を有する者等を組合員とし、①石油製品販売業に関する指導及び教育、②石油製品販売業に関する情報又は資料の収集及び提供、③石油製品販売業に関する調査研究等の事業を行うこととしている。

(イ) 給油所過疎対策に係る取組

各県の石油商業組合が実施する給油所過疎対策に関連する業務は、全国石油商業組合連合会や全国石油協会が申請受付や交付等の事務を行っている補助金の情報提供、当該補助金の申請を行う場合の様式等の審査や申請の取りまとめ、各種相談の受付等である。さらに、山口県石油商業組合では、①地域からの相談を受けての対応（阿東町嘉年地区）、②中国経済産業局との情報交換等、③給油所閉鎖地区の実態確認等の取組も行っていった。

(ウ) 給油所過疎に関する分析

各県の石油商業組合では、組合員からの品確法に基づく給油所の新設・廃止に係る届出事務の補助や指導を行っており、組合員となる給油所の増減状況を把握している。

島根県、広島県及び山口県の石油商業組合では当該情報等を活用し、給油所過疎対策に関連して、図表 2-(5)-②のような分析を行っていた。

図表 2-(5)-② 石油商業組合における給油所過疎の実態に関する分析状況

石油商業組合名	分析内容
島根県石油商業組合	松江市の給油所数について、平成の合併前の旧市町村単位で地域別給油所数を集計・分析
広島県石油商業組合	品確法に基づく経済産業省への届出事務の補助・指導業務や組合員等への情報収集により県内の給油所数を把握し、平成の合併前の市町村単位で集計・分析
山口県石油商業組合	品確法に基づく経済産業省への届出事務の取りまとめの過程で、燃料供給に不安を生じうる地域が発生した場合に、組合支部に当該地区の状況を確認

(注) 当局の調査結果による。

ウ 石油商業組合の意見

各県の石油商業組合から、給油所過疎対策としての行政の取組に関する意見を聴取したところ、図表 2-(5)-③のとおり、給油所過疎対策について、行政主導による取組の推進を求める意見が聞かれた。

図表 2-(5)-③ 給油所過疎に対する行政の取組に関する意見

石油商業組合名	意見
鳥取県石油商業組合	県内において、住民が不便を感じる状況はあまりなく、自治体に危機感が無いのもこのためであると思われる。しかし、例えば、住民の高齢化により、もっと近くに給油所が欲しいという声もあるかもしれない。市町村が主体となって住民の状況を把握し、組合に対して、協力すべきことを提示してほしい。
島根県石油商業組合	現在の社会的要因(少子高齢化、人口減、ハイブリッド・電気自動車の増加等)に伴う油の使用量の減少が続くと、ガソリンだけでは経営が苦しくなっていく。このため、給油所では油外事業(車検、整備、タイヤ販売・交換等)も行っているが、なかなかうまく行かない。給油所の経営改善には特効薬がない状態である。 それなら「どうするか」ということになるが、行政の出番ではないかと思う。 給油所の維持・存続のため地域で取り組むにしても、行政

	<p>の後押し、施策の施行が必要であると思う。</p>
岡山県石油商業組合	<p>過疎化が進み、電気自動車が普及する中、大規模事業者ならともかく、中小の事業者に対し、給油所はライフラインなので、過疎地でも我慢して経営を続けていけというのは酷であり、民業としての給油所過疎対策には限界があると考ええる。</p> <p>一方、行政が介入すれば必ずどこかの部分で民業を圧迫してしまう。住民のため＝組合員のためではないので、万人に都合のよい win・win な状態を構築することは容易ではないが、このまま民間に任せたままでも事態は好転しない。</p> <p>行政が介入していくとしても、どのラインまでは民間に任せ、どのラインからは行政が担保していくかといった共通認識を関係者間で構築していくことから始める必要があり、今後、そういったことを行政が旗を振っていくべきではないかと考える。</p>
広島県石油商業組合	<p>給油所過疎の問題については、石油商業組合や事業者だけの対策では限界があると感じており、行政が主導して、関係者を集めた会議等を開催し、課題等を共有して対策を進める必要があると思っている。</p> <p>経済産業局が開催した説明会への市町村の出席率の低さから、問題意識が低いと考えられる。問題意識を市町村と共有できて初めて対策がスタートする。</p>
山口県石油商業組合	<p>給油所過疎問題に対しては、行政（経済産業局、地方公共団体）が細かく状況を把握した上で、行政主導により事業者等関係者を含めて問題意識を共有し、対策を進める必要があると思っている。山口県石油商業組合として単独では動きにくいので、行政からコンソーシアム等の要請があれば喜んで協力したいと思っている。</p> <p>地方公共団体（県、市町村）が危機感を持って動いているという話は聞いたことがない。もっと危機意識を持たないことには何も動けないため、まずは経済産業局から意識付けをしてもらいたい。</p>

(注) 当局の調査結果による。

(6) 全国農業協同組合連合会

地域の生活や営農に必要な燃料を安定的に供給することなどを目的として、各地の JA 等^(※)により給油所（JASS）の経営が行われている。中国地方 5 県における JASS の数について、全国農業協同組合連合会（以下「JA 全農」という。）の中国エネルギー事業所（以下「JA 全農中国エネルギー事業所」という。）から把握した結果は、図表 2-(6)のとおりである。

(※) 農業協同組合のほか、JA 全農の子会社で、石油基地等の運営や JASS への石油製品の流通等の事業を行う、株式会社全農エネルギーも、JASS の経営を行っている。

図表 2-(6) 中国地方 5 県における JASS 数

県	JASS 数	登録給油所数
鳥取県	42	224
島根県	30	325
岡山県	55	590
広島県	35	731
山口県	15	431

(注) 1 当局の調査結果による。

2 登録給油所数は、令和元年 6 月中旬時点で経済産業省の品確法登録システムに登録されている JASS 以外の給油所も含めた数である。

ア JA 全農中国エネルギー事業所の組織・業務

JA 全農中国エネルギー事業所では、中国地方 5 県の各 JASS の経営に係る支援等を行っており、その支援内容は、各 JASS 単位での経営分析やタンク更新等に当たっての経費見積もり、全国石油商業組合連合会等の補助金の利用可能性の判定等に係る経営相談のほか、各 JA 等に対して、安定的な経営継続の観点から、経営する JASS の施設統廃合計画を提案^(※)するなど多岐にわたっている。

(※) JASS の統廃合は、JASS を経営する各 JA と JA 全農エネルギー部の協議により策定した施設廃止計画の考え方を基本として行われている。計画には拘束力はなく、最終的な経営判断は JASS を経営する各 JA 又は株式会社全農エネルギーの判断による。

イ 給油所過疎対策に係る取組

JA 全農中国エネルギー事業所では、給油所過疎対策を直接の目的とした取組は行っていないが、給油所過疎対策に関連する取組として以下を挙げている。

(7) 中国経済産業局の取組への協力

中国経済産業局との間で毎年秋頃に懇談会を開催し、今後の事業内容、JASS 数、販売量、JASS の統廃合予定等を説明し、情報交換を行っている。

また、中国経済産業局からの要請に基づき、同局が平成 29 年度に開催した中国地域 SS 過疎市町村等会議に参加し、中国地方の JASS の推移等に関する説明を行っている。

(4) 石油商業組合との連携

石油商業組合とは、それぞれ中央組織レベルで連携が行われているが、中国管内においても、JASS の廃止等により、灯油や軽油の配送業務が廃止又は縮小される場合に、当該県の石油商業組合と協議し、周辺の給油所に JASS 撤退地域への配送サービスの引継等を依頼する場合がある。

ウ 今後の給油所過疎対策の在り方に関する意見等

JA 全農中国エネルギー事業所から、今後の給油所過疎対策の在り方についての意見を聴取したところ、「中山間地域等での給油所の潰し合いを避けるためには住み分けが必要であるが、全国石油商業組合連合会と JA 全農で、給油所経営の住み分けについての調整が行われていない。そのような協議の場を行政が設定するなど、行政の関与が必要なのではないか」、「人員不足も JASS の廃業要因となっており、地域住民への業務委託ができれば延命できる地域もあるが、JA 側から地域に呼びかけを行うことは難しい。地域と行政が給油所について検討する場の設定を検討してほしい」、といった行政の関与を求める意見が聞かれた。

(7) 調査結果の要点及び所見

【調査結果の要点】

今回の調査結果のポイント及び調査結果に基づく課題について整理すると、次のとおりである。

ア 給油所過疎対策の取組に対する各機関の取組状況

政府は、「エネルギー基本計画」や資源エネルギー庁が策定した「SS 過疎地対策ハンドブック」において、SS 過疎地問題については、地元自治体がリーダーシップをとり、関係者が連携して取り組むこととしている。

そのための具体的な取組として、SS 過疎地対策協議会において、①市町村における SS 維持のための目標及びアクションプランの作成促進、②SS 過疎地対策の検討に必要な情報の自治体との共有、③SS 過疎地対策ハンドブックの関係者への周知を行うこととしている。

そのような中、今回、調査対象とした 20 市町村の給油所過疎に関する認識や取組の実施状況等をみたところ、①自市町村の SS 過疎地の該当の有無を把握していたのは 5 市町村、②道路距離に応じた SS 過疎地の該当の有無を把握していたのは 4 市町村、③SS 過疎地対策計画を策定している市町村は皆無、④SS 過疎地対策ハンドブックを把握していたのは 4 市町村、⑤給油所過疎対策の実施や検討を行っていたのは 5 市町村であり、いずれも少数にとどまっていた。そもそも、いずれの市町村でも給油所過疎対策に取り組む組織や担当者を配置しておらず、給油所過疎対策に関する業務規定も設けていないのが現状となっている。

現時点で給油所過疎対策に取り組んでいない市町村は、その理由として、地域住民等からの給油所過疎に関する相談がないことなどを挙げている。

しかし、調査対象 20 市町村に居住する住民は、近隣の給油所までの距離やサービス等について、42 人中 33 人の人が不便を感じる又は現状では不便を感じないが将来的には不安があるとしている。また、近隣の給油所が閉鎖した場合、42 人中 35 人が不便になるとしており、給油所過疎の問題に関しては住民の多くが不安を持っている状況がみられた。

一方、中国経済産業局における給油所過疎対策の取組をみると、平成 27 年度及び 28 年度に、「SS 過疎地対策説明会」を資源エネルギー庁と共催し、29 年度には、全市町村を対象とした「SS 過疎対策にかかるアンケート調査」を実施するとともに、同アンケートを踏まえ、中国地域 SS 過疎市町村等会議を開催しており、28 年度と 29 年度の会議等に参加した 9 市町村に対し、「SS 過疎地対策ハンドブック」を配布している。

このほか、ホームページ、メールマガジン、電子メール、文書の郵送等の方法により、管内の市町村等に対し、「SS 過疎地対策計画」の策定に係る補助金の情報や「SS 過疎地対策ハンドブック」（電子版）が掲載されているホームページの URL 等の情報を周知しているが、当局の調査実施時点において、調査対象市町村の多くは当該情報を把握していない状況がみられた。

上記の調査結果から、地元自治体は給油所過疎の問題にリーダーシップをとって取り組むこととされているものの、調査した市町村のほとんどでは、給油所過疎が問題として顕在化していないとして、対策の検討や実施が行われていない状況がみられた。その

ような状況の中、13市町村では将来的には何らかの対応や検討が必要と認識しているものの、そのために行政がどのような取組や関与を行っていくべきかわからないとしており、給油所過疎に関する情報の提供や意見交換の場の設定を求める意見が多く聞かれた。

イ 給油所過疎対策を推進するための情報共有、協議等の場

今回、調査対象とした20市町村のほか、各県石油商業組合、JA全農中国エネルギー事業所から、給油所過疎対策を推進するために求めるものは何かについて意見聴取したところ、以下のとおり、給油所過疎対策に関する情報提供、意見交換、協議等の場を求める意見が多く聞かれた。

- ① 市町村からは、i)各種情報の周知等の場としての会議が有効、ii)給油所の問題は目の前に迫っており、状況に近い自治体の事例を紹介してほしい、iii)行政として給油所過疎に対する危機感がないため、給油所過疎対策に関する説明会があればよい、iv)国の制度等や域内の給油所の状況（届出年月日やタンクの更新時期等）等の基礎的資料が提供される仕組みがあれば助かる、v)他の自治体の悩みや補助メニューの情報が入る会議があれば参加して話を聞きたい、といった情報提供や意見交換の場を求める意見が聞かれた。
- ② 各県石油商業組合からは、i)行政が主導して、関係者を集めた会議等を開催し、課題等を共有して対策を進める必要がある、ii)行政が細かく状況を把握した上で、行政主導により事業者等の関係者を含めて問題意識を共有し、対策を進める必要がある、といった行政主導による関係者の問題意識等の共有、対策の検討等の場を求める意見が聞かれた。
- ③ JA全農中国エネルギー事業所からは、i)中山間地域等での給油所の潰し合いを避けるためには住み分けが必要。全国石油商業組合連合会とJA全農でも住み分けの調整ができていないため、そのための協議の場を行政が設定するなど、行政の関与が必要ではないか、ii)人員不足もJASSの廃業要因となっており、地域住民へ業務委託できれば延命できる地域もあるが、JA側から地域に呼びかけを行うことは難しいため、JA等を含む地域と行政が給油所について検討する場の設定を検討してほしい、といった行政の関与を求める意見が聞かれた。

ウ SS過疎地対策計画策定促進のための情報提供

「国土強靱化年次計画2019」では、経済産業省が自治体と連携し、SS過疎地対策計画の策定に取り組むこととしており、さらに、SS過疎地自治体におけるSS過疎地対策計画策定件数（累積）について、全国5件（2018年）を50件（2022年）とする目標を掲げている。

今回、調査対象とした20市町村のうち、19市町村がSS過疎地対策計画について把握しておらず、全市町村とも同計画を策定していなかった。また、調査対象としたSS過疎地（平成31年3月31日現在）又は道路距離に応じたSS過疎地（平成28年11月14日現在）に該当する8市町村のうち7市町村が同計画を把握していない状況がみられた。

「道路距離に応じたSS過疎地」に該当する市町村名は、資源エネルギー庁ホームページに平成28年11月14日時点の情報として掲載されている一方、東北経済産業局のホ

ホームページに掲載されている東北地域灯油懇談会資料（資源エネルギー庁作成）には、30年3月31日時点の情報として掲載されているが、それぞれに記載されている中国地方5県の市町村名には相違があり、当局が調査した市町村の中にも、30年3月31日時点の情報では「道路距離に応じたSS過疎地」に該当するところ、28年11月14日時点の情報のみを把握していた結果、「道路距離に応じたSS過疎地」に該当しないと誤認していた市町村もみられた。

SS過疎地対策計画に係る情報は、中国経済産業局からSS過疎地又は道路距離に応じたSS過疎地を含む市町村に提供されているものの、調査対象市町村の多くがSS過疎地又は道路距離に応じたSS過疎地を含む市町村に該当するか否かを把握していない状況であり、市町村にとっては、SS過疎地対策検討支援事業補助金のSS過疎地対策計画策定支援事業の応募資格になっているSS過疎地等に該当するか否かについての正しい情報を得ることが大切になる。

また、別々のホームページ上で異なる情報が提供されており、市町村によって間違った情報を得る可能性があることから、今後、市町村が情報を取り違えないよう、正確な情報提供が必要である。

【所見】

したがって、中国経済産業局は、地域に最も身近な存在である市町村に給油所過疎対策の必要性を認識してもらうとともに、将来的にリーダーシップを発揮し、給油所の存続に向けて取り組むことができるよう、これまでの取組に加えて、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 中国5県の県、市町村、県石油商業組合、JA等の給油所過疎対策に係る関係機関による協議、情報共有等の場を各県ごとに設け、連携を強化して対策に取り組むこと。
- ② 上記の協議、情報共有等の場に、まずは、情報提供や意見交換の場を求める意見を出している市町村やSS過疎地の市町村に参加を依頼し、参加者に対し、以下について実施すること。
 - i) エネルギー基本計画等の施策やSS過疎地対策ハンドブックを周知し、その具体的な活用方法等についての支援や、給油所過疎対策の検討に必要な情報の提供
 - ii) SS過疎地対策計画策定支援事業の応募資格となっているSS過疎地等の最新情報を速やかに提供するとともに、SS過疎地等の市町村と連携し、SS過疎地対策計画の策定を支援

このほか、今回上記の市町村への対応が定着した後、中国地方の他の市町村に対してもこれらの対応を広げること。

- ③ 上記の協議、情報共有等の場において、給油所過疎対策について検討する際には、当局の調査結果も参考にすること。

3 給油所過疎地域における給油所存続の取組・課題

(1) 給油所存続に向けた地域の取組

今回の調査において、今後給油所過疎対策に取り組もうとする地域や地方公共団体等の参考にしてもらうために、地域住民の生活の拠点の一つである給油所が地域からなくなってしまうかもしれないという状況に直面しながらも、地域の住民や団体、事業者等が一体となって給油所の存続に向けて取り組み、継続的な運営に結びつけている事例の把握に努めた。その結果、以下のとおり、9事例が把握できたため、各事例の関係者の協力を得て、取組の背景・経緯、取組内容、行政の関与、直面した課題と克服方法等について取りまとめた。

今回把握できた9事例について、民間事業者やJAが運営していた給油所をどのような運営組織が引き継いで継続運営に繋げているかという観点で分類・整理したところ、以下のとおり3分類に整理できる。

- ① 地域住民（任意団体、法人等）が中心となり取り組んでいるもの：5事例（事例1～5）
- ② 民間事業者等（JA、森林組合、有限会社）が中心となり取り組んでいるもの：3事例（事例6～8）
- ③ 市町村が中心となり取り組んでいるもの：1事例（事例9）

【事例1】任意団体を設立し住民主体でJAの給油所を運営

実施主体：ゆの会

所在地：岡山県高梁市

<事例の内容>

平成26年10月に、JAびほくは、湯野地区のJASSを翌年2月に閉鎖することを決定した。当該給油所がなくなれば、湯野地区から最寄りだと思われる給油所までは約15km離れることとなる。

これを受け、地域の有志複数名が、給油所が閉鎖すると地域が衰退する、少しでも地域に貢献したいなどの思いから協議を重ね、給油所を継続するための検討を行ってきた。

検討の過程において、JAびほくから、団体に対してであれば施設を貸与できる、との意向が示されたことを受け、有志複数名を中心として任意団体「ゆの会」（住民運営）を設立し、住民からの出資を得た。

しかし、給油所を運営するための届出や有資格者の確保等の課題があり、その解決に1か月程度必要であったため、ゆの会がJAびほくと交渉した結果、JAびほくによる営業期間を平成27年3月末までとし、1か月延長することとなった。

また、給油所の経営についてJAびほくと協議した結果、施設の賃借料、光熱水費、大規模修繕費等についてはJAびほくが負担してくれることとなり、必要経費の大部分が削減できている。その他の事項についても、JAびほくと適宜協議しながら、住民による継続運営に至っている。

<特徴的な取組>

① 地域の有志複数名が主導した「ゆの会」の設立

給油所を継続したいという有志複数名が中心となり、給油所の継続に向けた検討を行っていたところ、JAびほくから、団体に対してであれば給油施設を貸与できる、との意向が示された。これを受け、有志複数名が積極的に団体設立に向けて準備を進めた結果、住民が主体となり運営する任意団体「ゆの会」の設立に至った。

② 既存の協議会を利用した会員募集及び出資金の協力依頼

湯野地域コミュニティ協議会にて各町内会長に対して、ゆの会設立の趣旨説明や給油所運営への協力依頼（出資金の募集）を行った結果、湯野地区では150戸のうち120戸が、隣接する西山地区でも10戸がゆの会に加入し、出資金が集まった。

③ JAびほくとの協議により必要経費を最小限に抑制

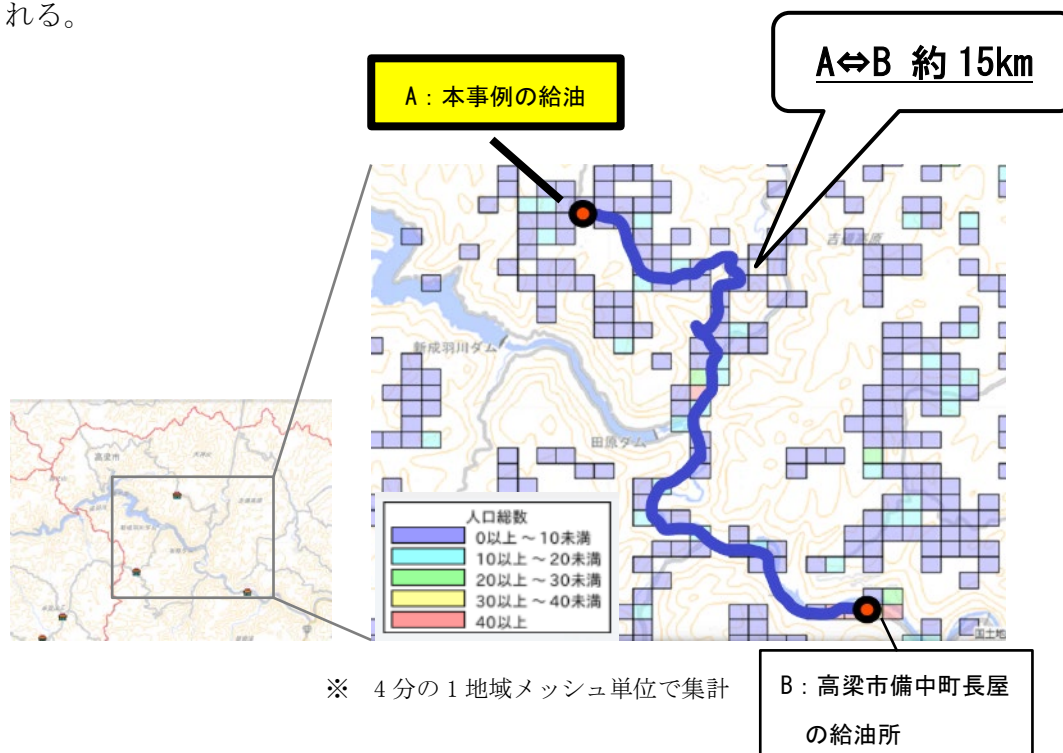
給油所の運営方法についてJAびほくと協議を重ねた結果、ゆの会が既存の地下タンクを無償で借り受け運営することとなった。このほか、光熱水料、大規模改修費等も、当面JAびほくが負担することとなり、ゆの会として支出する主な経費

(燃料仕入費を除く)は、人件費、小規模改修費、税金等を必要最小限に抑えることができている。

また、燃料はJAびほくから仕入れているが、JAびほくは、利益を考慮せず仕入れ単価でゆの会に卸してくれており、安く仕入れることができている。

<本事例の給油所が存続されなかった場合>

この給油所の周辺集落から最寄りと思われる給油所までは、以下の経路(約15km)が想定される。



(注)1 当局の調査結果による。

2 本地図は、本事例の給油所が存続されなかった場合に、周辺住民の利便性に与える影響を視覚的に把握しやすくするため、当該給油所周辺の人口分布及び最寄りと思われる給油所までの経路を示したものである。

なお、地図上のA地点は本事例の給油所の所在地を、B地点は本事例の給油所が存続されなかった場合の最寄りと思われる給油所を示している。

3 本地図は、国土地理院の淡色地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を当局が加工して作成

4 政府統計の総合窓口 (e-Stat) において提供される「地図で見る統計 (jSTAT MAP)」を利用し、平成27年国勢調査による人口総数を地域メッシュ単位で集計した結果を表示。

5 国土地理院の「地理院地図」 (<https://maps.gsi.go.jp/>) を用いて、当該給油所から近隣の給油所までのおおよその距離を測定した。算出対象とした道路は、主に都道府県道以上 (高速道路、国道、都道府県道) としたが、出発地・目的地周辺において該当する道路が存在しない場合は、それ以外の道路も算出対象とすることとした。

6 この(注)は、以下全ての事例に共通する事項とする。

【事例2】住民出資による合同会社を設立し住民主体で給油所を運営

実施主体：あば村運営協議会

所在地：岡山県津山市

<事例の内容>

津山市阿波地区は、平成 21 年度に同市から「住民自治協議会事業」のモデル地区に指定されたことから補助を受け、阿波まちづくり協議会^(※)（現在のあば村運営協議会）として地域づくりの構想や地域経営の試行的実践を行うなど、住民自治の基盤づくりを進めてきた。

※ 同協議会の変遷は以下のとおり。

- ・ 平成 24 年に、同協議会、NPO 法人、一般財団法人、津山市等を構成員とする「エコビレッジ阿波推進協議会」が発足
- ・ 平成 26 年に、「エコビレッジ阿波推進協議会」を「あば村運営協議会」（以下「あば村協議会」という。）に改組

平成 25 年 4 月に、JA つやまが阿波地区唯一の給油所を閉鎖するとの方針を表明したことを受け、あば村協議会は、同年 10 月に、島根県中山間地域研究センターとの協働により、住民主体で経営を引き継ぐかどうかを判断するために住民アンケートを実施した。その結果、約 7 割の住民が、給油所を維持するための出資に賛同し、また、燃料価格が少々高くても買い支える意向があることを確認した。

あば村協議会は、アンケート結果から給油所の継続運営が可能との判断に至り、平成 26 年 2 月に、給油所を運営する合同会社の設立に係る説明会を開き出資を募ったところ、住民 166 人（当時）から出資があり、同年 3 月に同協議会内に合同会社あば村を設立し、同年 6 月から給油所を運営している。なお、同時に給油所に併設する JA 事務所を「あば商店」に改装し、日用品等の販売も行っている。

これらの運営に当たり、JA つやまは、あば村協議会に施設（給油所及び店舗）を無償で貸与することとした。

その後、津山市は、各面で地下タンク改修費の負担が大きく、給油所が閉鎖する状況が多発しているとして、過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年度から 32 年度）に給油所過疎対策を位置付け、給油所に関する事業を予算化したことにより、平成 28 年度から 30 年度まで、あば村協議会に対し、給油所の改修費（油面計の設置等）や人件費の一部を支援している。

また、あば村協議会は、平成 29、30 年度には、津山市の外郭団体であるつやま産業支援センター^(※1)の「地域生活支援及び見守り支援拠点モデル事業」^(※2)による助成金を活用し、地域の見守りを兼ねた御用聞きによる日用品の配達等の実証実験に取り組み、住民に対して快適で安心な生活を提供するほか、採算性の向上を図っている。さらに、30 年度は、経済産業省の「SS 過疎地対策検討支援事業」^(※3)により、保冷機能付き混載用車両による日用品と灯油の同時配送や置き灯油の実証実験を行い、効率的な配送の実施による採算性の向上や、特に豪雪地帯における冬期の燃料確保に係る利便性の向上を図った。その後、31 年度から独自に移動販売も開始し、給油所に併設する商店の売上げ増を図っている。

- ※1 津山市の外郭団体であり、津山地域の企業と産業の活性化を応援するプロフェッショナル集団を目指し、実際に民間で事業展開に携わった経験のある者が中心となり、実効性のある助言や支援を行っている。
- ※2 安定した収入を確保して、地域に定着させる狙いで始まった事業であり、本事業は、過疎高齢化に伴う買い物難民や独居高齢者のサポートを目的としている。
- ※3 本事業は、
 - ① 民間団体（企業、NPO 法人、組合団体、研究機関、個人等）と地方公共団体等の共同事業体（以下「コンソーシアム（共同事業体）」という。）が行う地域の実情や外部環境の変化を踏まえた、石油製品の効率的かつ安定的な供給対策を検討するための「再構築実証事業」
 - ② 揮発油販売者等が行う需要が見込まれる設備等の簡素化等を可能にするために安全性の確保を前提とした新たな機器等の技術開発を実施するための「技術開発実証事業」
 - ③ SS 過疎地の自治体が行う住民の利便性維持のための燃料供給体制に係る計画を策定するための「SS 過疎地計画策定支援事業」
 に要する経費を補助することにより、地域における石油製品の安定的な供給の確保を図ることを目的としており、本事例は、①「再構築実証事業」として採択されたものである。

＜特徴的な取組＞

① 津山市及び中国地方知事会のモデル地区に選定

- i 津山市における「住民自治協議会事業」（平成 21 年度以降）のモデル地区に指定されたことにより、7 年間で約 1,000 万円の補助を受け、住民自治の基盤作りを進めてきた結果、住民に地域づくりの意識が醸成され、住民主体で給油所を運営することについてスムーズな合意形成につながった。
- ii 中国地方知事会における「地元の暮らしを支える複合的な事業連携・組織化の仕組みづくり」（平成 24～26 年度）と題する共同研究・共同事業のモデル地区に指定されたことにより、共同研究機関である島根県中山間地域研究センターの職員を「新しいムラのかたち検討委員会」（エコビレッジ阿波推進協議会内に設置され、給油所の存続等に関する検討を行う委員会）のメンバーとして加えることができ、当該職員が住民主体で経営を引き継ぐかどうかを判断するための住民アンケートの実施や結果の分析に積極的に関与した。アンケートの結果、住民主体で給油所を引き継ぐことが可能であるとの判断に至り、住民運営に向けて最初の一步を踏み出すことができた。

② 合同会社の立ち上げ

エコビレッジ阿波推進協議会は、住民主体で給油所を運営している例についてインターネットで情報収集した結果、高知県の四万十市及び土佐町の取組に着目し、それぞれ視察を行った。その結果、住民が社員となり責任を負う形式であり、買い支えにつながり、登記費用も安く、決算が不必要等の理由から、合同会社の形式が望ましいとして合同会社あば村を立ち上げ、給油所を運営することに決定した。

運営に当たっては、各自治会の代表者等を会社の執行社員と位置付け、定例会への出席等日常的な業務において中心的な役割を果たしている。

合同会社設立時に住民 166 人からの出資を得た。

③ JA つやまとの協議により施設の無償貸与

施設（給油所及び店舗）は JA つやまから無償で貸与されており、固定資産税の負担はない。

④ 津山市の計画に給油所過疎対策を位置付け

過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年度から 32 年度）に給油所過疎対策を位置付けたことにより、津山市における平成 28 年度から 32 年度までの小さな拠点整備運営事業のうち、給油所運営に関する予算が以下のとおり確保され、主に油面計の設置、商店の内装改修費、人件費の一部に充てている。

- ・ ソフト事業：300 万円／年 × 3 年（平成 28 年度から 30 年度まで）
主に人件費の一部、活動費
- ・ ハード事業：600 万円／年 × 1 年（平成 28 年度）
主に油面計の設置、内装の改修

⑤ 商店の事業拡大

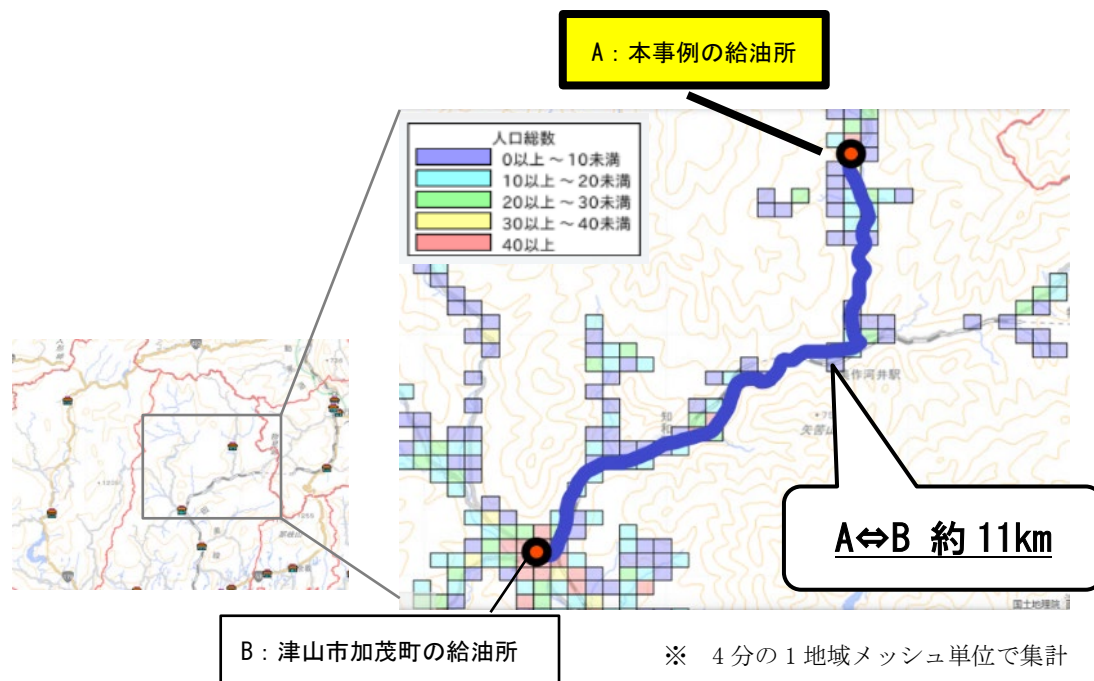
平成 29 年度から、つやま産業支援センターの事業により、地域の見守りを兼ねた御用聞きによる日用品の配達等を開始した。

平成 30 年度から、経済産業省の補助事業を活用し、保冷機能付き混載車両による日用品と灯油の同時配送や置き灯油の実証実験を開始している。

平成 31 年度（令和元年度）は、大手チェーン店への加入により、あば商店における低価格での商品仕入れや品数の増加を実現している。また、本年度より移動販売も開始しており、これらの相乗効果により、商店の利益は順調に伸びると見込んでいる。

<本事例の給油所が存続されなかった場合>

この給油所の周辺集落から最寄りと思われる給油所までは、以下の経路（約 11km）が想定される。



【事例3】コンソーシアム（共同事業体）の形成により給油所を運営

実施主体：吉野地区の未来を考える会（現：吉野地区の未来を創る会）

所在地：岡山県勝央町

<事例の内容>

平成26年度にJA勝英が給油所及び店舗の閉鎖を決定したことを受け、勝央町は、給油所及び店舗の跡地を活用した事業を立ち上げるため、27年度に住民のニーズ等を把握するためのアンケート（1回目）を実施した。

アンケートの結果、住民が給油所及び店舗を必要としていることや、これらを存続させた場合に買い支える意向があることが分かったことなどから、平成29年6月に、区長、住民有志、大学講師、岡山県中山間地域協同支援センター、勝央町で構成する「吉野地区の未来を考える会」を設置し、給油所及び店舗の存続に向けた検討を行った。

同年、検討に当たり、住民が吉野地区の将来についてどのように考えているのかなどを把握するアンケート（2回目）を同会が中心となって実施した。

「吉野地区の未来を考える会」では、これまで2回のアンケートの結果から、住民の大部分が給油所及び店舗を必要としていること、これらを存続した場合に出資や買い支える意思があることが明らかとなったことを受け、住民から出資金を集めることが決定した。その後、出資金の募集や出資者への特典等について説明するために住民説明会を開き、住民の理解や出資を得ながら、平成30年7月に給油所及び店舗を運営する「一般社団法人よしの」の設立に至った。

住民が責任を持って給油所及び店舗を運営するなら勝央町として支援するという町長の考えであったため、一般社団法人よしのが運営するということを前提として、勝央町は、平成30年10月にJA勝英から土地や施設（給油所及び店舗）を買い取り、同月から同法人が給油所を運営している。

給油所の運営に当たり、JA勝英と協議を行った結果、営業始めの1か月間は、引継ぎや業務指導を兼ねて、JA勝英から無償で従業員を派遣してもらうことにより、スムーズな引継ぎができた。

店舗については、リニューアル、備品の購入等が必要であったことから、勝央町が費用を負担した上でこれらを実施し、平成31年4月から開店している。

<特徴的な取組>

① 吉野地区の未来を考える会の設置

i 様々な分野の構成員で組織

区長、住民有志、大学講師、岡山県中山間地域協同支援センター、勝央町で構成しており、それぞれの立場や専門的な知識を生かし、住民の合意を形成しながら検討を進めることができた。

ii 部会制の導入

同会に給油所と店舗それぞれの部会を設置し、効率的に議論を行った。

② 住民アンケートにより給油所及び店舗の運営可能性を把握

勝央町や吉野地区の未来を考える会の主導により、2回の住民アンケートを実施した。住民が給油所及び店舗を必要としているか、住民としてできることは何か、JASS跡地利用の取組に貢献したいかなどを問い、住民が給油所及び店舗を必要としていること、出資や買い支える意思があることが明らかとなった。この結果、出資金を集めることが決定し、社団法人の設立により住民主体の運営が実現した。

③ 住民説明会において出資の協力依頼

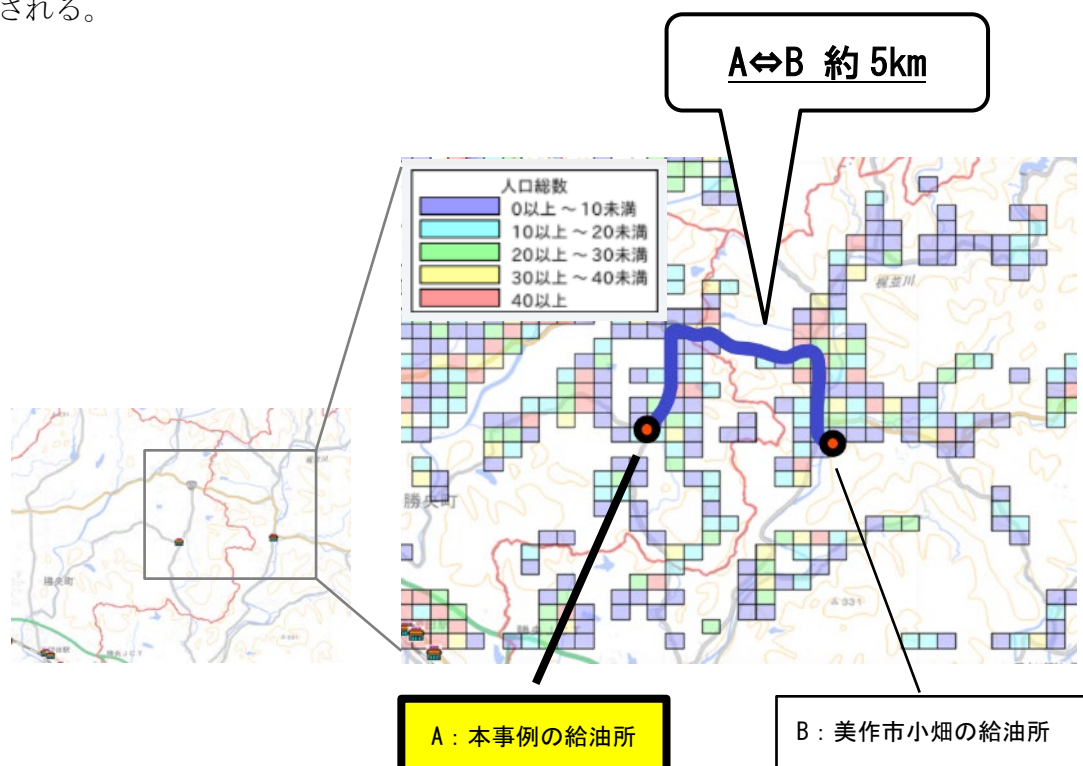
町内8地区で開いた住民説明会にて、給油所及び店舗を運営する社団法人の設立に係る説明や運営への協力依頼（出資金の募集）を行った結果、約2か月後には吉野地区だけでも全422戸のうち310戸分の出資金が集まった。

④ 勝央町が施設の買い取り、店舗リニューアル、備品の購入等の支援

住民が責任をもって給油所及び店舗を運営するなら、町として全面的にバックアップするというのが町長の考えであったため、町が土地・施設の購入、施設のリニューアル及び備品の購入等に係る費用を支援した。

<本事例の給油所が存続されなかった場合>

この給油所の周辺集落から最寄りと思われる給油所までは、以下の経路（約5km）が想定される。



※ 4分の1地域メッシュ単位で集計

【事例 4】コンソーシアム（共同事業体）の形成により給油所を運営

実施主体：生桑振興会
所在地：広島県安芸高田市

<事例の内容>

当時の高田郡農業協同組合（現 JA 広島北部。以下「高田郡農協」という。）が給油所及び店舗を所有し運営していたが、平成 12 年に同農協の OB が出資・設立した有限会社に業務委託し、同年から同社が給油所及び店舗の運営を引き継いでいた（所有は JA 広島北部）。

しかし、費用面の理由から地下タンクの更新が困難となったため、JA 広島北部及び有限会社は平成 24 年 2 月末で給油所及び店舗を閉鎖する方針を決定した。

これを受け、既存の任意団体である生桑振興会が自治会長等を交えて対応策を協議したところ、閉鎖した場合、高齢者の利用、冬期における灯油の供給、除雪車への給油に支障をきたすなどの理由により、給油所は地域にとって必要な施設であるとの結論に至り、存続に向けた取組を開始した。同振興会は、平成 23 年度に土地・施設を買い取るとともに、石油製品の安定供給について検討するために同振興会を代表とするコンソーシアム（安芸高田市、JA 広島北部、有限会社（元経営者））を形成し、経済産業省等の補助金（以下<特徴的な取組>②参照。）を活用した給油所の新設や店舗の改修を行った。

その後、地域住民を出資者とする「株式会社ふれあい市」を設立し、平成 24 年 1 月に、経済産業省等の補助金を活用して整備した給油所及び店舗を「ふれあい市」（複合施設）として開店し、有限会社からこれらの運営を引き継いでいる。

<特徴的な取組>

① 任意団体の主導による住民の合意形成及び株式会社の設立

任意団体である生桑振興会が中心となり、給油所及び店舗の引継ぎを主導した結果、住民の合意形成や住民を出資者とする株式会社の設立を経て、同振興会から同社への業務委託が行われ、給油所及び店舗の継続運営に至った。

② コンソーシアムの形成による補助事業の活用等

生桑振興会は、同会を代表団体として、安芸高田市、JA 広島北部、有限会社（元経営者）で構成されるコンソーシアムを形成し、平成 23 年度に、経済産業省等の補助事業を活用した生桑地域複合型サービス・ステーション実証整備事業^(※)を実施した。

※ 本事業は、地域にとって給油所は必要な施設という認識のもと、以下の方針に基づき、給油所の存続に向けた取組を進めるものである。

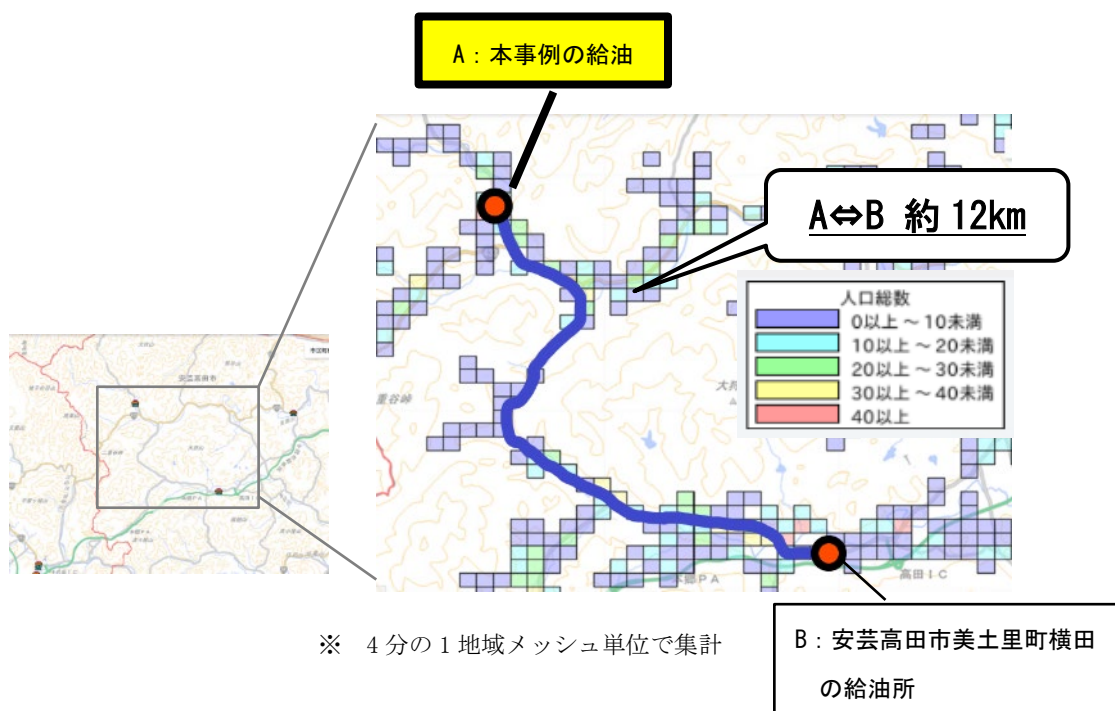
- ① 永続的な経営及び地域需要に見合った給油所複合型供給拠点施設の整備を目的とし、必要な設備の導入を行う。
- ② 生桑振興会や有限会社等が連携し、給油所存続に向けた協議を行うとともに、必要な事業を実施する。
- ③ 石油製品に加え、食料・日用品等の生活サービスを複合的に提供する機能を備えた拠点を整備し、地域の活性化に有効となる事象を追求する。

- ④ 過疎化、高齢化等の地域課題や買物弱者に対応したサービスを提供する。
- ⑤ 集いの場となる地域サロンを併設し、新たな利用価値を生み出す。

本事業は、経済産業省の補助事業（燃料供給不安定地域対策事業）や安芸高田市の補助事業（特色ある地域づくり事業及び生桑地域複合型SS整備事業）の補助金を活用し、給油所の新設や店舗の改修を行ったものである。また、本事業により、前経営者から新経営者に対する経営ノウハウの提供等、関係者同士の連携が強化され、石油製品の安定供給に向けた取組が行われた。

<本事例の給油所が存続されなかった場合>

この給油所の周辺集落から最寄りと思われる給油所までは、以下の経路（約12km）が想定される。



【事例 5】任意団体が地区住民の合意を得て給油所を運営

実施主体：川根振興協議会
所在地：広島県安芸高田市

<事例の内容>

当時の高田郡農協（現 JA 広島北部）は、地区に 1 か所しかない給油所及び店舗（JA）を平成 11 年に閉鎖することを表明した。

これを受け、既存の任意団体である川根振興協議会の会長は、給油所及び店舗が閉鎖されれば特に高齢者はこの地区で生活できなくなる、自分達で維持しなければ人の住めない地区になるとの意識から、当時の高宮町（現安芸高田市）に、給油所及び店舗を引き継ぎたいと打診した。その後、旧高宮町が同協議会、高田郡農協、地区の全住民を集め、同協議会が給油所及び店舗を引き継ぐことについて話し合った。

その結果、赤字になったら誰が責任を取るのかなどの反対意見はあったものの、同協議会長が、住民が利用すれば赤字にならないなど粘り強く説得し、最終的に全世帯からの出資を得て、平成 12 年から給油所及び店舗を引き継ぎ、運営を継続している。

<特徴的な取組>

① 任意団体の主導による住民の合意形成

任意団体である川根振興協議会が中心となり、給油所及び店舗の引継ぎを主導した結果、住民の合意が形成され、任意団体による継続運営に至っている。

② 地区内の全世帯からの同意及び出資

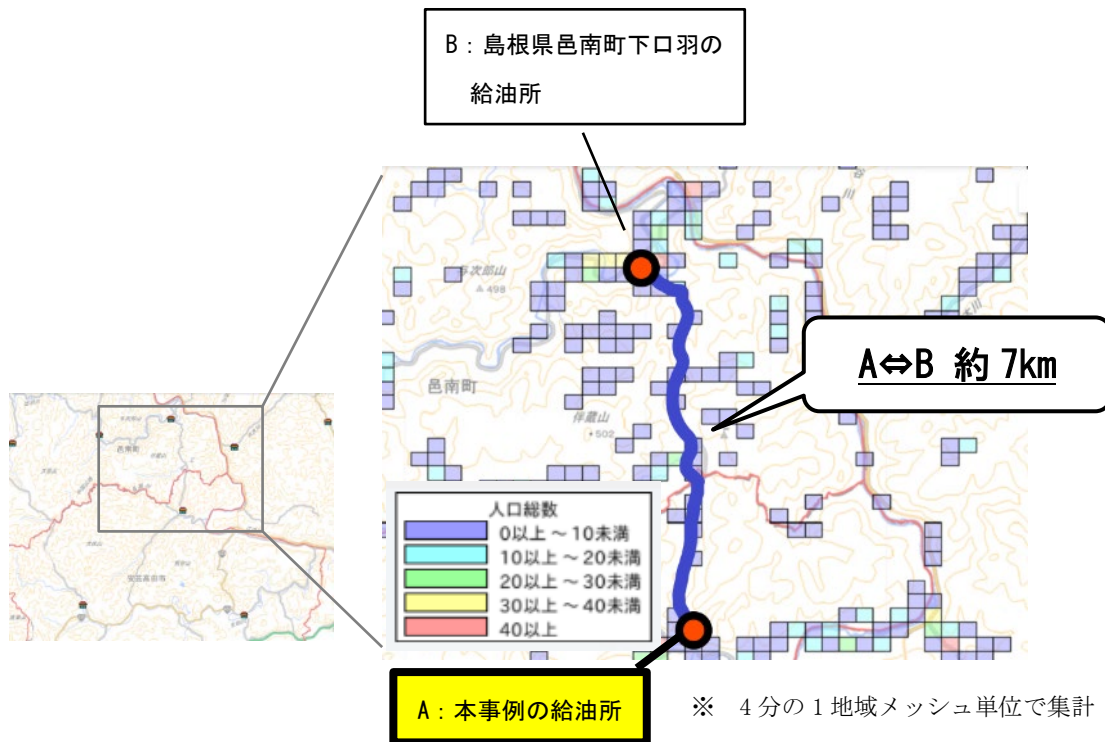
地区住民からは、給油所及び店舗を継続しても赤字になるのではないかと、赤字になったら誰が責任を取るのか、という意見も聞かれたが、協議会長は、「自分達が利用すれば赤字にならない」、「自分達で維持しなければ人の住めない地域になる」と粘り強く説得した結果、最終的には全世帯から 1,000 円の出資を得て、継続運営に至っている。

③ 住民に対する継続的な呼びかけ

協議会の役員会や地区の集会の場面で、「地区内でお金を循環させるためには、当給油所での給油が必要である」、「隣の安い給油所で給油しても当給油所で給油しても、移動距離を考えると費用に大差はない」などと呼びかけ、住民に買い支えを求めている。

＜本事例の給油所が存続されなかった場合＞

この給油所の周辺集落から最寄りと思われる給油所までは、以下の経路（約 7km）が想定される。



**【事例 6】住民との協議により JA が給油所運営を継続
(閉鎖予定の給油所を活用した空白期間の解消)**

実施主体：JA しまねいわみ中央地区本部
所在地：島根県浜田市

<事例の内容>

旧弥栄村には、民間事業者と JA しまねいわみ中央地区本部（以下「JA いわみ中央」という。）が経営する 2 か所の給油所があったが、JA いわみ中央が開催する定例の JA 座談会において、地域住民から、給油所がなくなってしまうと困る、維持してもらいたい、との意見が出されていた。また、JA いわみ中央としても、地下タンクが老朽化（設置から 30 年以上が経過）していたため、給油所の存続について検討する必要性を感じていた。

このような状況下において、旧村内 2 か所の給油所のうち民間給油所が、令和元年 10 月の消費増税に伴いレジの更新費用が必要となることなどを理由に、同年 8 月末で閉鎖する方針を決定した。この決定を受け、残る JASS を運営する JA いわみ中央は、地下タンクが老朽化していたが、地域のために給油所を存続させる必要があると考えていた。

しかし、老朽化している地下タンクの更新費用が膨大となる見込みであったため、現在浜田市に対して支援を要望しているところである。

また、地下タンクの更新に当たっては、工事期間として約 3 か月を要することから、この間は休業状態（空白期間）となり、住民への燃料供給ができなくなる。このため、令和元年 8 月末で閉鎖予定だった民間給油所と交渉し、閉鎖後の同年 9 月から地下タンク更新工事が終了するまでの間、JA いわみ中央が土地・施設を借り受け給油所を運営しており、今後実施する地下タンク更新工事に伴い発生する予定だった空白期間中も休業することなく営業できる予定である。なお、地下タンクの更新時期は、令和 2 年秋口を予定している。

【特徴的な取組】

① JA 座談会における住民ニーズの把握

年 2 回程度開催される JA 座談会において、JA いわみ中央と住民が意見交換を行ったところ、給油所の存続を希望する意見が多く聞かれ、JA いわみ中央としても地域内に給油所を残す必要があると考えた。

② 閉鎖予定の給油所の活用により住民への燃料供給を維持

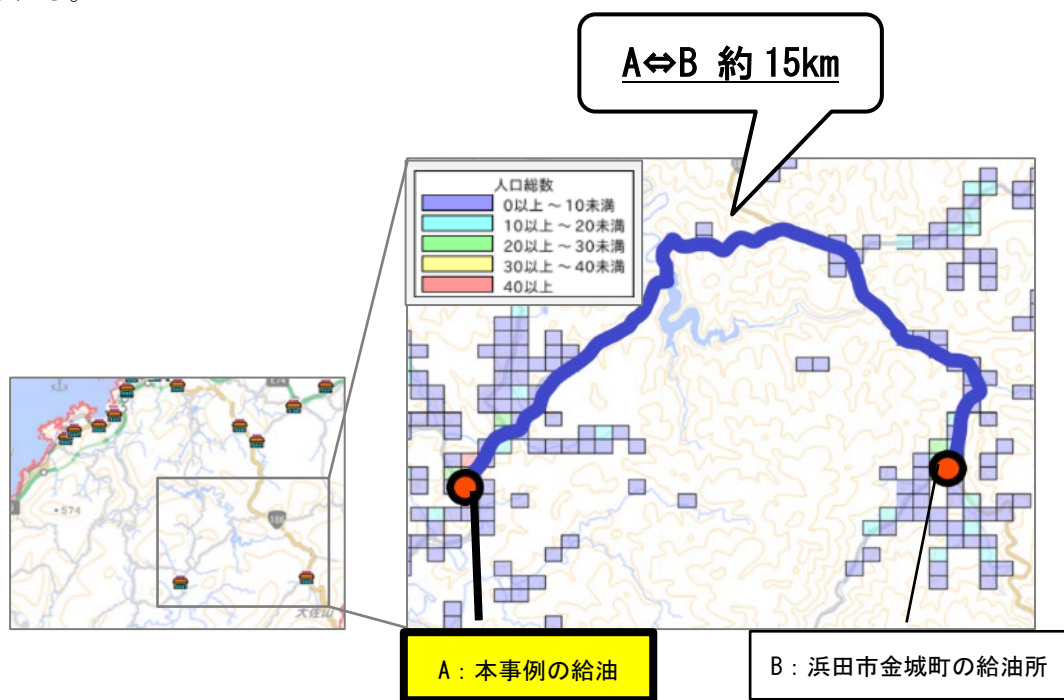
JASS の地下タンク更新工事に要する約 3 か月間は休業せざるを得なくなり、住民への燃料供給もできなくなる可能性があったが、閉鎖予定だった民間給油所と交渉し、一時的に施設を借りて営業することが可能となった。この結果、JASS の地下タンク更新時にも、住民に対して燃料の供給が維持できることとなった。

③ 浜田市に対する支援の要望

JASS の地下タンク更新に当たり、JA いわみ中央は浜田市に対して費用の支援を要望しており、浜田市では現在対応を検討中である。

＜本事例の給油所が存続されなかった場合＞

この給油所の周辺集落から最寄りと思われる給油所までは、以下の経路（約 15km）が想定される。



※ 4分の1地域メッシュ単位で集計

【事例7】民間の給油所を森林組合が引き継ぎ運営

実施主体：作州かがみの森林組合

所在地：岡山県鏡野町

<事例の内容>

平成10年頃に民間給油所が閉鎖を決定した際、当該給油所から当時の上齋原村森林組合（現「作州かがみの森林組合」）に対して引継ぎの打診があった。森林組合としては、組合の事業に必要な燃料の確保にメリットがあるとの理由から、11年に、民間給油所と土地・施設の賃貸借契約を締結し、給油所の運営を実質的に引き継いだ。

その後、森林組合の事業拡大に伴う取り扱い燃料の増加や住民からの要望（地域に唯一の当該給油所の存続希望）を踏まえ、土地・施設の買い取り及び地下タンクの入替え（拡大）に踏み切り、現在まで営業を継続している。

また、鏡野町からの除雪業務の受託、自動車の整備、タイヤ販売及び冬季用タイヤの無料預かりも行っている。

<特徴的な取組>

① 地域住民の要望と事業を実施する上でのメリットが合致

- i 森林組合：事業に必要な燃料を自ら調達することにより経費削減
- ii 地域住民：地域唯一の給油所の存続による利便性の確保

② 鏡野町からの除雪の請負

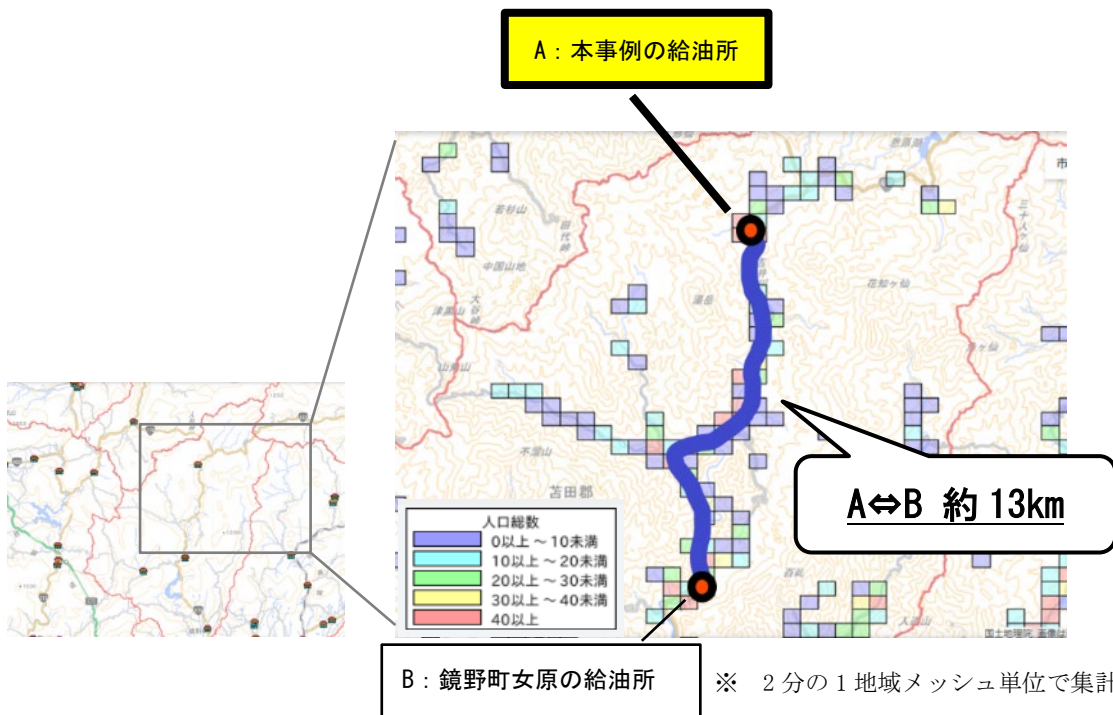
鏡野町からは、燃料費込みの役務契約として除雪業務を委託されているが、除雪に必要な燃料を自ら調達することにより経費を削減し、採算性の確保に寄与している。

③ 自動車整備、タイヤの販売

冬季用タイヤを無料で預かることにより、併せて、自動車整備、タイヤの買い換え及び交換作業を利用者に勧めることもできており、採算性の確保に寄与している。

＜本事例の給油所が存続されなかった場合＞

この給油所の周辺集落から最寄りと思われる給油所までは、以下の経路（約 13km）が想定される。



【事例 8】JA の給油所を有限会社が引き継ぎ運営

実施主体：有限会社トムミルクファーム

所在地：広島県東広島市

<事例の内容>

JA 広島中央は、地域内に唯一残っている JASS を平成 28 年 10 月に閉鎖する方針を決定したが、同 JASS を利用する組合員からの存続要望もあり、閉鎖の是非について再検討されることとなった。

その後、JA 広島中央で協議が行われたところ、最終的には令和元年 6 月末で閉鎖することが決定された。

この決定を受け、当初は JA から給油所の運営に関する業務委託を受けていた前経営者が経営を継続する方向で調整が進んでいたが、寸前での自主運営を断念すると意向を聞き、有限会社トムミルクファームの社長は、同社が給油所の最大の利用者であったことや、地域を持続させるためには給油所を閉鎖してはならないとの思いから、同社が給油所を引き継ぐことを決意した。

引継ぎに当たって、トムミルクファームは、JA 広島中央との協議により、建物及び地下タンクの無償譲渡（土地は私有地のため賃貸借契約を締結）を受けている。

また、地下タンクについては、数年前に電気防食措置を講じているが、今後仮に地下タンクの劣化により補修等が必要となった場合の対応方針については、現時点で決めていないとしている。

さらに、仮に給油所が閉鎖となった場合は地下タンクを撤去する必要があるが、撤去費用については、JA 広島中央が積み立てていた費用を引き継いでいる。

なお、同社は、地域活性化のため、今後、給油所内にアンテナショップを開店する予定である。

<特徴的な取組>

① 地区の JA 組合員の声を踏まえ、給油所の閉鎖が延長

給油所閉鎖の決定に対して、特に JA 組合員の衝撃が強かったことから、JA 広島中央に対して地区総代全員の賛否を意見書として提出した結果、給油所閉鎖の是非について再検討されることとなった。

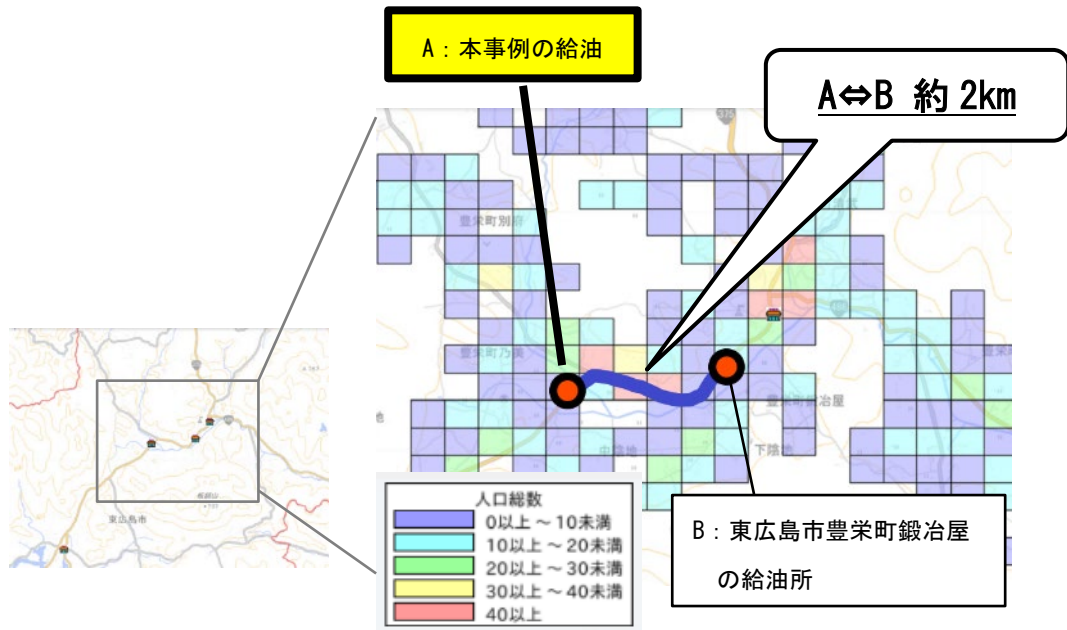
最終的には令和元年 6 月末で閉鎖することとなったが、JA 組合員の声を踏まえ、JA 広島中央による給油所の運営期間が、当初の閉鎖予定（平成 28 年 10 月）から延長される結果となった。

② JA 広島中央との協議により建物及び地下タンクを無償譲渡

経営の引継ぎについて JA 広島中央と協議した結果、JA 広島中央が所有する建物及び地下タンクは無償で譲渡されることとなった。また、平成 28 年頃から JA 広島中央が給油所閉鎖時の地下タンクの撤去に備えて積み立てていた費用も引き継がれることとなった。

＜本事例の給油所が存続されなかった場合＞

この給油所の周辺集落から最寄りと思われる給油所までは、以下の経路（約 2km）が想定される。



※ 4分の1地域メッシュ単位で集計

【事例 9】村が JA から給油所を購入し住民に対する燃料供給を維持

実施主体：西粟倉村

所在地：岡山県西粟倉村

<事例の内容>

JA 勝英が、村内に 1 か所しかない給油所について、平成 30 年度末での閉鎖を表明したことから、住民に対する燃料供給を維持するため、西粟倉村が土地・施設を購入し、給油所を引き継ぐこととした。

給油所は平成 31 年 4 月から村が所有しているが、引継ぎに際しては、JA 勝英との協議により、住民に影響が出ないように、同年度（令和元年度）中は、村が給油所を JA 勝英に無償貸与し、引き続き JA 勝英に運営だけを任せている。翌年度以降は、指定管理者制度（外部委託）により給油所を運営することで、給油所の機能は維持する予定である。

<特徴的な取組>

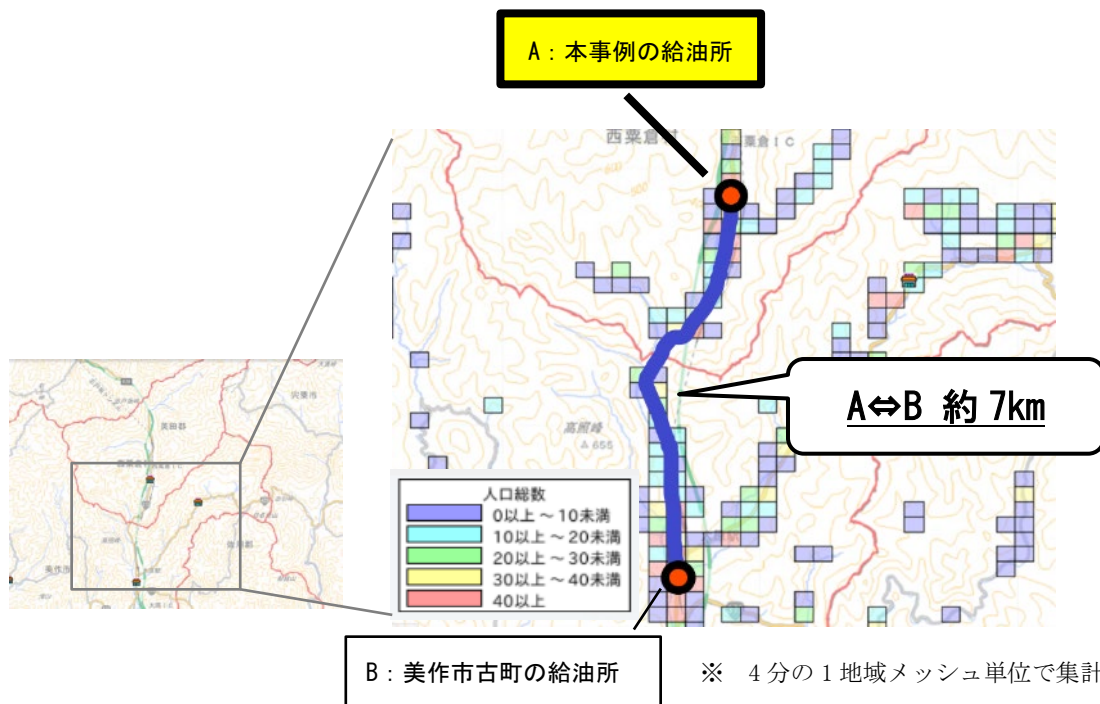
○ 村が土地・施設を買い取り、指定管理者制度により運営予定

西粟倉村が土地・施設を買い取った背景は以下のとおり

- i JA 勝英から給油所の土地・施設を買い取ってくれるよう打診があった。
- ii 給油所はインフラとして維持しないといけないものであり、なくしてはならないというのが村長の意向であった。
- iii 一旦村が土地・施設を買い取ったとしても、いずれ経営が安定すれば運営を民間に任せたいと考えている。地元の土建業者や JA の OB への聞き込みの結果、当該給油所の運営に興味を示している者もあり、将来的には民間に運営を任せるとも可能であると考えている。
- iv 道の駅等の村有施設を運営している株式会社あわくらグリーンリゾートを給油所の指定管理者とする前提で準備を進めている。

＜本事例の給油所が存続されなかった場合＞

この給油所の周辺集落から最寄りと思われる給油所までは、以下の経路（約 7km）が想定される。



A : 本事例の給油所

A⇔B 約 7km

B : 美作市古町の給油所

(2) 給油所存続に向けた共通的な取組

今回把握した 9 事例をみると、閉鎖が決定された民間や JA の給油所を地域住民が中心となった運営組織が引き継ぎ運営を行っている例が大半となっている。その場合の多くに共通してみられた取組は以下のとおりであり、これらが地域住民が中心となった給油所運営を可能にしている要因ではないかと考えられる。

- ① 給油所の存続に向けた取組を進めることについての住民意見の把握及び合意形成（住民主体で運営することの意思確認、住民出資等）
- ② 給油所を継続運営するための必要な話し合いの場（協議会等）の設置
- ③ 責任ある給油所運営を行うための運営組織（任意団体や株式会社等の法人等）の設立
その他、行政機関からの支援（政策への位置付け、補助金の給付等）や事業者の協力（閉鎖予定の給油所施設の利用許可等）等を得ている事例もみられた。

(3) 給油所存続に向け残された課題等

前述(1)のとおり、地域住民、民間事業者等及び市町村が中心となって、給油所過疎地域における給油所の運営が維持されている一方、各給油所運営組織では、今後も継続して給油所を運営していくために解決しなければならない課題について、以下のとおり認識している。

- ① 給油所を継続して維持していくためには膨大な費用（地下タンクの電気防食工事や入替え等の更新費用等）が必要となり、それらに備えた蓄えの確保が困難
- ② 後継者や危険物取扱者等の人材確保が困難。また、給油所運営は利益が少ないため、後継者に運営を引き継ぐことが不安

【まとめ】

前述(3)のような課題があることに加え、人口の減少（買い支えしてくれている住民の減少）、電気自動車の普及等の環境の変化も考慮すると、給油所の当面の存続は可能だとしても、今後の給油所運営はさらに厳しさを増すものと考えられる。しかし、地域住民の生活拠点の確保という観点からも給油所は存続することが好ましく、そのためには、課題解決を給油所運営組織だけに担わせるのではなく、将来的に地方公共団体がリーダーシップを発揮し、給油所の存続に向けて取り組むことができるよう、関係機関が連携して解決方を検討していくことが必要と考えられる。